

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、別冊のとおり公表する。

平成31年3月29日

静岡県監査委員 青 木 清 高

静岡県監査委員 城 塚 浩

静岡県監査委員 鈴 木 洋 佑

静岡県監査委員 池 谷 晴 一

平成 30 年度

包括外部監査結果報告書

静岡県包括外部監査人

## 目 次

第 1	監査の概要	1
A	外部監査の種類	1
B	選定した特定の事件	1
C	特定の事件を選定した理由	1
D	外部監査の方法	2
1	監査の対象	
2	監査の対象とする部局	
3	監査の要点	
4	監査手続の概要	
5	監査対象期間	
E	監査の実施期間	5
F	監査実施者	5
1	外部監査人	
2	補助者	
第 2	利害関係	6
第 3	監査の手続	7
A	日程	7
B	包括外部監査実施説明会	7
C	事前アンケート	8
D	実地監査	8
1	確認事項	
2	日程	
E	意見交換会	11
F	監査結果の提示	11
第 4	指定管理者制度の概要と静岡県における取組み	12
A	公の施設について	12
B	公の施設の管理方法について	12
1	管理方法について	
2	指定管理者制度について	
3	P F I（公共施設等運営権方式）について	

<b>第5 監査の結果</b>	・ ・ ・ ・	14
<b>A 総論</b>	・ ・ ・ ・	14
1 静岡県指定管理者制度について		
2 『手引』について		
3 監査の結果		
<b>B 静岡県男女共同参画センター</b>	・ ・ ・ ・	26
1 施設の概要		
2 施設の利用状況と維持管理について		
3 指定管理者制度の導入について		
4 指定管理者の選定について		
5 指定管理者の業務について		
6 指定管理者との協定について		
7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について		
8 指定管理者の評価について		
9 収支状況について		
10 監査の結果		
<b>C 静岡県県民の森施設</b>	・ ・ ・ ・	36
1 施設の概要		
2 施設の利用状況と維持管理について		
3 指定管理者制度の導入について		
4 指定管理者の選定について		
5 指定管理者の業務について		
6 指定管理者との協定について		
7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について		
8 指定管理者の評価について		
9 収支状況について		
10 監査の結果		
<b>D 静岡県コンベンションアーツセンター</b>	・ ・ ・ ・	46
1 施設の概要		
2 施設の利用状況と維持管理について		
3 指定管理者制度の導入について		
4 指定管理者の選定について		
5 指定管理者の業務について		
6 指定管理者との協定について		
7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について		
8 指定管理者の評価について		

9	収支状況について		
10	監査の結果		
<b>E</b>	<b>静岡県舞台芸術公園</b>	.....	<b>61</b>
1	施設の概要		
2	施設の利用状況と維持管理について		
3	指定管理者制度の導入について		
4	指定管理者の選定について		
5	指定管理者の業務について		
6	指定管理者との協定について		
7	指定管理者の業務のモニタリングや協議について		
8	指定管理者の評価について		
9	収支状況について		
10	監査の結果		
<b>F</b>	<b>静岡県立水泳場・G 静岡県富士水泳場</b>	.....	<b>73</b>
1	施設の概要		
2	施設の利用状況と維持管理について		
3	指定管理者制度の導入について		
4	指定管理者の選定について		
5	指定管理者の業務について		
6	指定管理者との協定について		
7	指定管理者の業務のモニタリングや協議について		
8	指定管理者の評価について		
9	収支状況について		
10	監査の結果		
<b>H</b>	<b>静岡県立富士見学園</b>	.....	<b>88</b>
1	施設の概要		
2	施設の利用状況と維持管理について		
3	指定管理者制度の導入について		
4	指定管理者の選定について		
5	指定管理者の業務について		
6	指定管理者との協定について		
7	指定管理者の業務のモニタリングや協議について		
8	指定管理者の評価について		
9	収支状況について		
10	監査の結果		

<p><b>I 静岡県沼津労政会館・静岡県静岡労政会館・静岡県 浜松労政会館</b></p> <p>1 施設の概要</p> <p>2 施設の利用状況と維持管理について</p> <p>3 指定管理者制度の導入について</p> <p>4 指定管理者の選定について</p> <p>5 指定管理者の業務について</p> <p>6 指定管理者との協定について</p> <p>7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について</p> <p>8 指定管理者の評価について</p> <p>9 収支状況について</p> <p>10 監査の結果</p>	<p>・ ・ ・ ・ 98</p>
<p><b>J 静岡県医療健康産業研究開発センター</b></p> <p>1 施設の概要</p> <p>2 施設の利用状況と維持管理について</p> <p>3 指定管理者制度の導入について</p> <p>4 指定管理者の選定について</p> <p>5 指定管理者の業務について</p> <p>6 指定管理者との協定について</p> <p>7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について</p> <p>8 指定管理者の評価について</p> <p>9 収支状況について</p> <p>10 監査の結果</p>	<p>・ ・ ・ ・ 110</p>
<p><b>K 静岡県富士山こどもの国</b></p> <p>1 施設の概要</p> <p>2 施設の利用状況と維持管理について</p> <p>3 指定管理者制度の導入について</p> <p>4 指定管理者の選定について</p> <p>5 指定管理者の業務について</p> <p>6 指定管理者との協定について</p> <p>7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について</p> <p>8 指定管理者の評価について</p> <p>9 収支状況について</p> <p>10 監査の結果</p>	<p>・ ・ ・ ・ 119</p>

<b>L</b>	<b>静岡県草薙総合運動場</b>	. . . . 130
	1 施設の概要	
	2 施設の利用状況と維持管理について	
	3 指定管理者制度の導入について	
	4 指定管理者の選定について	
	5 指定管理者の業務について	
	6 指定管理者との協定について	
	7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について	
	8 指定管理者の評価について	
	9 収支状況について	
	10 監査の結果	
<b>M</b>	<b>遠州灘海浜公園</b>	. . . . 140
	1 施設の概要	
	2 施設の利用状況と維持管理について	
	3 指定管理者制度の導入について	
	4 指定管理者の選定について	
	5 指定管理者の業務について	
	6 指定管理者との協定について	
	7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について	
	8 指定管理者の評価について	
	9 収支状況について	
	10 監査の結果	
<b>N</b>	<b>愛鷹広域公園</b>	. . . . 150
	1 施設の概要	
	2 施設の利用状況と維持管理について	
	3 指定管理者制度の導入について	
	4 指定管理者の選定について	
	5 指定管理者の業務について	
	6 指定管理者との協定について	
	7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について	
	8 指定管理者の評価について	
	9 収支状況について	
	10 監査の結果	

○ 静岡県立朝霧野外活動センター	・ ・ ・ ・	159
1 施設の概要		
2 施設の利用状況と維持管理について		
3 指定管理者制度の導入について		
4 指定管理者の選定について		
5 指定管理者の業務について		
6 指定管理者との協定について		
7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について		
8 指定管理者の評価について		
9 収支状況について		
10 監査の結果		
P 静岡県立三ヶ日青年の家	：	・ ・ ・ ・ 178
1 施設の概要		
2 施設の利用状況と維持管理について		
3 指定管理者制度の導入について		
4 指定管理者の選定について		
5 指定管理者の業務について		
6 指定管理者との協定について		
7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について		
8 指定管理者の評価について		
9 収支状況について		
10 監査の結果		
第6 結び	・ ・ ・ ・	191
監査結果一覧	・ ・ ・ ・	192



## 第 1 監査の概要

### A 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに静岡県包括外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

### B 選定した特定の事件

指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について

### C 特定の事件を選定した理由

平成 15 年 9 月に「地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、公の施設の管理運営について管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入された。指定管理者制度の導入は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用して、住民サービスの向上や経費削減等を図ることを目的として導入されたものである。静岡県においても、平成 16 年度に 2 施設が指定管理者制度に移行し、その後数年で 40 施設を超える施設で指定管理者制度が採用された。全国的にも多数の公の施設の管理運営が指定管理者制度に移行したが、指定管理者制度に移行したことによる住民サービスの向上や経費削減等が、適切に行われているかの検証も多く自治体で行われてきた。静岡県包括外部監査でも平成 22 年度に指定管理者制度をテーマに監査が行われている。

その後も民間の能力活用は積極的に推進され、平成 23 年に P F I 法の改正により、コンセッション方式の導入や平成 29 年改訂の P P P / P F I 推進アクションプランでは、コンセッション事業の他に収益型事業や公的不動産利活用事業などの手法も紹介されている。静岡県でも、平成 31 年度から富士山静岡空港の管理運営にコンセッション方式が採用される予定である。

今後、多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制と良好な公共サービスの実現を趣旨として採用されている指定管理者制度を P P P / P F I 手法や直営を含めて再検証する意味は大きいと考えた。

以上の観点から、当該テーマを選定した。

## D 外部監査の方法

### 1 監査の対象

平成 29 年 3 月 31 日に、静岡県で指定管理者制度を導入している施設のうち、次に該当する施設を監査の対象とした。

- イ) 管理瑕疵に基づく事故のあった施設
- ロ) 利用状況（人数・回数・件数等）に対して割高なコストがかかっている一般向けの施設
- ハ) コストの内容や労務者の負担リスクについて検証が必要であると考える施設

施設名	担当部局	該当項目		
		イ	ロ	ハ
静岡県男女共同参画センター	くらし・環境部 男女共同参画課			●
静岡県県民の森施設	くらし・環境部 環境ふれあい課		●	
静岡県立森林公園施設				
静岡県立森林公園森の家施設				
静岡県コンベンションアーツセンター	文化・観光部	●	●	
静岡県舞台芸術公園	文化政策課		●	
静岡県富士水泳場	文化・観光部 スポーツ振興課	●	●	
静岡県武道館				
静岡県立水泳場			●	
コンベンションぬまづ	文化・観光部			
静岡空港	観光政策課			
静岡県総合社会福祉会館	健康福祉部 地域福祉課			
静岡県婦人保護施設清流荘	健康福祉部 こども家庭課			
静岡県立富士見学園	健康福祉部 障害者政策課			●
静岡県総合健康センター	健康福祉部 健康増進課			

施設名	担当部局	該当項目		
		イ	ロ	ハ
静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設「ウオット」	経済産業部 研究開発課			
静岡県労政会館 (沼津、静岡、浜松)	経済産業部 労働政策課			●
静岡県産業経済会館	経済産業部 商工振興課			
静岡県医療健康産業研究開発センター	経済産業部 新産業集積課		●	
静岡県浜松内陸コンテナ基地	経済産業部 企業立地推進課			
静岡県家畜共同育成場	経済産業部 畜産振興課			
県営漁港(※)のプレジャーボード 停係泊等に係る施設	交通基盤部 港湾企画課			
清水港湾交流センター、日の出駐車場、 日の出緑地・遊歩道、待合所、港湾関連 団体用業務室				
浜名港プレジャーボート係留施設				
愛鷹広域公園	交通基盤部 公園緑地課		●	●
遠州灘海浜公園			●	
吉田公園				
小笠山総合運動公園				
静岡県草薙総合運動場				●
静岡県富士山こどもの国			●	
浜名湖ガーデンパーク				
静岡県三ヶ日青年の家	教育委員会	●	●	
静岡県立朝霧野外活動センター	社会教育課	●	●	

※県営漁港には、稲取漁港、静岡漁港、焼津漁港(焼津地区、小川地区)、網代漁港、妻良漁港が含まれる。

## 2 監査の対象とする部局

監査対象とした部局は、指定管理者制度を採用する公の施設を管理する部局で、上記1のとおりである。

## 3 監査の要点

監査の要点は、次のとおりである。

- ・指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務等について、法律及び条例等に従い適切に実施されているか。
- ・指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務等について、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的に実施されているか。

指定管理者制度の導入から評価に至るまで其々の過程があるが、監査要点に照らして重要なポイントは次のとおりである。

- ・管理方法の見直し・指定管理者制度の導入  
管理方法の選択に際しては、施設の位置づけ、管理運営の在り方、利用者の満足度、運営の効率性、県民のパートナーシップ等の観点から体系的に整理し、検討したうえで、総合的に判断することが重要なポイントである。
- ・指定管理者の募集・選定・協定  
指定管理者の募集に当たっては、様々な経営能力を持つ団体が幅広く参加できるような募集要項の作成が重要なポイントである。  
指定管理者の選定に当たっては、施設の管理運営に関する専門家による多面的かつ客観的な評価ができる体制を構築することが重要なポイントである。  
指定管理者の協定に当たっては、静岡県と指定管理者との役割分担を明確化し、必要な事項を文書化しておくことが重要なポイントである。
- ・指定管理者の業務  
指定管理者は協定書に基づき施設の管理運営を担うことになるため、県が指定管理者に求める事項を協定書において明確化しておくことが重要なポイントである。
- ・指定管理者に対する業務のモニタリング、協議  
指定管理者が募集要項や協定書に沿って適切に管理していることを確認するためには、静岡県は公の施設設置者としての監督権限を適切に行使して指定管理者の業務のモニタリングを行うことが重要なポイントである。

- ・指定管理者の評価、施設の評価  
施設の設置目的の達成やサービスの向上、適正な管理運営を行うためには、実績を専門的かつ客観的に評価し、改善を行う等P D C A サイクルの効果的な運用が図られていることが重要なポイントである。

上記の監査要点、重要なポイントを鑑み、実施した監査手続の概要は、  
4 監査手続の概要のとおりである。

#### 4 監査手続の概要（詳細は「第3 監査の手続」）

主要な監査手続は、次のとおりである。

- ・経営管理部行政経営課から「指定管理者制度の手引」等を基に、指定管理者制度の概要をヒアリング
- ・指定管理者制度導入施設を所管する所属等に対して、その状況等に関するアンケート調査を実施し、ヒアリング対象施設を抽出
- ・ヒアリング対象施設を所管する所属等に対して、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧
- ・監査結果の取りまとめにあたって、事実誤認の発生防止に配慮し、必要に応じて監査対象所属と意見交換会を実施。

#### 5 監査対象期間

原則として平成29年度を対象とする。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

#### E 監査の実施期間

平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

#### F 監査実施者

##### 1 外部監査人

公認会計士 村松淳旨

##### 2 補助者

公認会計士 加山秀剛

公認会計士 松本次郎

公認会計士 原田俊輔

公認会計士 山本博生

公認会計士 佐藤 豪

公認会計士	石巻幹子
公認会計士	鈴木教史
公認会計士	堀井幸治

## 第2 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

### 第3 監査の手続

#### A 日程

時期	内容	備考
平成30年6月	・ 監査テーマの決定	
平成30年7月	・ 監査実施計画策定 ・ 包括外部監査実施説明会	
平成30年8月	・ アンケート調査	
平成30年8月～ 平成30年10月	・ 実地監査の実施	
平成30年10月～ 平成30年11月	・ 追加調査 (実地調査の補完)	必要に応じて、監査対象部局からの申し出に基づき、監査対象所属との意見交換会を実施
平成30年12月～ 平成31年2月	・ 報告書の内容調整	
平成31年3月	・ 監査結果の報告	知事、議会、監査委員宛て

#### B 包括外部監査実施説明会

項目	内容
日時	平成30年7月25日
説明者	外部監査人 村松淳旨
出席者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営管理部総務課</li> <li>・ 監査対象所属、監査対象部局（監査対象所属が属する部局）の監査とりまとめ担当課（経理監等）</li> <li>・ 監査委員事務局</li> </ul>
説明事項	平成30年度包括外部監査実施計画の説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事件（テーマ）の選定理由</li> <li>・ 監査の観点</li> <li>・ 監査対象所属及び監査対象</li> <li>・ 監査日程概要及び事前準備書類</li> <li>・ 事前アンケートの依頼</li> </ul>

### C 事前アンケート

実地監査の対象を絞り込むため、指定管理者制度導入施設を所管する部局等に対して、その状況等に関するアンケート調査を実施した。アンケートでの主な設問は、以下のとおりである。

区分	設問
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の面積</li> <li>・建物の延床面積、建設費、建設年、直近の大修繕の有無、改修等に係る計画の有無と見積費用</li> <li>・高額な備品（取得価額1億円以上）の概要、取得価額、購入年、年間稼働日数</li> <li>・指定管理者からの資産の寄付又は譲渡</li> </ul>
修繕費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県負担額実績（27年度から29年度）</li> <li>・指定管理者負担額実績（27年度から29年度）</li> <li>・修繕費1件当たりの指定管理者負担限度額</li> </ul>
利用数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用数の目標と実績（27年度から29年度）</li> </ul>
利用者の事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の事故の報告数（27年度から29年度）</li> </ul>
利用者満足度調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者満足度調査の実施有無</li> </ul>
指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間指定管理料（27年度から29年度）</li> </ul>
利用者収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者からの収入（27年度から29年度）</li> </ul>
現地視察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課の現地視察回数（29年度）</li> </ul>
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者に対する評価結果（27年度から29年度）</li> <li>・評価者に占める県職員の割合（29年度）</li> </ul>
制度変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度変更（直営に戻す等）の検討有無</li> </ul>
指定管理者の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度導入後の指定管理者変更有無</li> </ul>

### D 実地監査

ヒアリング対象施設を所管する担当部局に対して、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧を実施した。



## 1 確認事項

観点	項目
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置根拠</li> <li>・ 設置目的</li> <li>・ 設置年月日</li> <li>・ 施設内容概略</li> <li>・ 主な事業内容</li> <li>・ 設置場所の選定理由 など</li> </ul>
施設の利用状況と維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の利用状況推移</li> <li>・ 不法占拠施設の有無</li> <li>・ 遊休施設の有無</li> <li>・ 安全防災対策、老朽化対策の取組状況</li> <li>・ 施設の修繕計画の内容と見積額 など</li> </ul>
指定管理者制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入の経緯について</li> <li>・ 直営に戻す可能性、他の制度に変更することへの検討状況</li> <li>・ 指定管理者制度の限界や課題 など</li> </ul>
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者の主な業務内容、職員構成</li> <li>・ 指定管理料の算定基礎</li> <li>・ 指定管理者の収支計画と実績、その乖離理由</li> <li>・ 利用料金の算定基礎と今後の方針</li> <li>・ 利用料金の減免基準の内容と確認方法、該当数 など</li> </ul>
指定管理者の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非公募理由と今後の方針</li> <li>・ 応募者が1団体の場合、過去の対策とその成果、今後の方針</li> <li>・ 指定管理者変更の有無、その理由</li> <li>・ 指定管理者変更に伴う引継ぎの仕組み、内容</li> <li>・ 指定管理者の事業継続性に関する懸念事項の有無 など</li> </ul>
指定管理者との協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定書に労働条件への配慮規定の有無、所管課による労働条件の確認状況</li> <li>・ 指定管理業務の再委託の有無、再委託に関する取り交わし書類と実績内容</li> </ul>

観点	項目
指定管理者に対する業務のモニタリング、協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課による視察の目的と頻度、確認内容、視察結果</li> <li>・所管課と指定管理者との定期的な協議内容</li> <li>・指定管理者からの定期的な報告内容</li> <li>・指定管理者の現金管理方法と過不足の状況</li> <li>・指定管理者への貸与物品の保管状況</li> <li>・指定管理者の個人情報の取扱い、所管課の事後的なチェック内容</li> <li>・所管課が実施している財務分析の内容 など</li> </ul>
指定管理者の評価/評価委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価委員会の評価結果</li> <li>・評価委員に求める条件</li> <li>・評価委員の独立性の確認状況</li> <li>・評価委員に占める県職員の割合、その理由</li> <li>・評価点の配分に関する考え方、取扱い など</li> </ul>
施設の評価/利用者満足度調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者満足度調査の方法、結果</li> <li>・利用者満足度調査の見直し（時期、頻度、具体的な検討方法等）</li> <li>・利用者満足度調査に関する課題 など</li> </ul>
施設全体の採算管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設全体の財務情報</li> <li>・所管課による施設全体の採算管理方法 など</li> </ul>
その他	H22 の包括外部監査意見に対する取組み など

## 2 日程

施設名	担当部局	実施日
静岡県沼津・静岡・浜松労政会館	経済産業部 労働政策課	平成30年8月23日
静岡県男女共同参画センター	くらし・環境部 男女共同参画課	平成30年8月29日
静岡県県民の森施設	くらし・環境部 環境ふれあい課	平成30年8月29日
静岡県立水泳場	文化・観光部 スポーツ振興課	平成30年8月29日
静岡県富士水泳場		
静岡県医療健康産業研究開発センター	経済産業部 新産業集積課	平成30年8月30日

施設名	担当部局	実施日
静岡県富士山こどもの国	交通基盤部	平成30年8月31日
静岡県草薙総合運動場	公園緑地課	
遠州灘海浜公園	交通基盤部	平成30年9月3日
愛鷹広域公園	公園緑地課	
静岡県立朝霧野外活動センター	教育委員会	平成30年9月4日
静岡県立三ヶ日青年の家	社会教育課	
静岡県舞台芸術公園	文化・観光部 文化政策課	平成30年9月5日
静岡県コンベンションアーツセンター	文化・観光部 文化政策課	平成30年9月6日
静岡県立富士見学園	健康福祉部 障害者政策課	平成30年9月7日

#### E 意見交換会

担当部局からの申し出に基づいて、外部監査人と担当部局との意見交換会を実施し、報告書の記載事項に事実誤認等がないよう、相互の認識の確認・調整を行った。

#### F 監査結果の提示

監査の結果は、次表に基づき、「指摘」または「意見」に整理して提示する。

区分	内容
指摘	次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他重大な事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
意見	組織及び運営の合理化など多様な観点から改善の必要があると認める事項

## 第4 指定管理者制度の概要と静岡県における取組み

### A 公の施設について

公の施設とは、地方自治法で「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、具体的には、体育施設、教育・文化施設、公園、道路、学校などの施設がある。

### B 公の施設の管理方法について

#### 1 管理方法について

公の施設の管理方法として、施設の所有者である地方公共団体が自ら管理する「直営」と、民間事業者も含む幅広い団体に管理を委ねる「指定管理者制度」と「PFI（公共施設等運営権方式）」等がある。

静岡県においては、公の施設の設置目的にそって、より効果的で効率的な管理運営を行い、県民サービスを一層向上させることができるよう、「指定管理者制度」の活用積極的に取り組んでいる。公の施設に対する指定管理者制度の導入状況は下表のとおりである。

区分	代表例	施設数
レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等	7
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等	8
基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等	20
文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等	6
社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保険センター等	3
合計		44

また、近年では、富士山静岡空港の管理運営を指定管理者制度からPFI（公共施設等運営権方式）に変更し、民間事業者による安定的で自由度の高い運営に切り替えることとしている。

#### 2 指定管理者制度について

##### (1) 指定管理者制度とは

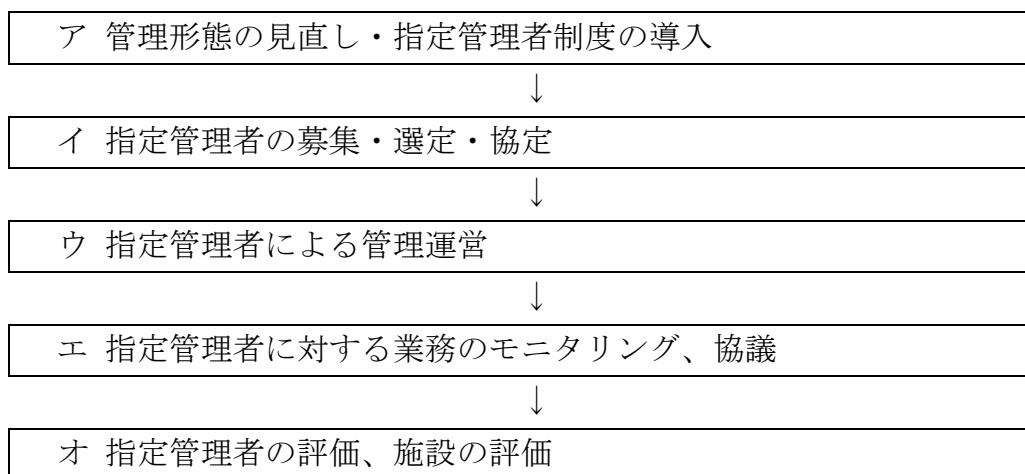
指定管理者制度は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して代行させるものであり、指定管理者は、利用料金制度のほか行政処分に該当する使用許可も行うことができる。この場合、設置者たる

地方公共団体は、管理権限の行使自体は行わず、指定管理者の管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行い、指示に従わない場合等には指定の取り消し等を行うことができる。

また、指定管理者となるものについても特段の制約を設けず、その対象は民間事業者等が幅広く含まれている。

## (2) 指定管理者制度の流れ

指定管理者制度の導入から評価に至るまでの具体的な過程は、次のとおりである。



## 3 PFI（公共施設等運営権方式）について

PFI（公共施設等運営権方式）とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式である。公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供することができる。

指定管理者制度とPFIの主な違いは、次のとおりである。

制度	指定管理者制度	PFI（公共施設等運営権方式）
法的根拠	地方自治法	PFI法
対象	地方自治法に定められた公の施設	公共施設のうち、利用料金を徴収するもの
利用料金の設定	条例	運営権者
業務範囲（施設の改築更新）	×	○

## 第5 監査の結果

### A 総論

#### 1 静岡県の指定管理者制度について

##### (1) 指定管理者制度の導入について

指定管理者制度は、平成15年に地方自治法の改正により新設された制度であり、従来の管理委託制度から3年間の経過措置期間内に移行することが求められたため、この時期、全国的に公の施設で導入された。

静岡県においては、この指定管理者制度導入の旗振り役を務めたのが経営管理部行政経営課である。同課は、指定管理者制度の運用手続の標準ルールをまとめた『指定管理者制度の手引』（以下、『手引』とする。）を作成し、ほぼ毎年のように改訂を重ねている。

##### (2) 総務省の調査結果にみる静岡県の指定管理者制度導入施設の状況

総務省は、数年おきに都道府県、指定都市、市区町村の指定管理者制度の導入状況等に関する調査を行っており、その結果をホームページで公表している。この調査結果から、全国の都道府県の平均と静岡県を比較すると、以下のとおりである。

上段：平成27年4月1日現在の調査結果

下段：平成24年4月1日現在の調査結果

項目		全国平均	静岡県
指定管理期間は5年間		78.7% (47.8%)	95.4% (79.0%)
指定管理者の選定方法は公募方式		63.4% (63.8%)	74.4% (74.4%)
選定手続を事前公表している		67.1% (68.6%)	97.6% (81.4%)
選定基準を事前公表している		65.1% (68.6%)	97.6% (81.4%)
協定等への 記載状況	施設の種別に応じた必要な体制	98.9% (98.8%)	97.6% (81.4%)
	自治体への損害賠償に関する事項	77.2% (77.2%)	100% (100%)
	利用者への損害賠償に関する事項	76.1% (77.3%)	86.0% (86.0%)

項目		全国平均	静岡県
協定等への 記載状況	施設の修繕に関する事項	77.2% (77.6%)	100% (100%)
	緊急時の対応に関する事項	76.9% (73.8%)	100% (100%)
	労働法令の遵守や雇用・労働条件 への配慮規定	93.8% (84.9%)	86.0% (53.5%)
	個人情報保護への配慮規定	100% (99.9%)	100% (100%)
債務負担行為を設定している		56.6% (56.8%)	60.4% (44.2%)
利用料金制を採用している		51.4% (48.6%)	88.4% (86.0%)
選定理由の公表をしている		98.3% (98.4%)	100% (100%)
指定管理者の評価を実施している		100% (99.9%)	100% (86.0%)

上記の結果を見ると、全国的に指定管理者制度の管理運営方法が標準化してきており、静岡県においては、特に指定期間の長さや、選定の手続や基準の事前公表についての標準化が全国平均よりも進んでいることがわかる。

このような標準化の動きは、総務省の調査結果や『手引』の改訂を参考に、各施設において、指定管理期間の変わり目に標準的なやり方に合わせてきていることがうかがえる。

## 2 『手引』について

### (1) 『手引』の構成

『手引』は、経営管理部行政経営課によってほぼ毎年のように改訂され、県のホームページにも掲載されている。

現行の平成30年3月改訂版は、その内容は次のような構成になっており、指定管理者制度導入施設の管理運営に関して、網羅的に規定されている。

項目	ページ
I 指定管理者制度の概要	P 1～ 5
II 指定管理者制度導入・再指定の手続	P 6～ 7
III 管理形態の検討	P 8～ 9
IV 設置管理条例の制定・改正	P10～13
V 募集要項等の作成	P14～31
VI 募集	P32
VII 審査、選定及び指定	P33～39
VIII 指定管理者による管理の開始	P40～44
IX 指定管理者制度における実績評価	P45～49
X 指定管理者制度導入施設における利用者の安全確保	P50～54
XI 指定管理者制度導入施設における労働関係法令の遵守	P55～57
参考資料 1 国関係通知	P58～80
参考資料 2 静岡県関係通知	P80～98
参考資料 3 指定管理者制度へ移行した公の施設	P99～100

## (2) ヒアリング対象施設で確認された『手引』の準拠状況

今回の監査では、静岡県の指定管理者制度導入施設すべて(44施設)に対するアンケートの結果をもとに、ヒアリング対象として17施設を抽出し、個別に担当課へのヒアリングや関連資料の確認を実施した。

上記1(2)の総務省の調査結果において、県全体で指定管理者制度の管理運営方法の標準化がかなり進んでおり、その背景として『手引』の内容が県のルールとして定着していることが期待されたが、個別にヒアリングや資料の確認を行うと、必ずしも『手引』どおりの運用ができていないわけではないことがわかった。

その理由としては、以下のような事項があげられる。

- ・制度が導入された当初は、現場の実務が先行し、『手引』が後追いつくような形で整備されていった経緯があり、先行して実務が進んだ部分については、古いやり方が残っている。
- ・『手引』の位置づけは、標準ルールを示し、それに準拠した手続を求めるものであるが、強制力はない。また、施設や業務の内容も異なり、ある程度の弾力性や幅を持たせる必要もあることから、あまり1つの型にはめ込むような形にできない部分がある。
- ・平成22年度の包括外部監査(テーマ:「公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について」)を受けて、23年度に「指定管理者制度運用検討委員会」が設置され、制度運用面の見直



しも行われたが、それ以降は、行政経営課で 44 ある指定管理者制度導入施設すべてに対して細かく運用状況や手引の準拠状況のモニタリングをできていない。

個別にヒアリングや資料確認をした結果については、事項B以下において記述するが、ここでは、『手引』のあり方を考えるうえで、目についた事項を記述する。

### ① 指定管理者の募集期間について

『手引』では、指定管理者の募集期間（募集要項の配布から申請受付終了日まで）について、優れた提案を数多く得るために概ね1ヶ月以上を設けることとしている。

しかし、今回の監査では、平成24年度に行われた募集において、前指定期間の募集の際に申請者が1者しかなかったにもかかわらず、募集期間を17日間しか設けていなかった事例や、27年度の募集において募集期間を21日間しか設けていなかった事例3件が検出された。

### ② 指定管理料の上限額（予算額）の算定について

『手引』によれば、指定管理料の上限額（≒予算額）の算定にあたり、人件費、備品購入費、光熱水費、維持管理費等について、適切な管理に要する費用を精査しなければならない。また、指定管理者に対し、収益の拡大やコスト削減に向けた自主的・主体的な取組みを促すため、「経営努力による増減分」と「自然増減分（事業内容の見直しや法規制等により、増加・削減が当然と考えられる内容）」を丁寧に確認し、「経営努力による増減分」が指定管理料に反映されることがないように留意する必要がある。

しかし、ヒアリング対象にした17施設では、前指定管理期間における実績値に、物価・人件費等の環境変化を若干加味しているだけで、「経営努力による増減分」についての検討が行われたのかどうか、明示している算定基礎資料は確認できなかった。

### ③ 指定管理者の年度評価の実施時期について

『手引』では、指定管理者の「年度評価は、当該年度の年度内あるいは遅くとも次年度6月頃までに実施」することとしている。

しかし、平成29年3月末時点で指定管理者制度を導入しているすべての県有施設について、直近3年度の実施状況を調べてみると、下表のとおり、半数以上の施設において、ルールが守られていない状況にある。

担当課	施設名	実施時期		
		27年度	28年度	29年度
男女共同参画課	静岡県男女共同参画センター	9月	9月	8月
環境ふれあい課	静岡県県民の森施設	7月	6月	6月
	静岡県立森林公園施設	6月	6月	6月
	静岡県立森林公園森の家施設	6月	6月	6月
文化政策課	静岡県コンベンションアーツセンター	8月	11月	12月
	静岡県舞台芸術公園	8月	11月	12月
スポーツ振興課	静岡県富士水泳場	10月	10月	31年 2月
	静岡県武道館			
	静岡県立水泳場			
観光政策課	コンベンションぬまづ	29年 1月	11月	10月
空港運営課	静岡空港	7月	8月	10月
地域福祉課	静岡県総合社会福祉会館	29年 2月	11月	8月
こども家庭課	静岡県婦人保護施設清流荘	10月	10月	7月
障害者政策課	静岡県立富士見学園	1月	7月	7月
健康増進課	静岡県総合健康センター	年度内 3月	年度内 3月	年度内 3月
研究開発課	静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設「ウォット」	年度内 3月	年度内 2月	6月
労働政策課	静岡県沼津労政会館	7月	8月	9月
	静岡県静岡労政会館			
	静岡県浜松労政会館			
商工振興課	静岡県産業経済会館	7月	6月	7月
新産業集積課	静岡県医療健康産業研究開発センター	8月	8月	8月
企業立地推進課	静岡県浜松内陸コンテナ基地	7月	8月	9月
畜産振興課	静岡県家畜共同育成場	6月	6月	6月
港湾企画課	県営漁港（6つ）のプレジャーボート停泊等に係る施設	—	—	—
	清水港湾交流センター、日の出駐車場、日の出緑地・遊歩道	年度内 3月	年度内 3月	年度内 2月
	浜名湖プレジャーボート係留施設	年度内 2月	年度内 2月	年度内 3月

担当課	施設名	実施時期		
		27年度	28年度	29年度
公園緑地課	愛鷹広域公園	年度内 3月	年度内 3月	年度内 3月
	遠州灘海浜公園			
	吉田公園			
	小笠山総合運動公園			
	静岡県草薙総合運動場			
	静岡県富士山こどもの国			
社会教育課	浜名湖ガーデンパーク	年度内 2月	年度内 2月	年度内 1月
	静岡県立三ヶ日青年の家			
	静岡県立朝霧野外活動センター			

また、対象年度の年度内に評価を完了している施設は、『手引』のルールには準拠しているが、対象年度の11月・12月までの状況の評価して、それ以降の状況や収支状況など年度が終わらないとわからない事項については、翌年度の評価で報告されるのみとしている施設もあった。

#### ④ 指定管理者の評価結果の公表について

『手引』では、「外部評価結果は、…（中略）…特段の事情がない限り、事前に外部評価委員の了解を得た上で、議事録を含む形で公表」とあるが、ヒアリング対象にした17施設のうち議事録を含めて公表しているのは、3施設（3担当課）だけである。

施設によっては、評価結果の中に、外部評価委員からのコメントや提言をかなり詳しく記述していて、議事録がなくても、外部評価委員会でのやりとりがうかがい知れるものもあるが、議事録もセットにしてまとめているという説明はなく、『手引』への遵守意識はあまり感じられない。

また、公表されている評価結果のまとめ方は、次のように、施設を所管する担当課によってバラバラで統一感が全くない。

- ・評価を数値で示すもの、ABC等でランク付けして示すもの
- ・総合評価だけを示すもの、項目別の評価も示すもの
- ・採点内訳の詳細（評価委員別・項目別）まで示すもの（1施設のみ）
- ・外部評価委員からのコメントやまとめて示すもの、評価項目別に区分して示すもの

### (3) その他検討すべき事項

#### ① 独立性の確認について

指定管理者の選定や評価を適切に実施するために、選定や評価を行う委員は、評価対象である指定管理者（申請者）とは独立した立場である者を選任すべきである。また、指定管理者の申請者に対しても、県の幹部職員や選定委員会のメンバーとの関係の有無を確認し、独立性に問題があると判断される場合は、申請を排除すべきである。

この点について、『手引』では、申請者の制限に関する事項（例）として、「指定管理者選定審査委員と資本面で関連がある者」との規定があるだけで、資本面での関連の程度も明らかではなく、身分的な独立性（親族・役員関係）についての規定も、選定委員や評価委員に独立性を求める記述もない。

独立性の確認に関する実際の運用状況も、『手引』で特に求められていないのでやむを得ないが、個別にヒアリングや資料確認を行った17の施設の範囲では、独立性について具体的にどのような確認をしたのかわかる記録はまったく確認できなかった。

#### ② 指定管理者の申請者を増やすための取組みについて

指定管理者の募集方法を公募にしているにもかかわらず、申請する企業・団体が少ない、という問題は、指定管理者制度を導入している全国の自治体共通の課題である。

今回の監査で個別にヒアリングや資料確認を行った17の施設の中にも、前指定管理期間の指定管理者だった企業・団体しか申請がなかった施設が5施設（非公募の3施設を除く）あったことを確認している。

施設によっては、指定管理料の低さや業務遂行に要求される専門性が参入障壁になっている施設もあると思われるが、まずは、指定管理業務に関心のありそうな企業・団体に施設を認知してもらうことが重要である。

この点、行政経営課としては、翌年度に募集を予定している県と県内市町の施設を紹介する「ふじのくに施設紹介フェア」を開催し、次のような方法で、イベントへの案内を行っている、とのことである。

- ・プレスリリース
- ・個別メール広報（県・市町の指定管理者及び前回の申請企業・団体、過去のイベント参加企業・団体）
- ・（一社）指定管理者協会を通じて会員への周知

### ③ モニタリング・視察時のチェックリストの整備

個別にヒアリングや資料確認を実施した中で、県の担当者が現地視察や指定管理業務のモニタリングをする際のチェックリストが作成されていない施設が目立った。

チェックリストは、人事異動が多い県組織内で、現地視察やモニタリングといった非経常的に行われる業務について、経験が少ない担当者でも確実にチェックすべき項目をもれなく確認し、その記録を残すための有効な手段・ツールである。

これについて、チェックリストが作成されていない施設の担当者からは、『手引』の中に、標準的なチェック項目をまとめたチェックリストのひな型が添付されていれば、それをもとに、各施設の特性に応じてアレンジを加えて、効率的に改善を図れるという意見が多かった。

### ④ 修繕費の負担について

静岡県ほとんどの指定管理者制度導入施設において、修繕費の負担について、1件30万円未満の修繕は指定管理者が負担し、30万円以上の修繕は県が負担する協定が設けられている。

これは、静岡県の財務会計では、1件30万円未満の庁舎等修繕を修繕費としているため、これにあわせたものである。

しかし、実際の運用では、県が修繕を実施すると入札手続き等に時間がかかり、その間、施設を閉鎖せざるを得なくなるため、県と指定管理者との協議により、指定管理者が修繕を実施しているケースも検出された。担当課からは、臨時に30万円以上の修繕が発生した場合に、事業が継続できるよう、あらかじめ指定管理料に一定額を見込んでおき、県の承認のもとで指定管理者が発注できるような仕組みを望む声があった。

## 3 監査の結果

### (1) 指摘

なし。

### (2) 意見

#### ① 『手引』のあり方について

一般に「手引」という言葉は、新たに始める人に手ほどきするための書物を指し、英訳すると、ガイドブックやマニュアルとなる。『手引』も強制力を持った規定集やルールブックといったものではなく、文字通り、手引であって、各担当課が参考にする程度のもので捉えるのであれば、準拠性を強く求めることはできない。

しかし、この『手引』が県のホームページにおいて、指定管理者制度を説明する参考資料としてではあるが、広く一般に開示されている以上、県民は、この『手引』に従って指定管理者制度導入施設の適切な管理運営が行われていることを期待するであろう、と考えるのであれば、準拠性はある程度強く求めていくべきである。

この点について、指定管理者制度が導入から10年以上が経過し、制度としてはかなり成熟化していることや、制度導入施設もほぼ固定化していることを考えれば、いわゆる、初心者向けのガイドブックといったものよりも、静岡県におけるルールブックといったものとして、位置付けていくべきではないだろうか。

また、ルールの中にも重要性の程度があって、適切な管理運営をするうえで外してはならないもの（厳守すべきルール）と、よりよい管理運営をするためにできるだけ取り組んだ方がいいもの（努力目標的なルール）があるとすれば、重要性の高いものについて確実な運用を図るための点検チェックシートを作成し、各担当課によるセルフチェックと行政経営課への報告の仕組みを検討すべきである。

## ② ホームページの管理（募集期間など）

県のホームページで、指定管理者制度導入施設に関する情報は行政経営課がまとめて所管し、『手引』とともに、施設ごとに指定管理者の募集状況や、指定管理者の選定や評価の結果が掲載されている。このホームページを見れば、2（2）①②③に既述した指定管理者の募集期間（募集要項の配布から申請受付終了日まで）が短い施設や評価委員会の実施時期が遅い施設、また、評価委員会の議事録を公表していない施設など、『手引』の運用状況がよくわかる。

行政経営課は、こうした『手引』通りの運用ができていない施設が多い状況がそのまま情報発信されていることに問題意識をもって、ホームページの掲載にあたり、『手引』の運用状況をチェックし、適切に指導助言すべきである。

## ③ 指定管理者の年度評価の実施時期について

『手引』では、指定管理者の「年度評価は、当該年度の年度内あるいは遅くとも次年度6月頃までに実施」することとしている。

年度評価という以上、指定管理業務の収支状況も含め年度末までの状況を評価すべきであり、対象年度の年度内に実施するというのは、理論的にもおかしい。PDCAサイクルを徹底するために、年度評価をできるだけ早い時期に実施すべきであることを明記するとともに、「次年度

6月頃まで」といった曖昧な表現をやめて、「次年度の6月末までに実施すること」と表現を見直すべきである。

さらに、年度評価の実施時期に対する準拠性が低い点については、年度評価が形骸化している表れとして深刻に受け止めてほしい。行政経営課は、各担当課に周知徹底するとともに、3(2)①に既述した各担当課から行政経営課への報告の仕組みを検討すべきである。

#### ④ 指定管理者の評価の公表について

『手引』では、議事録も公表することになっているが、実際に公表している施設・担当課は少ない。議事録を公表する意義を再検討し、場合によっては、評価結果の記載内容を充実させることで、議事録の公表を不要とするなどルールの見直しを検討すべきである。

また、評価結果のまとめ方（点数・ランクのつけ方や、外部評価委員からのコメントや提言の記載方法）も、担当課によってバラバラで統一感が全くないが、評価結果を公表する目的を考えれば、県民がより理解しやすいように、以下の見直しを求めたい。

- ・公表する評価結果の様式・記載項目の統一
- ・評価（点数・ランク）のつけ方の統一
- ・指定管理期間と評価対象年度・期間の明示
- ・外部評価委員会の実施状況の明示
- ・外部評価委員の氏名・職業・専門性と委員会への出欠状況の明示
- ・全体だけでなく、審査項目別の評価（点数・ランク）の明示
- ・全体だけでなく、審査項目別の外部評価委員からのコメントの明示
- ・外部評価委員からのコメントや提言は、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものを明確に分けて、後者は、直接的には指定管理者の業務評価ではないが補足情報として表示すること

#### ⑤ 独立性について

2(3)①に既述したとおり、『手引』において、独立性の要件定義が弱く、運用上も確実にチェックされたかどうかの事後検証ができない。行政経営課はチェックリストや委員への確認状のひな型を用意して、各担当課に作成・保存を徹底させるべきである。

#### ⑥ 指定管理者の申請者を増やすための取組みについて

2(3)②に既述したとおり、行政経営課では「ふじのくに施設紹介フェア」を開催し、県内市町の施設も含めてPRを図ろうとしているものの、直近3年度の状況は下表のとおり、ほとんどの市町が参加していな

い。参加市町をもっと積極的に増やしていくことで、市町を通じて、市町の指定管理者や過去の申請企業・団体へのアナウンスを拡大させるべきである。

参加市町・県	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
静岡市	13 施設	—	—
浜松市	3 施設	54 施設	45 施設
伊豆市	—	1 施設	—
御殿場市	—	—	5 施設
裾野市	2 施設	—	1 施設
長泉町	2 施設	—	—
清水町	5 施設	—	7 施設
富士市	1 施設	—	—
掛川市	14 施設	1 施設	—
磐田市	—	1 施設	—
静岡県	12 施設	6 施設	5 施設
合計	県＋7 市町 52 施設	県＋4 市町 63 施設	県＋4 市町 63 施設

また、指定管理業務に関心のありそうな企業・団体を探す方法としては、(一社) 指定管理者協会の会員への呼びかけも有効に思えるが、同協会の会員数は平成 30 年 8 月時点で 49 団体とあまり多くない。申請者の少ない施設の担当課が、近隣の都道府県や市町の同種施設で指定管理業務を行っている企業・団体を調べ、「ふじのくに施設紹介フェア」の案内先に加えることも必要である。

#### ⑦ モニタリングや視察時のチェックリストの整備について

2 (3) ③に既述したとおり、モニタリングや視察時のチェックリストの整備を進めるべきであり、それを円滑に進めるために、まず、行政経営課に、既に整備・運用されている施設のチェックリストを参考に標準的なチェック項目をまとめたひな型を作り、各担当課に展開することを求めたい。

なお、指定管理業務には、指定管理者が自ら実施するものと、他の専門業者に再委託するものに分けられるが、上記のチェックリストは、指定管理者が交代した場合などに、その境界線が変わってもチェックすべき項目が抜け落ちないように、指定管理業務全体を網羅するように作成しておくべきである。



## ⑧ 修繕計画の策定について

2(3)④に既述したとおり、静岡県ほとんどの指定管理者制度導入施設における修繕費の負担区分は、原則として、1件30万円未満の修繕は指定管理者、30万円以上の修繕については県が負担することが協定により定められている。今回、指定管理者の修繕の実施状況を確認したところ、以下の事案が発見された。

施設	内容	理由
静岡県コンベンションアーツセンター	中ホール舞台床面塗装 (税込:3,900千円)	中ホールの舞台床面の塗装剥離について、指定管理者へ利用者から苦情が寄せられた。剥離が進行すると、床面のささくれ等の原因となるため、早期に修繕を実施する必要がある。
	展示ギャラリー照明器具交換 (税込:4,200千円)	展示ギャラリーで使用している照明器具について、カバーガラスの経年劣化による破損が発生し、破片が落下した。催事開催中に同様な事故があってはならないため、早期に修繕を実施する必要がある。
静岡県立朝霧野外活動センター	高圧機中開閉器取替(税込926千円)、自動火災報知設備、防災盤内基板交換(税込518千円)	修繕対応しなければ消防法上、宿泊利用者の受入れができなくなるため、早期に修繕を実施する必要がある。

上記の事案は、施設の安全性や施設利用者への影響などから緊急対応が必要な内容であり、基本協定では、県が修繕を行うことが定められているが、指定管理者が県に協議を行い、修繕を実施している。

施設の運営に当たって、このような緊急対応事案が発生することは理解できるが、あらかじめ協定に定めた負担区分と異なる例外的な対応として位置づけられるべきものであり、定期的な修繕の実施等により事案の発生を抑制していくことが可能と考える。

今後、施設の老朽化により、同様な事案の増加が懸念されることから、各施設の現況を反映するための調査を実施し、修繕計画を策定の上、修繕計画に基づいた定期修繕を行うべきである。

## B 静岡県男女共同参画センター

### 1 施設の概要

担当課	くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課	
設置根拠	静岡県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例、及び同施行規則	
設置目的	男女共同参画の推進	
設置年月日	平成5年5月1日	
場所	静岡市駿河区馬淵1丁目17-1	
施設内容概略	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階地下1階	
主な事業内容	① センターを県民の使用に供すること	
	② 男女共同参画に関する研修及び講座、調査研究、情報収集及び提供を行うこと	
	③ 男女共同参画に関する相談を行うこと	
	④ 男女共同参画に関する県民の自主的な活動及び交流を支援すること	
指定管理者	あざれあ交流会議グループ	※
	指定期間	5年間（H25年度～29年度）
	募集方法	公募（応募者数：1）
	前任者	なし
指定管理料	94,013千円 前指定期間の最終年度：99,400千円（24年度）	※
利用料金制	採用	

※ 平成29年度のもの

### 2 施設の利用状況と維持管理について

#### (1) 利用状況（目標と実績）の推移

直近5年間における利用者数の実績の推移は、次のとおりである。

（単位：千人）

	目標	実績
平成25年度	なし	239
平成26年度	なし	225
平成27年度	なし	210
平成28年度	なし	239
平成29年度	なし	204

利用者数の目標は設定しておらず、利用率(各室利用日数/開館日数)を目標指標としている。直近5年間における利用率の目標と実績の推移は、次のとおりである。

(単位：%)

	目標	実績	実績 (工事日除く)
平成 25 年度	75.0	76.6	76.9
平成 26 年度	75.0	74.8	76.2
平成 27 年度	75.0	66.7	71.4
平成 28 年度	75.0	69.7	70.2
平成 29 年度	75.0	67.3	67.3

利用率は平成 27 年度以降、目標に達していない。大規模修繕工事に伴う施設の利用制限を加味しても同様の状況にある。利用者の属性別(男女共同参画団体/一般)の利用率の推移は、次のとおりである。

(単位：%)

	男女共同参画団体	一般
平成 25 年度	21.9	60.0
平成 26 年度	22.2	57.7
平成 27 年度	14.1	56.3
平成 28 年度	6.5	65.5
平成 29 年度	6.6	62.4

平成 27 年度以降、男女共同参画団体の利用率減少が顕著な状況にある。

## (2) 安全・防災対策の取組状況

安全対策は、週 1 回、館内施設・設備の安全等現況点検を実施して、事故の未然防止に努め、必要により修繕・改善を実施している。

防災対策は、毎年、春と秋に駿河消防署職員の立会いのもと、グループ全員参加の総合防災訓練を実施している。

## (3) 老朽化対策の取組状況

老朽化対策は、修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、設備の不良、不具合を未然に防ぐために、毎日 9 時、13 時、19 時の定時に設備の巡回点検を実施している。また、1 件 30 万円未満の規模の修繕を指定管理者が負担し、それ以上の規模の修繕は県が負担している。

なお、直近3年間の修繕費の実績は、下記のとおりである。

(単位：千円)

負担	平成27年度	平成28年度	平成29年度
静岡県	21,266	21,283	97,660
指定管理者	1,999	3,081	2,023
合計	23,265	24,364	99,683

修繕実施状況を閲覧したところ、指定管理者が負担した30万円以上の修繕は見受けられなかった。

#### (4) 今後の修繕計画

中期の修繕計画がある。全体計画124項目の中から今後5年間にて優先的に修繕を必要とする個所を抽出している。

#### (5) 担当課が認識している課題事項

利用日数による利用率(各室利用日数/開館日数)は、ここ数年70%弱で推移している。

建築後、25年が経っているので、建物の老朽化が進み、県施工の大規模修繕工事が実施され、施設の利用が制限されると、その都度、利用率、利用料金に大きな影響を受ける。

### 3 指定管理者制度の導入について

#### (1) 制度導入の経緯

民間の活力を導入して男女共同参画センターの効率的かつ効果的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入した。

#### (2) 他の制度への変更の検討状況

指定管理者制度導入前(平成18年度予算)と直近(平成29年度)を比較すると、利用料金収入が増加し、管理コストが削減されており、指定管理者制度の効果が表れている。

	平成18年度	平成29年度	増減
利用料金収入	27百万円	40百万円	+13百万円
管理コスト	173百万円	139百万円	△33百万円

建物・事業の規模・性格から、SPC(特定目的会社)を設立して株式や運営権を譲渡する方法(PPP/PFI)は適当ではなく、指定管理以外の方法は該当しないと考えている。

### (3) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 4 指定管理者の選定について

### (1) 選定方法や応募状況

指定管理者制度導入後の指定管理者は、次のとおり。

指定期間		募集方法	応募数	選定された者
第1期	平成19～21年度	公募	3	あざれあ交流会議グループ
第2期	平成22～24年度	公募	1	あざれあ交流会議グループ
第3期	平成25～29年度	公募	1	あざれあ交流会議グループ
第4期	平成30～34年度	公募	1	あざれあ交流会議グループ

第4期（平成30～34年度）については、行政経営課主催のふじのくに施設紹介フェアに参加の上、公募し、平成29年9月の現地説明会には2者が参加したが、応募は現指定管理者のみとなった。

当該施設の指定管理者の応募が少ない理由について、担当課からは、「貸会議室の運営は副次的な業務であり、あくまで県男女共同参画センターの運営が主な業務である。あざれあ図書館の運営、従前県が実施してきた情報誌の発行など情報収集・発信、イベント・研修・セミナー等を自主事業として行うため、運営ノウハウをもつ業者が限られてしまう傾向は否めないと思われる。ただし、現在の指定管理者のように、各々専門性をもった法人がグループを構成して参加することは可能であるので、他業者へも門戸は解放されていると考える。」という回答を得ている。

なお、求められる専門能力としては以下のような能力である。

- ・男女共同参画意識の啓発、研修の企画・立案・実施能力等
- ・ジェンダー・LGBT等 인권に関する専門知識
- ・県内全域の男女共同参画団体とのネットワーク

選定にあたっては、指定管理者選定審査会の設置要領に基づき、学識経験者や県職員からなる「静岡県立男女共同参画センター指定管理者選定審査会」において審査している。

### (2) 指定管理者の変更の状況

該当なし。

### (3) 指定管理料の算定の基礎

指定管理料の上限設定について、基本は、近年の実績平均をベースとし、追加業務は見積りにより積算している。積算にあたっては、経営努力分も反映されている。

平成 29 年度（第 3 期指定管理期間）の指定管理料は 94,013 千円であるが、第 2 期の最終年度である平成 24 年度の 99,400 千円に比べて、5.4%減少している。これは第 3 期の初年度である平成 25 年度に、5 階にあった県専用の会議室（利用料無料）を一般向けの事業用会議室に変更したことで、利用料収入の大幅増を見込んで前期と同じ手法で指定管理料を算出した結果、必要な指定管理料（収入見込と支出見込額の差）が大幅に減額となったためとのことである。

### (4) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 5 指定管理者の業務について

### (1) 主な業務内容

- ・施設の使用・運営・維持
- ・男女共同参画に関する情報収集及び提供
- ・男女共同参画に関する県民の自主的活動及び交流の支援

### (2) 指定管理者の職員構成

平成 29 年 4 月 1 日現在（単位：人）

	正規	パート
(特非) 静岡県男女共同参画センター交流会議	2	13
(株) セイセイサーバー	3	10
(株) 東海ビルメンテナンス	1	6

### (3) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 6 指定管理者との協定について

### (1) 指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況

募集要項に法令等の遵守の項目を設け、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法規等を遵守する旨規定している。

また、平成 25 年度に行政経営課の通知を受け、労働関係法令遵守の一斉点検を行った結果、特に問題はなかった。

## (2) 再委託の状況

駐車場保守管理や廃棄物処理等が専門業者へ再委託されており、業務実施計画書において、再委託内容について報告を受けている。

## 7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について

### (1) 実施状況

施設管理担当者の現地訪問頻度を10日に1回程度と想定して実施している。「管理・運營業務の基準」「施設・設備管理の基準」程度の項目は確認しているが、視察（県による施設点検）時のマニュアルやチェックリストのようなものは特になし。また、指定管理者との連絡会議を月1回開催している。県から指定管理者への貸与物品の保管状況については、「貸与物品定期点検報告書」の提出を受けた上で、「貸与物品現物確認報告書」にて職員が台帳と現物の照合を行っている。

指定管理者の個人情報の適切な取り扱いについては、基本協定書第61条（情報管理）に規定されているが、県の事後的なチェック等は現在のところ行っていない。

指定管理者の財務状況については、決算額に基づき財務状況を確認しており、赤字や債務超過には該当していない。

### (2) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 8 指定管理者の評価について

### (1) 利用者満足度調査の実施状況

毎年10月あるいは11月に会議室利用者を対象に実施するアンケート調査と、毎日の会議室利用後のチェック表に設けたご意見欄を通して行っている。

従前までの実績値を基に決定した利用者満足度の目標「95%以上」に対して、実績の推移は次のとおりである。

(単位：%)

	目標	実績
平成25年度	95.0	87.2
平成26年度	95.0	88.0
平成27年度	95.0	89.5
平成28年度	95.0	89.7
平成29年度	95.0	89.9

アンケート調査は、毎年同じ時期に実施することで、経年変化を見ることができているが、今後は、交流会議グループの管理運営検討会などで、調査の時期、回数及び設問の内容などについて検討していきたいとのことである。

## (2) 指定管理者評価委員会の実施状況

当該施設では、外部評価委員会の設置要綱に基づき、男女共同参画センターの運用・経営を判断する知見がある者（審議会の委員等がかつ、男女共同参画、経営・経済・法律分野）を評価委員として選任し、外部評価に関する実施要領に基づき、評価を実施している。

評価結果については、県のホームページでも公表されているが、直近3年度分の評価の実施時期は次のとおりである。

評価対象年度	実施日
平成27年度	平成28年9月9日
平成28年度	平成29年9月29日
平成29年度	平成30年8月10日

外部評価委員会の議事録を見ると、評価委員からは、当該施設の管理運営に関して様々な意見や提言が出ているが、上記の評価結果では、この中から、指定管理者の業務に関するものを評価項目別に整理して記載している。評価委員からは、指定管理者ではなく、県が対応すべき意見や提言も出されているが、担当課では、こうした意見や提言に対しては、対応の計画や実績を特にまとめていない。

また、評価結果には、外部評価委員会のメンバーや委員会への出席状況も示されているが、1人の委員が直近3年度の委員会に欠席している。これについて、担当課からは「どうしても都合がつかなかったり、急病等で欠席が続いた」との回答を得ている。

## (3) 担当課が認識している課題事項

特になし。



## 9 収支状況について

(単位：千円)

				27年度	28年度	29年度
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※	92,725	91,543	94,013
			利用料金収入	39,549	44,486	40,697
			その他	4,909	4,891	4,877
			収入計	137,183	140,920	139,587
		支出	人件費	37,770	38,519	38,538
			委託費	16,184	16,184	16,184
			修繕費	1,999	3,081	2,023
			その他	80,977	77,682	78,748
			支出計	136,930	135,466	135,493
	収支差額			253	5,454	4,094
	自主事業	収入	292	120	134	
		支出	1,062	798	1,334	
		収支差額	△770	△678	△1,201	
	収支差額 計			△517	4,776	2,893
県	指定管理事業	収入		1,281	1,294	1,294
		支出	指定管理料 ※	92,725	91,543	94,013
			委託料	0	530	4,552
			修繕費	21,266	21,283	97,660
			その他	6,660	1,675	10,470
			支出計	120,651	115,032	206,695
		収支差額 計			△119,370	△113,738
施設全体の収支差額合計			△119,887	△108,962	△202,508	

(参考情報) 主な減価償却費

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
施設	75,352	75,178	75,179

※「指定管理料」は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。

## 10 監査の結果

### (1) 指摘

なし。

### (2) 意見

#### ① 指定管理者の選定について

指定期間の第1期は3者が応募したが、第2～4期は1者応募の状況にある。あざれあ貸会議室の運営は副次的な業務であり、あくまで県男女共同参画センターとしての運営が主な業務であることから、応募者は男女共同参画事業に関する運営ノウハウをもつ者に限られてしまう傾向にあることから、やむを得ない面もあると考えられる。

しかしながら、募集要項の配布から申請受付終了日までの期間が、第2期(42日間)、第3期(17日間)、第4期(26日間)となっており、新たに応募しようとする者にとって十分な検討期間が確保されているとはいえず、参入障壁となっている可能性があると考えられる。

指定管理料の決定と議会日程の関係で、募集要項の配布から申請受付終了日までの期間が決定されるとはいえ、新たに応募しようとする者にとって十分な検討期間が確保されるよう配慮すべきである。

#### ② 指定管理者の業務のモニタリングについて

現在のところ視察(県による施設点検)マニュアルは公式のものではなく、数年で担当がローテーションすることを考慮すると、視察項目を網羅的に文書化しておくことが望ましいと考える。視察項目をチェックリスト化している部局もあるため、参考にして頂きたい。

#### ③ 個人情報の管理方法の見直しについて

個人情報の取扱いに関する管理方法が十分に整備・運用できていない。担当課も個人情報の漏洩リスクを認識しており、今後、担当課と指定管理者が連携して、次の対応をしていく必要がある。

- ・ 指定管理者による個人情報の取扱い方法の総点検
- ・ 指定管理者によるチェック(方法・時期等)の総点検
- ・ 個人情報取扱規程の整備
- ・ 担当課によるチェック(方法・時期等)の総点検
- ・ チェック記録の整備

#### ④ 指定管理者の目標指標について

指定管理者の主な業務内容は、県男女共同参画事業であり、貸会議室の運営は副次的な業務であるところ、指定管理者の目標指標を「施設の全体利用率75%以上、利用者満足度95%以上」のみとしている。第2次県男女共同参画基本計画の中で、「県男女共同参画センター「あざれあナビ」へのアクセス件数」を行政活動指標としていることから、貸会議室の運営に関する指標のみを目標指標とするのは、指標として適合していないと考えられる。施設の設置目的や指定管理者の業務に適合した目標指標を設定することが望ましいと考える。

#### ⑤ 外部評価委員会の評価結果について

現在のところ、指定管理者外部評価委員会において、県の管理に関する指摘等があった場合は、県が対応する案件である旨を委員に説明し、講評には含めていない。本来的には指定管理者の評価が目的であるため、指定管理者に対する講評のみで足りるが、県の管理に対する講評を掲載し、県としての取組姿勢を県民に示すことも有益と考えられる。

## C 静岡県県民の森施設

### 1 施設の概要

担当課	くらし・環境部 環境局 環境ふれあい課	
設置根拠	静岡県森林公園森の家施設等の設置及び管理に関する条例（平成4年静岡県条例第39号）	
設置目的	優れた自然環境の中での野外活動、自然とのふれあい体験等を通じて森林及び林業に対する理解を深めるとともに、県民の保健休養に資することを目的とする。	
設置年月日	昭和56年7月	
場所	静岡市葵区岩崎字穴入284	
施設内容概略	キャンプ場（ロッジ、ログハウス、倉庫、テントサイトほか）、県民の森センター、その他の施設（園地、遊歩道及び車道、建築物ほか）	
主な事業内容	キャンプ場施設等の管理業務	
指定管理者	井川森林組合	※
	指定期間	5年間（平成29年度～33年度）
	募集方法	公募（応募者数：1）
	前任者	なし
指定管理料	30,700千円	※
	前指定期間の最終年度：30,343千円（28年度）	
利用料金制	採用	

※ 平成29年度のもの

### 2 施設の利用状況と維持管理について

#### (1) 利用状況（目標と実績）の推移

直近5年間における利用者数の目標と実績の推移は、次のとおりである。  
（単位：千人）

	目標	実績
平成25年度	—	3.3
平成26年度	—	3.9
平成27年度	—	4.4
平成28年度	—	4.7
平成29年度	—	2.6

上記の利用者数はキャンプ場施設の宿泊者数をカウントしたものであり、日帰り利用者は含まれていない。

利用者数の目標設定をしていない理由については、担当課から「利用料金の設定を低価格とし利用者数を伸ばすことより、利用者がイベントや自然体験プログラムに参加してもらうことで、1人当たりの利用単価を上げ、安定した収支の確保を重視しているため」との回答を得ている。なお、担当課が重視する利用料金収入の目標と実績の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

	目標	実績
平成 25 年度	5,500	4,636
平成 26 年度	5,500	5,431
平成 27 年度	5,500	5,747
平成 28 年度	5,500	5,682
平成 29 年度	5,700	3,773

平成 29 年度の実績が目標を大きく下回るのは、大規模修繕の実施により、施設を通常よりも 2 か月早く閉園したためである。

## (2) 安全・防災対策の取組状況

防災対策は、県との情報伝達訓練や、指定管理者が年に 2 回の自衛消防訓練を実施し、危機管理マニュアルを作成し緊急時に備えている。

建築基準法第 12 条に基づく定期点検では、ロッジ外壁の腐食等、主に経年劣化による要是正の指摘がされている。優先度に応じ、順次是正を行っていく。

## (3) 老朽化対策の取組状況

基本協定第 26 条において、1 件あたり 30 万円以上の修繕については県と指定管理者が協議の上、県が負担することとしている。

県では、平成 26 年から平成 30 年にかけて受変電設備の更新を進めているほか、平成 29 年度はロッジ浴槽屋根の修繕等を行った。なお、直近 3 年間の修繕費の実績は、下記のとおりである。

(単位：千円)

負担	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
静岡県	10,086	13,713	52,002
指定管理者	113	553	324
合計	10,199	14,266	52,326

#### (4) 今後の修繕計画

担当課では、建物木造部の腐食や各種設備の経年劣化が進んでおり、中長期的な修繕計画の策定が必要であるという課題意識を持ってはいるものの、具体的な修繕計画は策定できていない。

#### (5) 担当課が認識している課題事項

担当課では、以下の2点を施設の利用状況と維持管理に関する課題として認識している。

- ・施設の立地条件やアウトドアに対するニーズの変化に起因する利用者の伸び悩み
- ・老朽化による修繕費の増加

### 3 指定管理者制度の導入について

#### (1) 制度導入の経緯

貴重な自然環境を保全しながら、多くの県民に自然にふれあう機会を民間の創意工夫によりサービスの向上や効率的な管理運営により提供してもらうため、平成18年度より指定管理者制度を導入した。

#### (2) 他の制度への変更の検討状況

平成24年度の更新前（平成23年度）に管理運営形態を再検討した。その結果、県の施策上必要な自然ふれあい施設として、指定管理者導入による効果、指定管理者評価委員会での評価などから、次年度以降も指定管理者制度を継続する事が最適と判断した。

指定管理者制度導入の効果が認められることから現時点では、他の制度への移行を検討していない。

#### (3) 担当課が認識している課題事項

担当課では、以下の2点を指定管理者制度に関する課題として認識している。

- ・指定管理委託料の設定については、議会の議決の手続をとるため、指定期間中の委託料の増額変更が難しい
- ・利用料金の徴収を伴うサービスの提供をする場合には新たに条例に定める必要があり、迅速な対応ができない。

#### 4 指定管理者の選定について

##### (1) 選定方法や応募状況

指定管理者制度導入後の指定管理者は、次のとおり。

	指定期間	募集方法	応募数	選定された者
第1期	平成18～20年度	公募	1	井川森林組合
第2期	平成21～23年度	公募	1	井川森林組合
第3期	平成24～28年度	公募	1	井川森林組合
第4期	平成29～33年度	公募	1	井川森林組合

公募は、1次審査において申請者の資格及び価格審査を行い、2次審査において外部委員5名と内部委員2名で構成される選定委員が、応募者の事業計画を評価する。

なお、担当課は、応募者が少ない理由について、施設の地理的条件上、緊急時に駆け付けられる申請者が限られてしまうことと、施設の認知度が低いことにあると考えている。

##### (2) 指定管理者の変更の状況

該当なし。

##### (3) 指定管理料の算定の基礎

施設の管理運営のために必要な支出額から利用者から受け取る利用料金などの収入を差し引いた金額を指定管理料とし、支出については平成24年度から平成27年度の実績平均を基に積み上げ算定している。

なお、人件費は業務内容(時間数)を積み上げて算定している。また、指定管理者の経営努力分の分析についても行われている。

##### (4) 担当課が認識している課題事項

担当課では、1団体による応募が続いており競争原理が働かないことを課題として認識している。

#### 5 指定管理者の業務について

##### (1) 主な業務内容

- ・ 施設の利用承認及び届出の受付に関する業務
- ・ 公園施設の維持管理に関する業務
- ・ 有料施設等の利用料金の設定及び収受に関する業務
- ・ イベントの開催、自然体験プログラムの実施や利用者ニーズに合ったサービスの提供

## (2) 指定管理者の職員構成

29年度（平成29年4月1日時点）の職員構成は、次のとおり。

雇用形態	人数
常勤職員	3名
非常勤職員	1名
合計	4名

## (3) 担当課が認識している課題事項

条例上、違約金（キャンセル料）の設定ができないため、利用料金の後納制度を採用して直前キャンセルがあった場合にキャンセル料を徴収する仕組みにすることができないことを課題として認識している。公の施設における利用は条例に定める「知事の承認」という行政行為によって承認されており、契約行為から発生する「違約金」、「キャンセル料」の取扱をすることはできない。

現状は、当該施設では利用料金の前払い制をとっており、利用日の10日前までにキャンセルの電話連絡を受けた場合は現金書留の方法によって返金を行っているが、当該期限を過ぎた場合は返金しないこととしている。

これは、静岡県森林公園森の家施設等の設置及び管理に関する条例第13条2項で、県民の森施設では利用料金を前納とし、第15条で既納の利用料金は還付しないと定めていることに基づく措置である。

## 6 指定管理者との協定について

### (1) 指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況

管理業務の性質上必要であることから、基本協定書において労働安全衛生法その他関係法令に従い労働災害の発生を防止するように定めている。労働条件についても、申請時や指定管理開始後においても労働関係法令点検の実施により確認を行っている。

### (2) 再委託の状況

施設管理業務の一部（道路の除雪）、設備管理業務、建築基準法に基づく定期点検業務、施設・設備等の補修等について再委託をしている。



## 7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について

### (1) 実施状況

視察の頻度に関する基準はないが、新年度異動時に担当課職員及び出先農林事務所（中部農林事務所森林整備課）が視察を行っている。視察時の主な確認事項は施設の管理状況や修繕箇所の確認としているが、現状は視察項目に関する明示的な基準はなく、確認項目についてチェックリストを使用した視察は行っていない。また、担当者レベルでは必要に応じて打合わせ・立会を行っている。適宜、打合せの記録の作成等を行っている。

個人情報の取扱いについては、募集要項及び協定書に記載されている。

当該施設において取り扱う個人情報は、予約者及び宿泊者の名簿で、ExcelデータとしてPC内に保存されているものと、紙面の書類をファイリングしたのものがある。指定管理者は、個人情報取扱規程に基づき、書類ファイルを鍵付きの金庫に保管、PCのログインにパスワードを設定、個人情報取扱い時に事務所内に第三者を入室させないといった管理を行っている。一方、県の職員は、年に一度、個人情報が記載された書類の管理状況を現地で確認しているが、PCのパスワード管理の状況までは確認していなかった。なお、当該施設は地理的にインターネットに接続できる環境にないため、PCのインターネット接続は行われておらず、コンピューターウイルスの感染等による情報漏洩の可能性はなく、これまで個人情報の取扱いに起因する事故やクレーム等も発生していない。その他、指定管理者との協議の議事録の作成、指定管理者からの定期的な報告（月次報告、中間報告、年度毎事業報告）は適切に実施されている。

### (2) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 8 指定管理者の評価について

### (1) 利用者満足度調査の実施状況

宿泊客を対象に、毎年利用者が多い7月から8月に利用者アンケート調査を実施しており、29年度は83人（またはグループ）（回答率5%）から回答を回収している。アンケートの結果は、5点満点中4.5点であった。当課では、アンケートの回収率を上げる必要があると考えており、宿泊客だけではなく日帰り客に対しても実施することを検討している。

## (2) 指定管理者評価委員会の実施状況

「静岡県立森林公園森の家施設等指定管理者評価に関する運用基準」に基づき、評価委員による総合評価を実施している。評価委員は、学識経験者または環境ふれあい課長が必要と認める者という条件で選定し、指定時の提案内容に基づき、各小項目5点満点で採点し(満点100点)、総合評価区分「優」「良」「可」「要改善」の4段階評価を行っている。総合評価の結果は、平成27年度が「優」、平成28年度が「良」、平成29年度が「優」であった。

なお、実施結果は、県のホームページでも公表されているが、直近3年度分の評価の実施時期は次のとおりである。

評価対象年度	実施日
平成27年度	平成28年7月4日
平成28年度	平成29年6月26日
平成29年度	平成30年6月11日

## (3) 担当課が認識している課題事項

利用者満足度調査については回収率を上げることを課題としている。

## 9 収支状況について

(単位：千円)

				27年度	28年度	29年度
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※1	30,343	30,343	30,700
			利用料金収入 ※2	5,747	5,682	3,773
			その他	16	16	0
			収入計	36,107	36,042	34,473
		支出	人件費	23,491	23,607	21,917
			委託費	3,455	3,455	3,018
			修繕費	113	553	324
			その他	8,114	8,046	7,620
	支出計	35,175	35,663	32,879		
	収支差額	932	379	1,594		
	自主事業	収入	1,591	1,581	1,234	
		支出	1,380	1,433	1,064	
		収支差額	211	148	170	
	収支差額 計	1,143	527	1,764		
県	指定管理事業	収入	-	-	-	
		支出	指定管理料 ※1	30,343	30,343	30,700
			委託料	-	-	-
			修繕費	10,086	13,713	52,002
			その他	-	-	-
		支出計	40,429	44,056	82,702	
		収支差額 計	△40,429	△44,056	△82,702	
施設全体の収支差額合計 ※3	△39,286	△43,529	△80,938			

(参考情報) 減価償却費

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
建物（ロッジ、ログハウス）	11,233	11,240	11,233

※1：指定管理料

指定管理料は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。

※2：利用料金収入

当該施設の1人あたり利用料金収入は、下表のとおりである。

	27年度	28年度	29年度
利用料金収入（千円）	5,747	5,682	3,773
利用者数（人）	4,477	4,796	2,618
1人あたり利用料金収入（円）	1,284	1,185	1,441

※3：施設全体の収支差額合計

当該指標は最終的に税金で賄われている維持管理コストであるが、利用者1人あたり収支差額合計は、下表のとおりである。

平成29年度は大規模修繕の実施により、利用者1人あたりの収支差額合計も大きくなっている。

	27年度	28年度	29年度
施設全体の収支差額合計（千円）	△39,286	△43,529	△80,938
利用者数（人）	4,477	4,796	2,618
利用者1人あたり収支差額合計（円）	△8,775	△9,076	△30,916

## 10 監査の結果

### （1）指摘

なし。

### （2）意見

#### ① 利用者数の目標について

当該施設は、2（1）に既述したとおり、利用者数ではなく、利用料金収入を目標に設定している。また、利用者数は宿泊客のみをカウントし、日帰り客は対象となっていない。しかし、設置目的や施設内容に照らせば、施設そのものの存在価値や、施設を管理運営する指定管理者の業務を評価するうえで、どれだけ多くの収入を獲得したのかということよりも、どれだけ多くの県民に利用されているのかということの方が、より重要なポイントではないかと思われる。

したがって、担当課は、利用者数のカウント対象に日帰り客も加えると共に、利用者数についても目標を設定し、指定管理者とともに利用者数の増加を図る努力をするべきである。

#### ② 施設のあり方について

当該施設は、利用予定者を特に限定することなく、広く一般県民が野外活動に利用することを目的にしているが、利用者数は、2（1）の表に示した通り、毎年4,000人前後にとどまっている。

一方、9 収支状況についての収支表の 1 番下にある「施設全体の収支差額合計」は、最終的に税金で賄われている維持管理コストであるが、毎年約 40,000 千円が経常的に費やされ、29 年度の実績に顕著に示されているように、修繕費が膨らむと、税金負担はさらに重くなる。

この結果、当該施設は、9※3に記載したとおり、利用者 1 人当たりの税金負担が割高な施設になっている。

公の施設には、障害者のための施設のように公共の利益や存在価値を単純に利用者数や利用者 1 人当たりの税金負担で測るべきではないものもあるが、当該施設に関していえば、野外レクリエーション施設であるため、ある程度割り切って、限られた利用者のためにどれだけ税金が使われているのか、ということを経験しても問題ないと考える。

当該施設は、平成 22 年度に実施された事業仕分けで静岡県県民の森施設管理運営費が「要改善」の結果を受け、施設の存続の可否が検討されたが、当時は、野外レクリエーションの場として今後も宿泊施設として運営することが望ましいとの結論となった経緯がある。

2(4)(5)に既述したように、当該施設は、建物木造部の腐食や各種設備の経年劣化が進んでおり、今後、修繕費が増加することが予想される。担当課も中長期的な修繕計画の策定が必要であるという認識を持っているが、まず、どれだけ多くの県民に当該施設が有する価値を提供することができるのかといった視点で、施設のあり方をもう一度議論すべきと考える。

## D 静岡県コンベンションアーツセンター

### 1 施設の概要

担当課	文化・観光部 文化局 文化政策課	
設置根拠	静岡県コンベンションアーツセンターの設置及び管理に関する条例	
設置目的	学術、文化及び芸術の振興並びに国内外との交流を図ること	
設置年月日	平成 11 年 3 月 31 日（開館日）	
場所	静岡市駿河区東静岡 2 丁目 3 番 1 号	
施設内容概略	大ホール、中ホール、芸術劇場、交流ホール、映像ホール、展示ギャラリー、会議ホール、会議室、リハーサル室、練習室、楽屋、グランシップ広場、駐車場	
主な事業内容	<p>(1) センター(芸術劇場(そのリハーサル室及び楽屋を含む。以下同じ。)を除く。以下「大ホール等」という。)を県民の使用に供すること。</p> <p>(2) 芸術劇場において県民の舞台芸術活動の振興を目的とする事業を行わせること。</p> <p>(3) 設置目的を達成するための事業の企画及び実施に関すること(大ホール等に係るものに限る。)</p> <p>(4) 上記(1)～(3)に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。</p>	
指定管理者	(公財) 静岡県文化財団(以下、「文化財団」という。)	
	指定期間	5 年間 (H29 年度～33 年度)
	募集方法	単独
	前任者	なし
指定管理料	888,700 千円 前指定期間の最終年度：902,200 千円 (28 年度)	※
利用料金制	採用	

※ 平成 29 年度のもの

### 2 施設の利用状況と維持管理について

#### (1) 利用状況(目標と実績)の推移

直近 5 年間における利用者数(入館者数)の目標と実績の推移は、次のとおりである。

(単位：千人)

	目標	実績
平成 25 年度	740	683
平成 26 年度	740	335
平成 27 年度	740	561
平成 28 年度	700	728
平成 29 年度	700	624

直近5年間では、平成28年度を除いて、いずれの年度も実績は目標を下回っている。平成26年度は、大規模修繕のため施設が長期に休館していた影響から、利用者数の実績が他の年度と比べて低い水準にある。

平成28年度以降、目標数を40千人(5%減)引き下げ700千人とした理由について、担当課からは、「入場者数700千人の目標設定については、平成27年10月に県が作成している「総合戦略」に基づき設定している。算出根拠については、グランシップ開館以降の毎年度の入場者数の推移を考慮している。」との回答を得ている。

また、直近5年間における施設全体の稼働率(施設別を集計したもの)の推移は、次のとおりである。

(単位：日)

	実績日数 (A)	利用可能日数 (B)	稼働率 (A) ÷ (B)
平成 25 年度	7,980	9,366	85.2%
平成 26 年度	5,017	6,331	79.2%
平成 27 年度	7,617	9,373	81.3%
平成 28 年度	7,880	9,405	83.8%
平成 29 年度	7,784	9,421	82.6%

(注)「グランシップ広場」は除いて集計している。

「実績日数」は、施設ごとにカウントされたものを集計したものであるが、施設ごとの利用可能日に1コマでも利用実績があれば1日としてカウントされている。実際にはすべての施設において、午前・午後・夜間の3コマが利用できる設定である。

## (2) 安全・防災対策の取組状況

- ・計画的な施設・設備・備品の修繕・更新計画を指定管理者と協議して進めるとともに、実行可能なものは速やかに実施し、ハードウェアが原因となる事故の発生を防止している。
- ・指定管理者による防災訓練を毎月実施することにより、発災時の対応能力を高めている。
- ・館内に常駐している静岡県文化プログラム推進委員会事務局、静岡県立図書館えほんのひろば、(公財)静岡県舞台芸術センター及び各常駐委託事業者による防火・防災管理委員会を毎月開催し、館全体での安全・防災対策推進を図るとともに、情報共有を実施している。

## (3) 老朽化対策の取組状況

建物・備品等の修繕にあたっては、「静岡県コンベンションアーツセンター指定管理者申請要項」(県及び指定管理者の業務区分表)に基づき、1件30万円以上の大規模修繕は県の執行、1件30万円未満の小規模修繕は指定管理者の執行としている。

なお、直近3年間の修繕費の実績は、次のとおりである。

(単位：千円)

負担	平成27年度	平成28年度	平成29年度
静岡県	93,782	110,750	207,554
指定管理者	41,475	41,179	42,076
合計	135,257	151,929	249,630

当該施設は、500億円近くの前建設費をかけた大規模施設であり、また建設後20年近くが経過していることから、毎年度相当程度の修繕費負担が生じていることが分かる。

直近3年間の指定管理者の修繕費のうち30万円以上の修繕が、28年度と29年度に各1件ずつ実施されていた。その内容及び30万円以上にもかかわらず指定管理者の執行となった理由は、次のとおりである。

年度	内容	理由
平成28年度	中ホール舞台床面塗装 (税込:3,900千円)	中ホールの舞台床面の塗装剥離について、指定管理者へ利用者から苦情が寄せられた。剥離が進行すると、床面のささくれ等の原因となるため、早期に修繕を実施する必要がある。



年度	内容	理由
平成 29 年度	展示ギャラリー照明器具交換 (税込:4,200千円)	展示ギャラリーで使用している照明器具について、カバーガラスの経年劣化による破損が発生し、破片が落下した。催事開催中に同様な事故があつてはならないため、早期に修繕を実施する必要があつた。

担当課の説明によれば、県では新規や追加の修繕について原則翌年度の執行となるため、早急な修繕執行の必要性が認められる場合は、双方で協議を行った結果として指定管理者による負担も認めている、とのことである。

#### (4) 今後の修繕計画

今後の大規模修繕として、2020年に特定天井対策改修工事を計画しているものの、修繕コストについては現在見積り中であり明らかとなっていない。

#### (5) 担当課が認識している課題事項

担当課は、開館20年を迎え、設備の技術革新に伴い、当初の利用想定から変化してきている部分もあるため、現状にニーズに合った設備更新を検討していきたいと考えている。

### 3 指定管理者制度の導入について

#### (1) 制度導入の経緯

効率的かつ効果的な管理運営により、「コスト削減」や「サービス向上」が図られる等、センターの事業運営の更なる充実が図られることを期待して導入された。

「コスト削減」について、指定管理者制度導入前の平成17年度の委託料と、導入後の平成18年度または直近の平成29年度の指定管理料を比べると、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成29年度
委託料	1,167,949	-	-
指定管理料	-	1,088,000	888,700
平成17年度比	-	△79,949	△279,249

「コスト削減」は一定の水準で図られていると言える。

一方、指定管理者制度導入後の「サービス向上」の成果について、担当課からは、「指定管理制度を導入した平成 18 年度から利用料金のコンビニ払い導入や利用料金減免制度の拡大等を実施しており、その後も、チケットや会議室のインターネット予約、催事開催支援サービス等を導入している。これらは、当時、県では提供していなかったサービスであり、指定管理者制度を導入したからこそ得られた成果であると考えている。特に催事開催支援サービスは、想定していない要望への柔軟な対応など、県が行うには難しい側面があると考えられ、指定管理者だからこそできると考える。」との回答を得ている。

## (2) 他の制度への変更の検討状況

「指定管理者制度」導入前は、直営ではなく「管理委託制度」によって運営されていたことから、直営に戻すといった考えはなく、また P F I への移行も特に検討されていない。

P F I への移行を検討していない理由について、担当課からは、「グランシップは県の学術・文化・芸術振興の拠点として設置された施設であり、県の施策との一体性が必要となる。また、県全域を対象に団体の固有事業として文化振興事業を実施している法人は県文化財団以外にない。県の文化振興施策との一体性を確保するためには、県内全域で文化振興を行っている公益財団法人静岡県文化財団がグランシップの指定管理者として適当であるため、P F I への移行を検討していない。」との回答を得ている。

## (3) 担当課が認識している課題事項

担当課では、県の文化政策を推進する観点から、指定管理者の企画が偏ったものにならないようにチェックしていく必要があると認識している。

## 4 指定管理者の選定について

### (1) 選定方法や応募状況

指定管理者制度導入後の指定管理者は、次のとおり。

指定期間		募集方法	応募数	選定された者
第1期	平成 18～20 年度	非公募	—	文化財団
第2期	平成 21～23 年度	非公募	—	文化財団
第3期	平成 24～28 年度	非公募	—	文化財団
第4期	平成 29～33 年度	非公募	—	文化財団

当該施設では、指定管理者制度導入当初から直近の指定期間まで、いずれも指定管理者を公募によって選定していない。

その理由について、担当課作成の「指定管理者候補者の選定について」（第4期）では、次のように記載されている。

グランシップは県の学術・文化・芸術振興の拠点として設置された施設であり、県の施策との一体性が必要であること、また、設置条例上、指定管理者の基準として「県内において文化振興事業の推進に寄与する活動を行うものであること。」とされていることから、県が定める公募によらない選定を行う基準に該当する。

また、指定管理者として文化財団を単独指定している理由については、次のように記載されている。

ふじのくに文化振興基本計画において、公益財団法人静岡県文化財団は県民に上質で多彩な鑑賞・体験事業を実施する県の文化芸術振興の担い手として位置づけられている。また、県全域を対象に団体の固有事業として文化振興事業を実施している法人は県文化財団以外にない。

県の文化振興施策との一体性を確保するためには、県内全域で文化振興を行っている公益財団法人静岡県文化財団がグランシップの指定管理者として適当である。

## （２）指定管理者の変更の状況

該当なし。

## （３）指定管理料の算定の基礎

県が支払う指定管理料（委託料）は、指定期間中の各年度の上限として協定書に定め、指定管理者の作成する事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と県が協議を行い、年度協定を締結し、支払われる。

直近の指定期間第3期（平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間）及び第4期（平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間）のうち、年度協定を締結済みのものを対象に指定管理料の「上限額」と「年度額」を示すと、次のとおりである。

（単位：千円）

年度	指定管理料 上限額（A）	指定管理料 年度額（B）	割合 （B）÷（A）
平成24年	902,600	895,828	99.2%
平成25年	906,800	911,834	100.6%
平成26年	906,800	773,000	85.2%
平成27年	906,800	926,177	102.1%
平成28年	906,800	902,200	99.5%
平成29年	900,900	888,700	98.6%
平成30年	900,900	900,000	99.9%

平成26年度は、大規模修繕のため施設が長期に休館していた影響から、指定管理料の年度額は上限額と比べてかなり低く設定されている。そのほかの年度はいずれも、年度額の上限額に対する割合は概ね99%以上となっており、ほぼ県の上限額に一致した結果となっている。

担当課によれば、指定管理料の「上限額」は、業務委託等の参考見積額や前年度実績等に基づき「収入」と「支出」を見積り、当該収支見込の差額として算定され、一方「年度額」は、「上限額」の積算方法を基準に算定されるとのことである。具体的には、次のとおりである。

		算定方法
上限額	収入	前指定管理期間の実績平均を基準に、目標入館者数に向けて年々入館者が増加することを考慮し、積算する。
	支出	前指定管理期間の予算平均と実績平均を比較・分析し、金額の見直しを行う。
年度額	収入	「上限額」設定時の予算額とし、企画事業収入については、過去の収入状況をもとに収入額を定める。
	支出	参考見積や国の人件費単価、過去の実績等の金額をもとに積算し、年度ごとの変化を反映させる。

(4) 担当課が認識している課題事項

特になし。

5 指定管理者の業務について

(1) 主な業務内容

指定管理者の主な業務は、次の4つである。

- ・ グランシップ企画事業に関する業務（芸術劇場におけるものを除く。）
- ・ 貸館に関する業務（芸術劇場を除く。）
- ・ 維持管理に関する業務
- ・ その他運営に関する業務

(2) 指定管理者の職員構成

29年度の職員構成は、次のとおり。

雇用形態	人数
常勤職員（県からの派遣）※	4名
常勤職員（直接雇用）	18名
契約職員	10名
請負契約職員	1名
合計	33名

※ 県からの派遣職員4名（事業課長、事業課参事、総務課課長代理、事業課課長代理）

県からの派遣職員は、指定管理者制度を導入した平成18年度には12名であったが、現在では4名に減少している。県からの職員派遣が必要な理由については、担当課から次のような回答を得ている。

静岡県文化財団は、「各種の文化振興事業を行うことにより個性豊かな県民文化の振興を図り、もって県民生活の向上と活力あふれる郷土づくりに寄与する」ことを目的として設立され、県の文化振興施策を進めていくうえで、重要な役割を担っている。

そのため、県の職員も派遣し、県として推進すべき事業の実施や、県施策との連携を進めるよう努めている。

開館当初と比較し、県職員の派遣人数も大幅に削減しており、県職員の派遣がないとしても、文化財団が事業の実施ができないとは考えていないが、指定管理業務に限らず、文化財団が本県の文化振興施策を県と共に進めていくために、県職員の派遣は必要だと考えている。

### (3) 担当課が認識している課題事項

WEB（クレジット）決済の導入検討が必要であると認識している。

## 6 指定管理者との協定について

### (1) 指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況

指定管理者の労働条件への配慮規定については、指定管理者が作成する「管理運営業務指定管理者事業計画書」に記載があるものの、指定管理者を募集する際に示す募集要項や県と指定管理者とで締結する協定書には記載がない。これらへの記載について、担当課は今後検討するとしている。また県は、指定管理者の労働関係法規（労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等）の遵守状況について、指定管理者が作成する「職員就業規程」及び「給与規程」を確認するとともに、労働関係法令調査を実施している。

### (2) 再委託の状況

当該施設では、主に施設維持管理業務や営業・広報業務の一部を再委託している。

## 7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について

### (1) 実施状況

月に数回、指定管理施設で行われる県も参加の会議等で、施設の利用状況や工事の進捗状況を確認しているものの、当該視察に関してチェック項目等を定めるなど、視察によるモニタリング方法を定めた基準等は特に設けられていない。

また、個人情報の保護について、県は、「静岡県コンベンションアーツセンター指定管理者申請要項」6（2）及び「静岡県コンベンションアーツセンターの管理に関する基本協定書」第16条第2項により、指定管理者に指示するとともに、事後的に、指定管理者が作成している「個人情報保護規程」や「個人情報保護要項」に基づき適切に個人情報を取り扱っていることを確認している。規程等の改正があればその都度内容を確認し、規程等を遵守するように指導している。ただし、現状、これらを確認したことを記録として残していない。

### (2) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 8 指定管理者の評価について

### (1) 利用者満足度調査の実施状況

企画事業を行う際に、入場者にアンケートを行うほか、意見を求めるためのモニター制度を導入している。また、貸館事業については、全利用者にアンケート（施設使用結果報告書）を行うほか、年1回、利用者会議を開催している。

なお、担当課は、現状のように紙によるアンケートの実施では、大規模催事の場合に集計と分析に時間がかかることや、アンケートの回収率を向上させることを課題と認識している。

直近の調査結果は、次のとおりである。

#### <企画事業>

	平成 28 年度	平成 29 年度
内容「大変よかった」「よかった」	93.0%	94.1%

#### <貸館事業>

	平成 28 年度	平成 29 年度
アンケート配布数	6,289 枚	6,436 枚
アンケート回答率	79.2%	76.9%
施設・備品「使いやすい」	82.7%	86.1%
館内サイン「わかりやすい」	81.3%	84.5%
スタッフの対応「よい」	83.4%	86.7%
ケータリング「よい」	63.6%	77.1%

平成 29 年度における利用者の満足度は、前年度に比べていずれも上回っている。

### (2) 指定管理者評価委員会の実施状況

評価委員は、静岡県文化施設指定管理者評価委員会設置要綱に従い、学識経験のある者、静岡県在住の企業経営者または施設利用者のほか、静岡県文化・観光部長が必要と認める者から選定され、指定時の提案内容に基づき、各項目 5 段階評価を行っている。

なお、実施結果は、県のホームページでも公表されているが、直近 3 年度分の年度評価の実施時期は次のとおりである。

評価対象年度	実施日
平成 27 年度	平成 28 年 8 月 30 日
平成 28 年度	平成 29 年 11 月 7 日
平成 29 年度	平成 30 年 12 月 20 日

**(3) 担当課が認識している課題事項**

現状、入館者数はほぼ目標値に近く、施設稼働率も高いため、大きな部分では問題を認識していないが、アンケートの回収率が低いため、利用者層を判断しにくい点が課題であると認識している。



## 9 収支状況について

(単位：千円)

				27年度	28年度	29年度
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※1	926,177	902,200	888,700
			利用料収入 ※2	336,587	366,182	303,535
			その他 ※3	51,483	61,413	58,514
			収入計	1,314,248	1,329,795	1,250,750
		支出	人件費 ※4	165,089	190,219	175,542
			委託費	749,146	738,464	685,545
			修繕費	41,475	41,179	42,076
			その他 ※5	323,960	300,531	286,479
	支出計	1,279,670	1,270,393	1,189,644		
	収支差額	34,577	59,402	61,105		
	自主事業	収入	-	-	-	
		支出	-	-	-	
		収支差額	-	-	-	
	収支差額 計	34,577	59,402	61,105		
県	指定管理事業	収入	-	-	-	
		支出	指定管理料 ※1	926,177	902,200	888,700
			委託料	-	-	-
			修繕費	93,782	110,750	207,554
			その他 ※6	34,153	34,405	31,940
		支出計	1,054,112	1,047,355	1,128,194	
	収支差額 計	△1,054,112	△1,047,355	△1,128,194		
施設全体の収支差額合計	△1,019,535	△987,953	△1,067,089			

(参考情報) 減価償却費

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
グランシップ、屋外トイレ等	1,018,544	1,018,544	1,018,544

※1：「指定管理料」は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。

※2：「利用料収入」は、施設利用や駐車場利用等から得られる「利用料収入」、「自主企画事業収入」、「自動販売機等設置収入」、「サービス手数料収入」及び「友の会会費収入」から構成される。

- ※3：収入の「その他」は、「その他補助金収入」、「雑収入」、「基本財産運用収入」及び「特定事業積立預金取崩収入」から構成される。
- ※4：「人件費」には、県からの派遣職員4名に係る基本給料は含まれていない。指定管理者の負担は、勤勉手当等の諸手当及び共済費等法定福利費等に限定されている。
- ※5：支出の「その他」は、委託費及び修繕費を除いた「企画事業費」及び「施設管理費」が主なものである。
- ※6：支出の「その他」は、指定管理者に派遣している県職員及び担当課の当該施設担当者の人件費であり、※4の指定管理者の負担分は除いている。

## 10 監査の結果

### (1) 指摘

なし。

### (2) 意見

#### ① 施設の利用状況（稼働率）の把握について

「2 施設の利用状況と維持管理について（1）利用状況（目標と実績）の推移」に記載のとおり、直近5年間における施設全体の稼働率は、概ね8割を確保している。

しかしながら、当該稼働率の算定は、施設ごとの利用可能日に1コマでも利用実績があれば実績日数1日としてカウントしており、実際にはすべての施設において午前・午後・夜間の3コマが利用できることを考えると、実態を表した正確な稼働率の算定となっていない。利用前後の準備や清掃のため利用できないコマもあるが、これらも含め利用と考えれば、コマ数での稼働率算定ができるのではないか。

施設稼働率は、指定管理業務の評価にあたって数値目標として参照されるものでもあり、より実態に即した正確な稼働率の算定と情報提供が望まれる。

#### ② 指定管理者による労働関係法令の遵守について

「6 指定管理者との協定について（1）指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況」に記載のとおり、指定管理者の労働条件への配慮規定については、指定管理者が作成する事業計画書に記載があるものの、指定管理者を募集する際に示す募集要項や県と指定管理者とで締結する協定書には記載がない。

労働環境の悪化は県民サービスの質や利用者の安全確保にも影響しかねない重大な問題であることから、県としても募集要項及び協定書の中において、労働基準法等の労働関係法令を遵守する旨を具体的に定め、予め指定管理者に明示する対応が望まれる。

### ③ 指定管理者の業務のモニタリングについて

「7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について (1) 実施状況」に記載のとおり、当該施設の担当課による視察に関して、チェック項目等を定めるなど視察によるモニタリング方法を定めた基準等は特に設けられていない。また、指定管理者が個人情報適切に取り扱っていることを確認した記録も残っていない。

一方で、例えば、指定管理者による再委託に関して、県では、当該施設での打合せ等の際に、再委託業者からの報告書等を確認するなど、現に視察によるモニタリングは実施されている。

数年で担当がローテーションすることを考慮すると、視察項目を網羅的に文書化しておくことが望ましいと考える。視察項目をチェックリスト化している部局もあるため、参考にして頂きたい。

### ④ 外部評価委員会の評価結果への対応について

外部評価委員会の評価結果の伝達にあたっては、評価点とともに「評価に関する意見」が示される。当該意見は、評価結果の根拠を示すばかりか、指定管理者に対する様々な意見や提案がなされており、今後どのように対応するか、解決するまで継続的に検討し、履歴を残していくことが有益と考える。

現状は、次回の評価委員会において対応状況を口頭で報告する方法に留まっているため、文書で報告するなど改善が望まれる。

### ⑤ 指定管理者評価委員会による年度評価の実施時期について

「8 指定管理者の評価について (2) 指定管理者評価委員会の実施状況」に記載のとおり、直近3年間の年度評価は、いずれも翌年度がスタートしてから約5ヶ月以上経過しており、平成29年度に至っては約9ヶ月後に実施されている。

「手引」では、年度評価に基づき、運営上の課題を洗い出し、年度計画の修正や改善の実施など、次年度の運営において課題の解決に必要な措置を講じるとされ、遅くとも次年度6月頃までに実施することを求めているが、直近の年度評価は遅すぎると言わざるを得ない。

担当課によれば、例えば、直近の平成29年度は、評価委員の候補者が

7月に決定し、そこから各委員への承諾と日程調整を行ったため、評価の実施が12月になったとのことであるが、評価委員の選定期間も含め、外部評価に期待されるPDCAサイクルが有効に機能させるように、体制を見直す必要がある。

## E 静岡県舞台芸術公園

### 1 施設の概要

担当課	文化・観光部 文化局 文化政策課	
設置根拠	静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例	
設置目的	世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、もって静岡県の舞台芸術の振興と県民文化の向上に寄与することを目的とする。	
設置年月日	平成9年4月1日（供用開始）	
場所	静岡市駿河区平沢 100 番 1	
施設内容概略	野外劇場、アトリエ棟、稽古場棟、研修交流宿泊棟、本部棟	
主な事業内容	静岡県舞台芸術公園の管理業務（施設内警備、植栽管理、美化清掃ほか）	
指定管理者	（公財）静岡県舞台芸術センター ※1・2	
	指定期間	5年間（H29年度～33年度）
	募集方法	単独
	前任者	なし
指定管理料	52,737千円	※1
	前指定期間の最終年度：53,485千円（28年度）	
利用料金制	非採用	

※1 平成29年度のもの

※2 （公財）静岡県舞台芸術センター（以下、「SPAC」とする）は、設置の根拠条例及び同附則によって、当該施設を専用使用することを認められた団体である。

### 2 施設の利用状況と維持管理について

#### （1）利用状況（目標と実績）の推移

直近5年間における利用者数の目標と実績の推移は、次のとおりである。  
（単位：千人）

	目標	実績
平成25年度	なし	14
平成26年度	なし	17
平成27年度	なし	16
平成28年度	なし	15
平成29年度	なし	16

上記の利用者数は、公園正面入口にある警備員室の前を通った来園者数の集計値であり、公演鑑賞者の他に、施設内を散策するなどの目的で来園した人も含まれている一方、専用使用者である劇団の関係者は含まれていない。

また、利用者数の目標設定をしていない理由について、担当課からは、「当該施設が一義的には劇団としてのSPACが舞台芸術活動を行うことを目的に設置された施設であり、貸館や都市公園のように、一般利用者数で価値を判断されるものではないためである」との回答を得ている。

一方、一義的な設置目的である舞台芸術活動による直近5年間の公園内施設の使用状況は、次のとおりである。

(単位：日)

施設名	年度	使用日数			修繕等 使用 不能日	不使用 日数 ※
		公演等	稽古等	合計		
野外劇場	25	8	177	185	26	154
	26	18	183	201	36	128
	27	9	215	224	37	104
	28	5	127	132	31	203
	29	5	140	145	31	189
稽古場棟 (BOXシアター、 稽古場)	25	9	282	291	9	65
	26	21	267	288	9	68
	27	17	274	291	17	57
	28	22	204	226	17	123
	29	5	266	271	17	77
楢円堂	25	6	138	144	19	202
	26	18	124	142	17	206
	27	15	175	190	13	162
	28	8	63	71	76	219
	29	1	138	139	10	216

※ 不使用日数：使用日数と修繕等使用不能日を除いた日

前ページの表を見ると、右側の不使用日数が非常に多いことが目に付く。特に、野外劇場や楯円堂については、SPACが専用使用すると言いつつも年間の半分も使用していないことがわかる。その理由について、担当課からは、「野外劇場が構造上、雨季と秋・冬に使用できないこと、稽古場棟と楯円堂が主に稽古や美術製作などの創作活動の場で、劇場（当該施設外が多い）における公演に合わせて使用していること、があげられる」との回答を得ている。

## (2) 安全・防災対策の取組状況

建築基準法第12条点検（建築・設備）において対策が必要と指摘された箇所について、中期維持保全計画として優先順位を定め、是正を行っている。

## (3) 老朽化対策の取組状況

1件当たり30万円未満の修繕については指定管理者、それ以上の金額の修繕については県が実施することとして、指定管理者と連絡を取りながら取り組んでいる。

なお、直近3年間の修繕費の実績は、下記のとおりである。

(単位：千円)

負担	平成27年度	平成28年度	平成29年度
静岡県	5,262	9,697	3,305
指定管理者	6,991	8,269	8,637
合計	12,253	17,966	11,942

## (4) 今後の修繕計画

担当課では、設置後20年が経過し、建物木造部の腐食や各種設備、舞台機構の経年劣化が進んでおり、中長期的な修繕計画の策定が必要であるという課題意識は持っているものの、具体的な修繕計画は策定できていない。

## (5) 担当課が認識している課題事項

担当課では、以下の2点を施設の利用状況と維持管理に関する課題として認識している。

- ・上記(4)に記載した、中長期的な修繕計画の策定の必要性
- ・芸術公園としての認知度がまだ低く、散策や休憩に訪れる一般利用者数が横ばいであること

### 3 指定管理者制度の導入について

#### (1) 制度導入の経緯

当該施設は、平成9年の設置当初から、県の直営ではなく、SPACに管理委託をしており、平成15年に指定管理者制度が導入されたことを受け、平成18年から、SPACを公募によらず指定管理者に選定している。

SPACが指定管理者に選定された理由について、担当課からは、当該施設の専用使用を認められているSPACが、公園全体の管理を一体的に行うことが最も効果的かつ効率的であると判断されたため、との回答を得ている。

#### (2) 他の制度への変更の検討状況

利用料金制を採用していないこと、園地・施設の維持修繕が主な業務であり事業者の創意工夫の余地が少ないこと等から、PFIへの移行の検討は行われていない。

#### (3) 担当課が認識している課題事項

担当課では、当該施設が他の公共施設と異なって特殊性を持った施設であり、公園内の建物も広く一般に使用を認めているものではないため、指定管理者の評価の面で、一般利用者数の目標を掲げて達成度を評価するといった手法をとることができないことを、当該施設における指定管理者制度の課題として認識している。

### 4 指定管理者の選定について

#### (1) 選定方法や応募状況

指定管理者制度導入後の指定管理者は、次のとおり。

	指定期間	募集方法	応募数	選定された者
第1期	平成18～20年度	非公募	—	SPAC
第2期	平成21～23年度	非公募	—	SPAC
第3期	平成24～28年度	非公募	—	SPAC
第4期	平成29～33年度	非公募	—	SPAC

当該施設では、指定管理者の公募はしていない。

その理由について、担当課からは、「舞台芸術公園は、舞台芸術の創造・発信の拠点として設置されており、優れた舞台芸術を通じて本県の文化的魅力を世界に対して発信する役割を有する団体が公園を管理することが、県の施策との一体性を確保する上で必要であることから、県



が定める公募によらない選定を行う基準に該当する」との回答を得ている。

## (2) 指定管理者の変更の状況

該当なし。

## (3) 指定管理料の算定の基礎

当該施設では、利用料金制を採用していないため、指定管理業務に係るコストをそのまま指定管理料で賄っている。指定管理業務は、その多くが再委託されているので、再委託の見積結果と前年度実績等から指定管理料が算定されている。

なお、利用料金制を採用していないということは、当該施設の専用使用者であるSPACは、当該施設を無料で使用していることになる。一般に、劇団が劇場やホールを借りて、そこで公演を行う場合には、劇団は観客収入の中から劇場やホールの利用料を支払うため、観客が間接的に劇場やホールの利用料を支払っていることになる。ところが、当該施設ではSPACが公演をしてもSPACから施設の利用料を徴収していないので、観客も間接的に利用料を負担していないことになる。

このように当該施設において利用料金制を採用していない理由について、担当課からは、「公園内の施設は設置目的を達成するためSPACの専用使用としており、ここを拠点に舞台芸術の創造と公演、人材育成、活動支援等の事業を行うことで本県の舞台芸術振興に寄与するという設立趣旨から、SPACが利用する際の料金は無料としている。今後も維持する方針である」との回答を得ている。

## (4) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 5 指定管理者の業務について

### (1) 主な業務内容

指定管理者の主な業務は、警備、清掃、保守点検、防災対策、建物・工作物・備品等の管理、修繕、広報等である。このうち、警備や保守点検といった専門業務はそれぞれの専門業者に再委託されている。SPACとしては、県から派遣された職員が再委託業務の管理の他、防災対策、財産管理、日常的な修繕や広報等の業務を行っている。

## (2) 指定管理者の職員構成

29年度の職員構成は、次のとおり。

雇用形態	人数
常勤職員（県からの派遣）	4名
常勤職員（直接雇用）	1名
合計	5名

指定管理者としての業務は、県から派遣されている1名(管理係長)で行われている。

## (3) 担当課が認識している課題事項

担当課では、管理業務を県派遣職員が担当しており、専門知識を有するプロパー職員がいないことから、広い園地や点在する建物に関する状況の把握に時間を要し、引継後のスムーズな工事着手等に課題があると認識している。

## 6 指定管理者との協定について

### (1) 指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況

指定管理者の労働条件への配慮規定はなく、担当課は、今後検討するとしている。

### (2) 再委託の状況

指定管理業務は、その多くが再委託されており、県からSPACに派遣されている職員（管理係長）が再委託業務の管理をしている。

担当課では、定期的（月次・中間・年次）な報告で、再委託業務の履行確認の実施状況や再委託業務が計画内容と同じであることを確認している。

## 7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について

### (1) 実施状況

施設利用状況や工事進捗状況の確認のため、月1回程度視察を行っている。視察の頻度に関する基準はなく、指定管理者との打合せにより必要と認められた場合に視察を行っている。視察時には、適宜、打合せ記録の作成等を行っているが、定期的な現地視察のチェック項目等は定めていない。

指定管理者との協議の議事録の作成、指定管理者からの定期的な報告（月次報告、中間報告、年度毎事業報告）は適切に実施されている。

指定管理者の個人情報の取扱いについては、個人情報保護規程を整備し、委託業者の従事者名簿と宿泊棟の宿泊者リスト（いずれも紙）を鍵付きの書庫に保管し、保管期限後はシュレッダーで廃棄している。これに対して、担当課も定期的に検査を行っているとのことであるが、検査結果には個人情報の管理状況を確認したことが明確に記録されていないため、事後検証ができない。

## （２）担当課が認識している課題事項

担当課は、月１回程度の現場視察を行うほか、事務的な内容や工事進捗状況等についてほぼ毎日連絡をとっており、連絡体制は確立されていると認識している。

## ８ 指定管理者の評価について

### （１）利用者満足度調査の実施状況

施設内には一般利用者向けにアンケート用紙が常時設置されているが回答率が低いため、設問内容や周知方法等について、現在検討を行っている。

### （２）指定管理者評価委員会の実施状況

評価委員は、静岡県文化施設指定管理者評価委員会設置要綱に従い、学識経験のある者、静岡県在住の企業経営者または施設利用者という条件で選定し、指定時の提案内容に基づき、各項目５段階評価を行っている。

なお、実施結果は、県のホームページでも公表されているが、直近３年度分の評価の実施時期は次のとおりである。

評価対象年度	実施日
平成 27 年度	平成 28 年 8 月 30 日
平成 28 年度	平成 29 年 11 月 7 日
平成 29 年度	平成 30 年 12 月 20 日

『手引』（行政経営課）では、指定管理者の「年度評価は、当該年度の年度内あるいは遅くとも次年度６月頃までに実施」することとしている。年々実施するタイミングが遅くなってきており、『手引』通りの運用ができていない理由について、担当課からは以下の回答を得ている。

- ・法人側として、6月上旬頃までは、決算事務、監事監査、理事会、評議員会と忙しく、その他の事務が実質的に行えない点があります。
- ・当委員会の委員は毎年度更新であり、継続を含めて候補者の決定から始まります。それから各候補者に受諾を伺い、了解された場合は日程調整に入ります。そのため、特に新規の候補者を選定するのに時間を要した場合や、各候補者の日程がなかなか合わない場合に遅くなる場合があります。ただ、次年度の予算要求に活かせる時期までには実施できるよう進めていきたいと考えます。

### (3) 担当課が認識している課題事項

担当課は、当該施設が、いわゆる都市公園ではなく、芸術公園として特殊性を持っており、園内施設に関しては一般利用を認めていないため、単純に来園者数のみで公園の活用度や費用対効果を評価するのは難しいと考える。

## 9 収支状況について

(単位：千円)

				27年度	28年度	29年度
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※1	53,485	53,485	52,737
			利用者収入	—	—	—
			その他	—	—	—
			収入計	53,485	53,485	52,737
		支出	人件費 ※2	—	—	—
			委託費 ※3	37,184	36,930	37,075
			修繕費	6,991	8,269	8,637
			その他	9,159	8,270	7,007
	支出計	53,334	53,469	52,719		
	収支差額	151	16	18		
	自主事業	収入	—	—	—	
		支出	—	—	—	
		収支差額	—	—	—	
	収支差額 計	151	16	18		
県	指定管理事業	収入	—	—	—	
		支出	指定管理料 ※1	53,485	53,485	52,737
			委託料	—	—	—
			修繕費	5,607	9,697	3,305
			その他	266	—	3,272
		支出計	59,358	63,182	59,314	
	収支差額 計	△59,358	△63,182	△59,314		
施設全体の収支差額合計	△59,207	△63,166	△59,296			

(参考情報) 減価償却費

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
建物	97,932	97,933	97,933

※1：指定管理料

「指定管理料」は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。

※2：人件費

通常、指定管理業務に関する支出は、指定管理者自らが業務を行えば人件費に、専門業者に再委託すれば委託費として計上される。

しかし、当該施設では、県からSPACに派遣された職員（管理係長）が再委託業務の管理の他、防災対策、財産管理、日常的な修繕や広報等の業務をしているが、当該職員の人件費は県から直接本人に対して支給されるため、指定管理料には含まれず、指定管理者からの支出にも一切計上されていない。なお、本来は、上記の派遣職員の人件費については、県からの支出項目の中に人件費として表示すべきであるが、当該職員の人件費を指定管理業務に対する部分と劇団の管理業務に対する部分に明確に区分できないため、表示を省略している。

※3：委託費

委託費の内訳は下表のとおりであるが、警備費用の大きさが目立つ。これは、365日24時間体制で警備員を配置しているためであるが、その理由について、担当課からは、「夜間、早朝でも開放している公園であり、時間帯による入場制限は設けていないこと、また、宿泊施設についても断続的に利用があり、利用者には海外居住者も含まれるため、これら来園者、宿泊者への対応、園内の安全管理の観点から常駐警備が必要である」との回答を得ている。

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
警備	10,245	10,245	10,678
清掃・一般廃棄物処理	4,834	4,834	4,834
植栽管理	4,968	4,968	4,752
施設設備保守点検	5,883	5,844	6,395
舞台設備保守点検	4,250	4,250	4,250
その他	7,004	6,789	6,167
合計	37,184	36,930	37,075

## 10 監査の結果

### (1) 指摘

なし。

### (2) 意見

#### ① 施設の活用方法の検討

当該施設は、端的に言えば、SPACが芸術活動を行うために税金を使って維持管理している特殊な施設であり、2(1)に示す通り、一般的な都市公園などと比べても一般利用者数は非常に少ない。しかも、肝心の専用使用者であるSPACも年間の半分以上を使用していない施設もある。

一方で、当該施設は、SPACの公演が行われるグランシップの劇場からも、日本平山頂の展望施設からも近く、劇場公演の観客や日本平山頂の展望施設の観光客をうまく呼び込むことができれば、かなり有効な活用も期待できる場所に立地している。

設置から20年以上が経過し、施設の老朽化も進んできており、今後、施設の改修費用も増加していくことが予想される中で、現状の活用方法のままでは、県民の理解は得にくいであろう。

SPACは、公益財団法人という形態にはなっているが、実質的に静岡県の劇団であり、そのSPACの芸術活動の場が当該施設であるとするれば、SPACの活動はもっと積極的に県民に還元されるべきであり、当該施設はSPACの活動を県民に還元するための場としてもっと積極的に活用できるものにしていくべきである。

担当課は、当該施設の本来の目的であるSPACの芸術活動の場としての機能を維持することを考慮しながらも、より積極的な一般利用の方法、県民への還元の方法を検討すべきである。

また、現状では、SPACの専用使用を前提としていることから、公園の使用者であるSPACが当該施設の指定管理業務を担うという特殊な状況にある。今後、公園の一般利用が進み、公園の位置づけの見直しが必要となる場合には、指定管理者についても、必ずしもSPACでなくてもよくなることも考えられるため、その際には、指定管理者の選定方法についても見直すべきである。

## ② 警備に関する支出内容の見直しについて

9 収支状況についての※3に既述したとおり、当該施設では、365日、24時間体制で警備員を配置しており、施設正面入口から外部に対する一定の牽制効果が期待できるほか、SPACのスタッフ・宿泊者・園地散策者等を含めた施設利用者からの様々な連絡を受け付ける第一の窓口になっている。

しかし、その反面、監視カメラもなく、樹木も多い見通しの悪い広い園内で本当に必要としているレベルの警備ができているのか、という疑問もある。

担当課は、警備体制のあり方と警備に関する費用対効果について再検証すべきである。

### ③ 評価委員会による年度評価の実施時期について

8（2）に既述したとおり、外部評価委員会が翌年度の後半に実施されている。「手引」では、年度評価に基づき、運営上の課題を洗い出し、年度計画の修正や改善の実施など、次年度の運営において課題の解決に必要な措置を講じるとされ、遅くとも次年度6月頃までに実施することを求めているが、直近の年度評価は遅いと言わざるを得ない。外部評価に期待されるP D C Aサイクルが有効に機能させるように体制を見直す必要がある。







※ 担当課は、指定期間の最終年度までに到達すべき利用者数の目標だけを設定し、年度ごとの目標を設定していない。また、前指定期間（25年度～29年度）は、静岡県立水泳場と富士水泳場を合わせて270千人としていた。なお、現指定期間（30年度～34年度）は、静岡県立水泳場を126千人、富士水泳場を174千人としている。

富士水泳場は、平成25年7月に天井材の落下事故が発生し、安全対策工事（天井材の全面張替）を行うためにプールを閉鎖したため、25～27年度の稼働が落ち込んだ。

## （2）安全・防災対策の取組状況

プールの監視台とプールサイド、トレーニング室に監視員を配置し、利用者の安全確保に努めている。なお、監視員には、利用者の安全確保に係る技術習得のため、所定の講習等の受講を義務付けている。

施設設備や備品は、日常点検の他に、定期点検を行い、必要に応じて部品交換や補修・修繕を行っている。災害対策のため、防災・消防計画を策定し、関係機関と協議を行い、防災訓練を実施している。事故等の対応については、緊急時に必要な措置を講じるとともに、県等関係機関への速やかな報告に努めている。

## （3）老朽化対策の取組状況

工事等修繕年次計画書に基づき、設備の維持に不可欠な修繕工事を計画的に実施しており、直近3年間に実施した主なものは次のとおり。

施設	内容	工事周期	実施年度	金額(千円)
静岡県立水泳場	冷温水ポンプ交換	10年	29年度	1,016
富士水泳場	回転濾過機器修繕	5年	27年度	540
	可動床・壁修繕(飛込)	5年	27年度	8,932
	ポンプ修繕	5年	28年度	810
	可動床・壁修繕(フロート)	5年	29年度	1,383

その他の修繕工事は、指定管理者との協議のもと、1件当たり30万円未満の修繕は指定管理者が、30万円以上の工事を県が支出している。緊急度に応じて、優先順位をつけながら修繕を行っているため、破損部分の事後修繕が中心となっている。

なお、直近3年間の修繕費の実績は、下記のとおりである。

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
静岡県立 水泳場	静岡県	-	839	2,612
	指定管理者	5,592	5,838	6,488
	合計	5,592	6,677	9,100
富士 水泳場	静岡県	※596,970	810	20,184
	指定管理者	2,085	2,338	4,489
	合計	599,055	3,148	24,673

※ 平成25年7月に崩落した天井の改修工事(585,900千円)が含まれている。

#### (4) 今後の修繕計画

劣化診断を踏まえ、管財課の協力を得ながら事業担当課として計画を立て、予算を要求し修繕を計画する方針である。

ただし、劣化診断は将来的に対応が必要となる設備等が示されるもので、建替も含むような長期的な修繕計画までは策定していない。

#### (5) 担当課が認識している課題事項

静岡県立水泳場では、建設から約30年、富士水泳場も開館から16年が経過し、各所に経年劣化が見られ高額な費用を要する修繕や機器の更新が必要になっている。特に、静岡県立水泳場では、プール規格が旧式で、競技規則の改正を受けると、規格へ適合させるための財政的負担が重くなる。公認プール(※)としてどこまでコストを掛けて修繕すべきか、判断に困る面がある。富士水泳場でも、計測機器や設備の中央監視装置等の電子機器・精密機器について、技術進歩により次々と新型機器への更新が進む状況があり、部品供給や保守対応が終了するなど、維持について課題がある。

※ 公認プール：(公財)日本水泳連盟が公式競技会または公認競技会に使用する競技場として適格と認めるプール。

### 3 指定管理者制度の導入について

#### (1) 制度導入の経緯

民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、制度創設に伴い導入している。

## (2) 他の制度への変更の検討状況

利用人員、利用料金収入及び管理コスト（委託料）について、指定管理者制度を導入した直前年度（平成 16 年度）と直近の平成 29 年度を比較すると、下表のとおり、すべての面において改善している。

この結果を受けて、担当課では、指定管理者制度の効果があると認識しており、直営に戻すことは考えていない。

（単位：利用人員は人、利用料金収入・委託料は千円）

		平成 16 年度	平成 29 年度	増減
静岡県立 水泳場	利用人員	87,058	132,050	44,992
	利用料金収入	19,005	23,812	4,807
	委託料 ※	208,677	166,000	△42,677
富士 水泳場	利用人員	118,430	172,458	54,028
	利用料金収入	27,333	29,347	2,013
	委託料 ※	267,400	187,707	△79,693

※：委託料は、平成 16 年度（管理委託制度）は「委託料」、平成 29 年度（指定管理者制度）は「指定管理料」を集計している。

一方、23 年度の P F I 法改正により、利用料金の徴収を行う公共施設については、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定するコンセッション方式の導入が可能となったが、当該施設においてはこれまで導入の可能性を検討されていない。

## (3) 担当課が認識している課題事項

指定管理料は、過去の実績に基づき財政当局と協議の上、上限額を設定する。削減された経費については、経済動向等に起因するものであるか指定管理者の経営努力によるものであるか判断する必要があるが、この判断において財政当局と認識が一致しない場合がある。このため、経営努力による経費削減の認定について一定の指針が必要と思われる。

## 4 指定管理者の選定について

### (1) 選定方法や応募状況

指定管理者制度導入後の指定管理者の募集方法と申請者の応募数の状況は、次のとおり。

指定期間		静岡県立水泳場		富士水泳場	
		募集方法	応募数	募集方法	応募数
第1期	17～19年度	公募	6	公募	9
第2期	20～24年度	公募	2	公募	1
第3期	25～29年度	公募	1	公募	1
第4期	30～34年度	公募	1	公募	3

指定管理者は、「静岡県立水泳場指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱」に基づき、指定管理者選定委員会によって選定される。選定委員は、スポーツ振興に関する有識者及び県職員の7名（第4期選定では6人に減員）で構成される。

第3期の選定の際は、いずれの施設も応募者数は1者であったが、第4期選定では「ふじのくに企業等への施設紹介フェア」に参加し応募を促したため、富士水泳場では3者（うち2者は県外事業者）の応募があった。一方、静岡県立水泳場では増加がなかった。静岡県立水泳場で、指定管理者の申請者が1者のみの状態が続いている要因について、担当課では「施設の老朽化による施設管理運営費の高騰を危惧して、応募を避ける状況が発生している」と推察している。

## （2）指定管理者の変更の状況

指定管理者制度導入後の指定管理者は、次のとおり。

指定期間		静岡県立水泳場	富士水泳場
第1期	17～19年度	静岡県体育協会グループ	静岡ビル保善(株)
第2期	20～24年度	静岡県体育協会グループ	静岡ビル保善(株)
第3期	25～29年度	静岡県体育協会グループ	静岡ビル保善(株)
第4期	30～34年度	静岡県体育協会グループ	静岡県富士水泳場 マネジメントグループ※

※ 静岡県富士水泳場マネジメントグループは、静岡ビル保善(株)、シンコースポーツ(株)、(一財)静岡県水泳連盟で運営されている。

## （3）指定管理料の算定の基礎

施設の管理運営のために必要な支出見込額から利用者から受け取る利用料金などの収入見込額を差し引いた金額を指定管理料の上限額として県が設定する。

支出見込額については、前指定管理期間（平成25年度～平成28年度（最終年度は含まない））における管理運営費の実績平均から、物価・人件費等の環境変化を加味して決定する。収入見込額については、前指

定管理期間（平成 25 年度～平成 28 年度）における利用料金収入の実績平均から目標利用率の伸び率を乗じるなどの調整を行って決定する。個々の収入や費目について、財政当局と調整を行った上で最終決定する。

なお、実際の指定管理料は、県が定めた上限額の範囲内で指定管理者からの提案額となる。

平成 29 年度（第 3 期指定管理期間）の指定管理料は、静岡県立水泳場が 166,000 千円、富士水泳場は 187,707 千円であるが、第 2 期の最終年度である平成 24 年度は静岡県立水泳場が 145,242 千円、富士水泳場は 173,845 千円となるため、それぞれ 14.2%、7.9%増加している。

#### （４）担当課が認識している課題事項

静岡県立水泳場について、結果として応募者が限られてしまっている点。

### 5 指定管理者の業務について

#### （１）主な業務内容

- ・施設設備の維持管理
- ・利用者対応業務
- ・スポーツ振興業務（大会・教室などの運営）

#### （２）指定管理者の職員構成

平成 30 年 4 月時点の指定管理者の職員構成は、次のとおり。

施設	雇用形態・属性	人数
静岡県立水泳場	常勤職員	10 名
富士水泳場	常勤職員	10 名

#### （３）担当課が認識している課題事項

一般開放の利用において、減免利用者の利用率が高く、経営努力によって利用者増を達成しても、利用料金収入に反映されにくい。

（単位：人）

施設	一般開放利用者 （うち減免利用者 ※）	減免利用者 の占める割合
静岡県立水泳場	50,167 (10,457)	20.8%
富士水泳場	87,738 (41,337)	47.1%

※ 70歳以上の者及び身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添者が使用するとき、利用金額の全額が減免される。

## 6 指定管理者との協定について

### (1) 指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況

募集要項に、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法他の労働関連法規への順守を記載し、申請者へ義務付けている。指定管理期間中も、「指定管理者制度導入施設における労働関係法令点検マニュアル」に基づき、必要な監督・指導を行っている。行政経営課からの指示により、指定期間の2年目に該当する際に、労働関係法令調査票を活用して点検を実施している。

### (2) 再委託の状況

プール利用受付・調整や監視業務等、プール運営の根幹に係る業務を除く、設備保守や衛生環境確保業務について再委託としている。なお、再委託にて実施する業務については、事前に業務内容と再委託先を書面により提出させ、県による承認を得ることとしており、事後においても実施報告を求めている。

## 7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について

### (1) 実施状況

モニタリング・協議の主な内容と頻度は、次のとおり。

主な内容		頻度
現場視察	静岡県立水泳場	年11回(29年度実績)
	富士水泳場	年15回(29年度実績)
維持管理業務の履行確認		年4回(四半期毎)
プロポーザル内容の履行確認		年2回(半年毎)
貸与物品の管理状況の確認		年1回
修繕協議		年1回

維持管理業務及びプロポーザル内容の履行確認については、チェックリストを活用している。四半期ごとの維持管理業務の履行確認では、個人情報管理状況についても、現場確認やヒアリングによって確認をしている。

貸与物品については、貸与契約書に物品のリストと保管場所を記載し、設備故障等の問題が発生した都度、随時報告を受けることと、毎年1回



県職員が点検を行っている。

指定管理者は当該施設の運営にあたり、減免申請者などの個人情報を取り扱っており、「個人情報管理規程」に基づき、紙資料のみを鍵付き書庫に保管するといった管理をしている。一方、担当課による規程の整備状況と実際の運用状況の確認・指導は、四半期ごとの実地調査時に定期的に行われているが、口頭での状況確認と保管書庫等の目視確認にとどまり実施記録はなく事後検証ができない。

## (2) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 8 指定管理者の評価について

### (1) 利用者満足度調査の実施状況

年 1 回、指定管理者が施設利用者に対し、アンケート用紙を直接配布・回収する方法で利用者満足度調査を実施している。

29 年度は、平成 29 年 12 月 11 日から平成 30 年 2 月 9 日までを実施期間とし、156 件の回答を得て、全体的な満足度について満足が 97 (62.1%)、やや満足が 43 (27.6%) という結果だった。

なお、アンケート結果は、四半期ごとの担当課実地調査において対応状況の確認や是正指示をつなげることとしている。

### (2) 指定管理者評価委員会の実施状況

静岡県立社会体育施設指定管理者評価委員会設置要領に基づき、学識経験者、施設経営に精通した者、建築の専門家、利用団体の代表者及び危機管理の専門家からなる委員を選定している。

評価の結果は、県のホームページでも公表されているが、直近 3 年度分の評価の実施時期（報告日）は次のとおりである。

評価対象年度	実施日
平成 27 年度	平成 28 年 10 月 17 日
平成 28 年度	平成 29 年 10 月 26 日
平成 29 年度	平成 31 年 2 月 1 日

### (3) 担当課が認識している課題事項

適正な評価指標の設定が困難である点。

## 9 収支状況について

### (1) 静岡県立水泳場

(単位：千円)

				27年度	28年度	29年度
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※1	166,000	166,000	166,000
			利用料金収入※2	24,344	22,542	24,315
			その他	100	62	15
			収入計	190,444	188,605	190,331
		支出	人件費	46,225	50,304	49,484
			委託費	66,750	66,855	66,592
			修繕費	5,592	5,838	6,488
			その他 ※3	60,611	55,002	59,718
			支出計	179,180	177,999	182,283
	収支差額			11,264	10,605	8,047
	自主事業	収入	5,427	5,137	4,491	
		支出	2,764	3,092	2,662	
		収支差額	2,662	2,045	1,828	
	収支差額 計			13,927	12,650	9,875
県	指定管理事業	収入		-	-	-
		支出	指定管理料 ※1	166,000	166,000	166,000
			委託料	-	-	-
			修繕費	-	839	2,612
			その他	1,836	26,987	-
		支出計		167,836	193,826	168,612
		収支差額 計			△ 167,836	△ 193,826
施設全体の収支差額合計			△ 153,908	△ 181,175	△ 158,736	

(参考情報) 減価償却費

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
施設	85,602	85,602	85,602
設備	96	96	96

- ※1 「指定管理料」は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。
- ※2 水泳場の特徴として、「利用料金収入」が少ないことが挙げられる。利用料金とは、プール利用に係る施設利用料で条例により定められているが、水泳場の場合は競技力の向上や指導者養成のため使用する場合は減免される。また、一般開放についても70歳以上及び障害者は全額減免となる。
- ※3 その他支出のうち、主なものは光熱水費である。27年度は41,020千円、28年度は42,863千円、29年度は49,795千円となっている。

(2) 静岡県富士水泳場

(単位：千円)

				27年度	28年度	29年度
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※1	168,496	188,303	187,707
			利用料金収入※2	15,977	28,201	25,047
			その他	12	0	1
			収入計	184,485	216,505	212,755
		支出	人件費	84,043	85,203	81,854
			委託費	22,499	32,633	34,315
			修繕費	2,085	2,338	4,489
			その他 ※3	76,061	94,882	101,897
			支出計	184,689	215,058	222,557
		収支差額			△ 203	1,446
	自主事業	収入	11,671	25,857	24,430	
		支出	7,120	21,394	9,571	
		収支差額	4,551	4,463	14,858	
	収支差額 計			4,347	5,910	5,057
県	指定管理事業	収入		0	0	0
		支出	指定管理料 ※1	168,496	188,303	187,707
			委託料	0	0	0
			修繕費 ※4	596,970	810	20,184
			その他	734	22,464	2,052
		支出計		766,200	211,577	209,943
		収支差額 計			△ 766,200	△ 211,577
施設全体の収支差額合計			△ 761,852	△ 205,666	△ 204,886	

(参考情報) 減価償却費

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
施設	176,504	176,504	176,504
設備	628	628	628

- ※1 「指定管理料」は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。
- ※2 水泳場の特徴として、「利用料金収入」が少ないことが挙げられる。利用料金とは、プール利用に係る施設利用料で条例により定められているが、水泳場の場合は競技力の向上や指導者養成のため使用する場合は減免される。また、一般開放についても70歳以上及び障害者は全額減免となる。
- ※3 その他支出のうち、主なものは光熱水費である。27年度は61,499千円、28年度は78,817千円、29年度は83,686千円となっている。
- ※4 27年度の計上額には、上記の「2（3）老朽化対策への取組状況」で記載した天井の改修工事が含まれている。

## 10 監査の結果

### （1）指摘

なし。

### （2）意見

#### ① 選定基準及び審査項目・配点について

『手引』によれば、募集要項には、選定に係る審査項目及び配点を記載する必要がある。第4期（平成30～34年度）の募集（平成29年9月実施）において、現指定管理者の管理実績が優秀な場合に「期間評価」として加点する旨が記載されているが、当該加点配分の明記がなかった。

「期間評価」の加点配分実績は10点であり、その他の配点合計（100点）の1割相当となっている。選定における事務の透明性を確保するためにも、「期間評価」の加点配分については、あらかじめ募集要項に明記しておくことがのぞましい。

#### ② 施設のあり方の検討について

県立水泳場は高校総体（平成3年開催）、富士水泳場は国体（平成15年開催）における競技会場として整備された施設であり、いずれも50mと25mの競泳用プール及び飛込プールという同スペックの設備を有している（すべて公認プール）。

施設の設置目的は、第一に「競技力の向上」があり、二次的に「県民一般の健康増進とスポーツ振興」がある。そのため、利用においては競技者の利用が優先されている。また、一般開放分を含めると、平成29年度にはいずれの施設も年間10万人を超える利用があるが、減免利用者が多いため、収支の改善に結びつかない特徴がある。9の収支表のとおり

り、平成 29 年度における施設全体の収支（県と指定管理者の連結収支）は、県立水泳場で 158,736 千円、富士水泳場で 204,886 千円、合計 363,622 千円の支出超過で、同様の機能を持つ施設を重複して保有することで県の負担は 2 倍になっている。

県立水泳場は建設から約 30 年、富士水泳場も 16 年が経過し、各所に経年劣化が見られ、今後、さらなる修繕費用や設備更新等が必要と見込まれる。現在のかたちで施設を維持していくのか、あるいは設置目的を見直して施設の集約やダウンサイジングを図っていくのか、静岡県スポーツ推進審議会等を活用し、長期的な視野で今後の方向性を慎重に検討していく必要がある。

### ③ コンセッション事業の導入可能性の検討について

当該施設では、制度の標準期間である 5 年を採用していることから、指定期間が短く、長期的な視野に立った提案を受けにくいことが課題である。

第 4 期（平成 30～34 年度）募集において、応募者（現指定管理者）から施設整備に関する提案を受け、トレーニング室のリニューアルや Wi-Fi の整備等が進められ、施設の利便性が図られてきたところであるが、指定期間が今よりも長く設定されれば、より長期的な投資提案を受けられることも期待される。指定管理者制度以外の官民連携制度にコンセッション方式があるが、コンセッションによれば、数十年という長期契約も可能となることから事業者の裁量は広がり、中長期の設備更新という行政課題についても、民間ノウハウを生かした提案を受けられる可能性が出てくる。

文部科学省の「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」最終報告でも、スポーツ施設におけるコンセッション制度導入のメリット等が示されており、たとえ独立採算が見込めない施設であっても、公的負担の抑制効果が出れば有用であることから、当該施設に最も適合する官民連携制度を研究し、効率的な経営の仕組みを構築していくことを検討されたい。

### ④ ネーミングライツ等の他の収益獲得施策の立案について

スポーツ庁では、スポーツ施設の収益拡大施策についての各自治体の取組事例を紹介しており、ネーミングライツによりスポンサーを募る公共施設等の例も散見される。

安全なスポーツ施設を持続的に運営していくためには、何よりも安定した財源の確保が課題であり、コンセッション事業の導入等の官民連携

による効率的な経営の仕組みを考えるとともに、施設の設置者である県が、施設が潜在的に有する収益性を見出して、これを活用していく施策を立案していくことも重要である。

ネーミングライツのように施設そのものに係るもののほか、施設内外の看板設置による広告収入策や、寄付金の募集、基金の創設等の一層の財源確保に取り組まれない。

スポーツ競技は、官民間わず、企業広告や協賛の対象となることが多いことからさまざまな事例があるため、これらを検証し、当該施設にふさわしい方法を研究する必要がある。

#### ⑤ 評価委員会による年度評価の実施時期について

8(2)に既述したとおり、外部評価委員会が翌年度の後半に実施されている。「手引」では、年度評価に基づき、運営上の課題を洗い出し、年度計画の修正や改善の実施など、次年度の運営において課題の解決に必要な措置を講じるとされ、遅くとも次年度6月頃までに実施することを求めているが、直近の年度評価は遅いと言わざるを得ない。外部評価に期待されるPDCAサイクルが有効に機能させるように、体制を見直す必要がある。

## H 静岡県立富士見学園

### 1 施設の概要

担当課	健康福祉部 障害者支援局 障害者政策課	
設置根拠	静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例	
設置目的	障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援を行うとともに、同条第1項に規定する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練）等を行うこと。	
設置年月日	昭和39年2月 精神薄弱者援護施設として開設 平成元年3月 管理棟・入所棟の全面改築竣工	
場所	富士市大淵 2158	
施設内容概略	管理棟、入所棟、家庭生活実習棟、作業棟、体育館ほか	
主な事業内容	法に基づく事業区分	サービスの内容
	生活介護	主として昼間における入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練等
	施設入所支援	主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護等
	短期入所	短期間の入所における入浴、排せつ又は食事の介護等
指定管理者	(福) あしたか太陽の丘 ※	
	指定期間	10年間 (H21年度～30年度)
	募集方法	公募 (応募者数：1)
	前任者	なし
指定管理料	17,000千円 ※	
	前指定期間の最終年度：－ (前指定期間なし)	
利用料金制	非採用	

※ 平成29年度のもの



## 2 施設の利用状況と維持管理について

### (1) 利用状況（目標と実績）の推移

直近5年間における利用者数の目標と実績の推移は、次のとおりである。

(単位：利用者数は人、利用率は%)

	目標	実績	
		利用者数	利用率
平成25年度	—	15,649	85.7
平成26年度	—	14,061	96.3
平成27年度	—	14,438	98.6
平成28年度	—	13,867	95.0
平成29年度	—	13,356	91.5

施設の性質上、利用目標は設定していない。

また、利用率は、利用者数を利用定員（定員×365日）で割って算出している。

### (2) 安全・防災対策の取組状況

安全・防災対策のための規定を整備し、地震・火災を想定した避難訓練を月1回、夜間避難訓練を年2回実施している。また、法定点検の指摘事項は、次年度以降、維持修繕予算により県で是正している。

### (3) 老朽化対策の取組状況

施設の修繕については、1件当たり30万円以上の修繕については県が実施し、30万円未満の修繕については指定管理者が実施する、という費用負担区分が設けられている。

老朽化対応に加え、利用者による施設の破壊行為への緊急的対応として維持保全を行うケースが少なくない。1件当たり30万円以上の修繕を指定管理者が負担することも、年に1件程度発生しているが、緊急的対応として協議を整えることができない案件として、基本協定書に抵触するものではない。なお、直近3年間の修繕費の実績は、下記のとおりである。

(単位：千円)

負担	平成27年度	平成28年度	平成29年度
静岡県	378	9,512	7,536
指定管理者	3,955	2,373	3,621
合計	4,333	11,885	11,157

#### (4) 今後の修繕計画

上記(2)記載の法定点検の指摘事項に対応するための修繕計画はあるものの、建替などを含めた長期的な修繕計画については、今後の施設のあり方も踏まえて検討中である。

#### (5) 担当課が認識している課題事項

当該施設は、障害者の訓練施設が少なかった時代(昭和39年)に、中・軽度障害者が地域で自立した生活を送るための訓練を行う「通過型入所訓練施設」として設置された。ここで、通過型とは、障害者が学校を卒業してから社会人として自立できるまでの間だけ利用することを想定しているという意味であり、その利用期間は原則として5年間と設定されている。

しかし、下表に示すように社会環境の変化により、入所者の障害程度が重度化し、施設に求められる役割が変化してきている。そして、入所者の障害程度の重度化は、施設機能の不適合(建具等の破壊や漏便に備えた仕様になっていない)や、利用期間の不適合(利用期間を過ぎても、自立できるとは限らない)といった問題を生んでいる。

項目	当初	現在
【要因①】知的障害者の自立した地域生活を支える施設の数	不足	充実
【要因②】知的障害者が在宅で通所訓練サービスを利用する意向	なし (施設なし)	拡大
【結果】 富士見学園入所者の障害程度 ※軽度障害者は在宅通所サービスを利用	中・軽度	中・重度

### 3 指定管理者制度の導入について

#### (1) 制度導入の経緯

平成17年	「県立知的障害者(児)施設あり方検討委員会」を設置。
平成18年	障害者自立支援法が施行。 国の基本方針の転換(障害者の地域生活を支える在宅サービスを充実する)によって、在宅サービスが充実したことで、「地域移行を目指す入所施設」としての富士見学園の先駆性が低下。 民間知的障害者入所施設数 昭和39年：3施設 → 平成18年：49施設

平成 19 年	指定管理者の公募・選定を実施。
平成 21 年	指定管理者による施設管理の開始。

## (2) 他の制度への変更の検討状況

指定管理者制度導入前（平成 20 年度）と直近（平成 29 年度）を比較すると、管理コスト及び支援員数が削減されており、指定管理者制度の効果が表れている。定員数の減少に伴い入所者数は減少したものの、一人当たり県負担額は減少、一人当たり支援員数は増加していることから、コスト縮減やサービス向上が図られており、指定管理者制度導入の効果が薄れていない。従って、直営に戻すことは考えていない。

	平成 20 年度	平成 29 年度	増減
県負担額	169 百万円	17 百万円	△152 百万円
支援員数	29 人	18 人	△11 人
入所者数	67 人	39 人	△28 人
一人当たり県負担額	2.5 百万円	0.4 百万円	△2.1 百万円
一人当たり支援員数	0.43 人	0.46 人	+0.03 人

指定管理により維持すべき施設の機能（施設のあり方）という根本的な部分について、見直しの必要性が生じているため、今後、民営化の可能性も含め、諸課題への検討を深める中で、これからのニーズにあった施設を目指していく。

## (3) 担当課が認識している課題事項

障害者福祉に係る制度は、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革、平成 15 年の支援費制度導入、平成 18 年の障害者自立支援法施行、平成 24 年の障害者総合支援法施行と、大きな制度改正が続いている。

このため、指定管理導入時点（平成 21 年度）から社会情勢が大幅に変化し、「指定管理により維持すべき施設の機能（施設のあり方）」という根本的な部分について、改めて検討する必要性が生じている。

## 4 指定管理者の選定について

### (1) 選定方法や応募状況

指定管理者制度導入後の指定管理者は、次のとおり。

指定期間	募集方法	応募数	選定された者
第 1 期 平成 21～30 年度	公募	1	(福) あしたか太陽の丘

県ホームページで広く募集情報を公開し、一般的な周知広報を実施するとともに、2団体（静岡県知的障害者福祉協会、静岡県社会福祉法人経営者協議会）を通じて関係事業所へ周知し、現地説明会には2者が参加していたが、結果的に1者応募となった。

選定にあたっては、指定管理者選定審査会設置要綱に基づき、有識者や専門家等からなる「静岡県立富士見学園指定管理者選定審査会」において審査している。

**(2) 指定管理者の変更の状況**

該当なし。

**(3) 指定管理料の算定の基礎**

指定管理料は、下表のように、過去の実績から予測される収支差額を補填するとの考え方に基づいて算定している。 (単位：千円)

収入見込額		支出見込額		収支差額
自立支援給付費	138,688	人件費	128,000	
個人負担等	25,193	運営費	53,120	
計	163,881	計	181,120	

↓

指定管理料：	17,000
--------	--------

**(4) 担当課が認識している課題事項**

特になし。

**5 指定管理者の業務について**

**(1) 主な業務内容**

① 生活介護

地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な知的障害者を対象に、生活能力の向上のための基礎的訓練等を実施

② 自立訓練

地域移行を目指す方を対象に、地域生活を営む上での生活能力の維持・向上のための訓練等を実施

## (2) 指定管理者の職員構成

29年度の職員構成は、次のとおり。

雇用形態	人数
正規	19名
契約	9名
合計	28名

## (3) 担当課が認識している課題事項

当初想定していなかった入所者の重度化に対応した支援を行うため、想定以上の人員配置を行った結果、経営努力により赤字幅が縮小してきているものの、指定管理料収入を含めても、施設単体での運営収支が赤字となっている。

## 6 指定管理者との協定について

### (1) 指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況

募集要項において、労働関係法令の遵守を求めている。

なお、指定管理対象施設は、24時間稼働の障害者支援施設であり、利用者の支援には特別な技能が必要とされることから、労働条件に係る個別具体的な配慮規定を設けることは、施設運営上困難を生ぜしめる可能性があるため、現時点では考えていない。

### (2) 再委託の状況

平成29年度の再委託の実績は、下記のとおりである。

(単位：千円)

1	給食業務委託費	9,538
2	洗濯業務委託費	2,455
3	日常清掃管理費	495
4	産業廃棄物収集運搬代	392
5	浄化槽法定検査料	31
6	害虫防除業務費	146
7	食堂床面剥離洗浄ワックス塗布代	63
8	樹木切詰・枝落とし作業代	185
9	排水溝清掃及び排水管清掃代	86
	合計	13,395

指定管理者と委託先とが取り交わした契約の内容が、指定管理業務の管理運営基準を満たしているものであることを、委託契約書にて確認している。

## 7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について

### (1) 実施状況

静岡県立富士見学園運営連絡会設置要綱を設け、基本協定書に定める学園の管理運営業務に関する事項の調整や情報交換を年1回以上行っている。

また、施設修繕に係る現地立ち合い等の機会を活用して、指定管理業務のモニタリングを行っている。

指定管理者の個人情報の適切な取り扱いについて、基本協定書に「個人情報取扱特記事項」を盛り込んでいる。

障害者支援施設は、2年に1回、福祉指導課が障害者総合支援法に基づく実地指導を行っており、その際に、個人情報の適切な取り扱い（職員の情報の適正管理、利用者の個人情報利用承認）について確認している。

### (2) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 8 指定管理者の評価について

### (1) 利用者満足度調査の実施状況

本人、家族と関係機関（市町・相談支援事業所）を交え、支援内容や進路に係る相談検討を年1回実施しており、その際に満足度調査を聞き取りで実施している。29年度の結果は、すべての項目で90%を超える満足度であった。

### (2) 指定管理者評価委員会の実施状況

静岡県立富士見学園指定管理者評価委員会設置要綱に基づいて設置した、有識者や専門家等からなる評価委員会において、指定管理者の評価等について協議を実施している。

なお、実施結果は、県のホームページでも公表されているが、直近3年度分の評価の実施時期は次のとおりである。

評価対象年度	実施日
平成 27 年度	平成 29 年 1 月 13 日
平成 28 年度	平成 29 年 7 月 11 日
平成 29 年度	平成 30 年 7 月 18 日

- (3) 担当課が認識している課題事項  
特になし。

## 9 収支状況について

(単位：千円)

				27年度	28年度	29年度
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※	17,000	17,000	17,000
			利用料金収入	—	—	—
			その他	178,026	177,090	181,120
			収入計	195,026	194,090	198,120
		支出	人件費	145,647	148,758	146,173
			委託費	13,785	13,038	13,395
			修繕費	3,955	2,373	3,621
			その他	38,903	36,479	37,769
	支出計	202,290	200,648	200,958		
	収支差額	△7,264	△6,558	△2,837		
	自主事業	収入	—	—	—	
		支出	—	—	—	
		収支差額	—	—	—	
	収支差額 計		△7,264	△6,558	△2,837	
県	収入			—	—	—
				—	—	—
	支出	指定管理料 ※	17,000	17,000	17,000	
		委託料	123	123	365	
		修繕費	378	9,512	7,536	
		その他	—	—	—	
	支出計	17,501	26,635	24,901		
収支差額 計	△17,501	△26,635	△24,901			
施設全体の収支差額合計		△24,765	△33,193	△27,738		

※「指定管理料」は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。

(参考情報) 減価償却費

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
施設	18,302	18,380	18,379

## 10 監査の結果

### (1) 指摘

なし。



## (2) 意見

### ① 施設のあり方について

当該施設では、社会環境の変化により、入所者の障害程度が重度化し、施設に求められる役割が変化中、定員数や提供サービスの見直しなどで対応している。

しかしながら、入所者の障害程度の重度化が進む中で、施設機能が建具等の破壊や漏便に備えた仕様になっていないことや、入所者の重度化に対応した支援を行うために人員を配置することによって、指定管理料収入を含めても、施設単体での運営収支が赤字になっていることなどの課題が認識されている。

そのため、当該施設は、「今後維持すべき施設の機能(施設のあり方)」という根本的な部分について、見直しの必要性が生じている状況にある。

今後のあり方としては、大きく分けると、県有施設として継続するのか、民営化するのかの2つの選択肢が考えられる。

県有施設として指定管理者制度を継続する場合には、利用期間の見直しなどのニーズ変化へのさらなる対応だけでなく、個室化などの環境整備を実施して施設機能の不適合を解消する必要がある。そのためには、大規模な改修・改築工事が想定されるが、現時点で不適合になっている部分を直すだけでなく、将来にわたって長期的に県有施設として維持していく計画のもと、施設を再設計し、多額の改修費用の財源確保が必要となる。

一方、民営化する場合には、まず収支の改善を図らなければ、引受先が現れないという問題がある。富士見学園は、施設としての特殊性により、人件費率が高くなっていることが赤字の主な要因と考えられる。これを解消するためには、施設の運営方法・機能の見直しが必要になるが、その場合には、これまでの施設の目的や役割を維持することができなくなることも想定される。

いずれにしても、施設のあり方について、幅広い合意形成を図りながら、引き続き検討することが必要と考える。

# I 静岡県沼津労政会館・静岡県静岡労政会館・静岡県浜松労政会館

## 1 施設の概要

担当課	経済産業部 就業支援局 労働政策課	
設置根拠	静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例	
設置目的	労働者の福祉の増進に寄与すること	
設置年月日	沼津／昭和 30 年 10 月 静岡／昭和 27 年 4 月 浜松／昭和 29 年 9 月	
場所	沼津／沼津市高島本町 1－3 静岡／静岡市葵区黒金町 5－1 浜松／浜松市中区東伊場 2 丁目 7－1	
施設内容概略	ホール、会議室、駐車場 等	
主な事業内容	ホール、会議室の貸出	
指定管理者	日本環境マネジメント(株)	※1・2
	指定期間	5 年間 (H27 年度～31 年度)
	募集方法	公募 (応募者数 : 3)
	前任者	(一財)静岡県労働福祉事業協会
指定管理料	29 年度 : 18,162 千円 (3 施設合算)	※1
	前指定期間の最終年度 : 27,634 千円 (26 年度)	
利用料金制	採用	

※1 平成 29 年度のもの

※2 沼津労政会館、静岡労政会館及び浜松労政会館の 3 施設は、指定管理者制度導入時から継続して、3 施設を一括して管理運営する指定管理者を募集・選定をしている。

## 2 施設の利用状況と維持管理について

### (1) 利用状況 (目標と実績) の推移

直近 5 年間における利用件数の目標と実績の推移は、次のとおりである。  
(単位 : 件)

	沼津		静岡		浜松	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
25 年度	3,830	3,764	5,974	5,473	2,910	2,976
26 年度	3,830	3,787	6,077	5,435	2,920	2,992
27 年度	3,840	3,627	5,583	5,428	3,036	2,879
28 年度	3,914	3,664	5,692	5,274	3,095	2,865
29 年度	3,990	3,605	5,802	5,384	3,155	2,818

目標は実績をやや上回る水準としているが、実績は前年度とほぼ同水準であり、目標には達していない。

## (2) 安全・防災対策の取組状況

安全対策は、週1回、館内施設・設備の安全等現況点検を実施して、事故の未然防止に努めている。点検の結果、是正が必要なものは、指定管理者または県が対応している。

防災対策は、年2回、労政会館ごとに指定管理者に加え建物を共同利用している他団体とともに防災訓練を実施している。

## (3) 老朽化対策の取組状況

老朽化対策は、管財課による劣化診断に基づき、優先順位をつけて実施している。

施設の修繕については、30万円以上の修繕については県が実施し、30万円未満の修繕については指定管理者が実施する、という費用負担区分が設けられている。

なお、直近3年間の修繕費の実績は下記のとおりである。

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
沼津	静岡県	4,882	10,168	2,425
	指定管理者	427	445	432
	合計	5,309	10,613	2,857
静岡	静岡県	6,497	36,447	23,136
	指定管理者	1,084	280	1,227
	合計	7,581	36,727	24,363
浜松	静岡県	23,459	1,758	591
	指定管理者	8	0	248
	合計	23,467	1,758	839

修繕内容により金額が異なるため、修繕費は年度においてばらつきがある。平成28年度に静岡労政会館で修繕費が増加したのは、エレベータ設備改修工事を実施したためである。

また、直近3年間では、指定管理者が30万円以上の修繕を負担しているケースは見当たらなかった。

## (4) 今後の修繕計画

劣化診断を踏まえ、営繕担当課の協力を得ながら事業担当課として計画を立て、予算を要求し修繕を実施している。

劣化診断は設備の現状だけでなく耐用年数も考慮しながら、県の建築・設備の技術職員が実施しているもので、診断結果では将来的に対応が必要となる設備等も示されているが、建替も含むような長期的な修繕計画までは策定していない。

#### (5) 担当課が認識している課題事項

行政が行う維持補修については、予算の確保や発注の公正性を保つための手続等を経る必要があるため、民間に比べ着手までに時間を要する。また、劣化診断に基づき優先順位をつけて実施しているため、劣化に起因しない予防的な修繕は優先順位が下がることとなる。

### 3 指定管理者制度の導入について

#### (1) 制度導入の経緯

静岡県労政会館の設置目的は、勤労者等に対して研修、会議及び文化教養活動を行うための場を提供し、利用の促進を図ることにより、勤労者福祉の増進を目指すこととされており、指定管理者制度により民間活力の有効利用や業務の効率化が図られ、直営の場合に比べ、①会館の利用促進、②県費節減が期待されることから導入を決定している。

期待された導入効果のうち、①会館の利用促進については、指定管理者制度導入前の平成 16 年度と直近の平成 29 年度との比較を下表にまとめている。設置目的が勤労者福祉の向上である中、労働者の利用は3館とも増加している。一方で、労働者以外の利用が減少し、合計では、沼津と浜松では、若干増加しているが、静岡は大きく減少している。

なお、指定管理者制度が導入された直前の平成 17 年度は耐震化工事により施設の閉鎖期間があるため、平成 16 年度と比較している。

(単位：件数)

拠点	利用者区分	16年度 A	29年度 B	増減 B - A
沼津	労働者	839	1,322	483
	労働者以外	2,486	2,283	△203
	計	3,325	3,605	280
静岡	労働者	2,332	2,517	185
	労働者以外	3,873	2,867	△1,006
	計	6,205	5,384	△821
浜松	労働者	1,957	2,215	258
	労働者以外	727	603	△124
	計	2,684	2,818	134

次に期待された導入効果の②の県費節減について、16年度と29年度との収支比較を下表にまとめている。

(単位：千円)

	16年度	29年度	増減
収入	62,086	0	△62,086
支出	100,199	18,161	△82,038
差額	△38,113	△18,161	19,952

※ 修繕費については、250万円以上の工事は県で実施することとなっているため、指定管理の導入による県費節減の検証（上記表内の支出）には含めていない。

上記の利用件数と県費の状況を踏まえた指定管理者制度導入効果について、担当課では、「労働者の利用が増加し、設置目的の観点からすれば利用促進が図られ、県費の節減も図られていることから、一定の効果は上がっているが、労働者の利用をさらに促進し利用全体を増やし、制度導入効果を高めることが求められる」と評価している。

## (2) 他の制度への変更の検討状況

担当課は、指定管理者制度の導入に伴い、労働者の利用促進や経費削減等が行われていると判断しているため、現時点では、直営化すること、及びPPP/PFIの手法を適用することは考えていない。

## (3) 担当課が認識している課題事項

担当課は、以下の2点を指定管理者制度の限界や課題と考えている。

- ・ 指定管理期間が定められており、指定管理者が建物の老朽化への対応や利便性向上を目指した設備投資を行うことが困難なため、建物の構造や設備面でのサービスの向上に限界がある。
- ・ 県は、老朽化対策として建物の構造や設備更新に投資しているが、指定管理者の要請に応じた柔軟な設備変更への対応は困難であるため、指定管理者による創意工夫は運営面に限られる。

## 4 指定管理者の選定について

### (1) 選定方法や応募状況

沼津労政会館、静岡労政会館及び浜松労政会館の3施設は、指定管理者制度の導入当初から継続して、3施設を一括して管理運営する指定管理者を募集・選定をしている。担当課は、そうすることで、会館の公平なサービス提供等、利用者の利便性の向上や効率的運営を図れると

考えている。

指定管理者制度導入後の指定管理者は、次のとおり。

指定期間		募集方法	応募数	選定された者
第1期	平成18～20年度	公募	3	(財)静岡県労働福祉事業協会
第2期	平成21～23年度	公募	1	(財)静岡県労働福祉事業協会
第3期	平成24～26年度	公募	2	(一財)静岡県労働福祉事業協会
第4期	平成27～31年度	公募	3	日本環境マネジメント㈱

指定管理者の選定方法は、指定管理者選定審査会による選定である。

審査委員は、選定審査会設置要綱に基づき、学識経験者及び労政会館の利用者から5人以内で構成されている。

## (2) 指定管理者の変更の状況

当該施設では、(1)の表の通り、第4期に指定管理者が変更している。指定管理者の変更理由は、次のとおり。

- ・労働関係者の利用料を引き下げ、利用者のサービス向上や利用増進に繋がりたいという、提案内容であったこと
- ・他の指定管理施設で実績が上がっていること

## (3) 指定管理料の算定の基礎

指定管理料の上限額は、前期募集時の上限額と直近の実績額との乖離要因について、指定管理委託料の実績に基づいて、指定管理者の経営努力によるものか、当然増減によるものか、などを分析し算定している。

指定管理委託料実績の分析表（一部抜粋）

各項目 (勘定科目)	指定管理 上限額 A	実績 B	差額 B-A	乖離 比率 %	要因分析		
					当然 増減	経営 努力	その他

## (4) 担当課が認識している課題事項

県立施設として3施設における同等のサービス提供が必要であり、また効率的な運営やサービス向上につながることも考慮し、3館を一括管理としているが、それぞれ老朽度や施設構造などが異なるため、今後も複数の応募者によるサービス向上が見込めるかが課題である。

## 5 指定管理者の業務について

### (1) 主な業務内容

- ・ 会館の利用承認・承認の取消し
- ・ 利用料金の設定・収受
- ・ 施設（附帯設備・物品）の維持管理
- ・ 共益費の収受・支払

### (2) 指定管理者の職員構成

平成 29 年度の職員数は、次のとおり。

担当	人数
統括マネージャー	1 名
エリアマネージャー	1 名
沼津労政会館	6 名
静岡労政会館	6 名
浜松労政会館	5 名
合計	19 名

### (3) 担当課が認識している課題事項

- ・ 指定管理者が独自に利用料金を引き下げた場合、次の指定管理者は利用料金を引き上げにくくなり多様なサービスの提案などの競争性に影響する。
- ・ 労働者向けの利用料金を一般の利用に比べて低く設定しており、労働者向けの利用率が上がると収益が下がるため、労働者向けの利用率を上げるための動機づけが難しい。

## 6 指定管理者との協定について

### (1) 指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況

募集要項において、指定管理者が「労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守する」ことを明記しており、基本協定書においても募集要項に従うよう記載している。

担当課は、「指定管理者制度導入施設における労働関係法令点検マニュアル」に基づき、書面による調査やヒアリングを行うなどして、労働関係法令の遵守状況の点検を行っているが、確認内容は文書化されていない。

### (2) 再委託の状況

保守管理や清掃などの業務について、再委託をしている。

これらは年度当初に指定管理者から提出される「年次計画書」において報告され、県がその内容を承認している。

## 7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について

### (1) 実施状況

毎月、指定管理者(各館の館長を含む)と県担当課とで会議を開催し、設備管理の状況や運営上の疑義等について確認し、内容を復命書に記録している。

個人情報に関するモニタリングについては、指定管理者は、個人情報の取扱いに関する基本ルールを定めて、当施設の利用者に係る個人情報を管理している。

担当課は、上記事項につき、実地調査で確認しているが、確認内容は文書化されていない。

### (2) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 8 指定管理者の評価について

### (1) 利用者満足度調査の実施状況

アンケート実施期間内の会館利用団体、及び用件数上位 20 団体・労働組合に対して、アンケート調査を実施している。

29 年度は、平成 29 年 10 月 2 日から 12 月 1 日までを実施期間とし、アンケートの回答数は下記のとおりである。

(単位：団体数)

施設	回答数	調査対象数	回答率
沼津労政会館	157	225	69.8%
静岡労政会館	231	270	85.6%
浜松労政会館	123	158	77.8%
合計	511	653	78.3%

アンケートの実施期間を、平成 29 年 10 月 2 日から 12 月 1 日としているのは、1 年のうち、利用者数、利用率が高い時期に、次年度の計画に反映できるようにしているためである。また、あわせて年間の利用が多い上位 20 者にもアンケートを実施しており、年間を通じた傾向を掴めるようにしている。



## (2) 指定管理者評価委員会の実施状況

静岡県労政会館指定管理者評価委員会による評価による。評価委員は、評価委員会設置要綱に基づき、有識者と施設利用代表者で構成されている。

なお、実施結果は、県のホームページでも公表されているが、直近3年度分の評価の実施時期は次のとおりである。

評価対象年度	実施日
平成27年度	平成28年7月27日
平成28年度	平成29年8月9日
平成29年度	平成30年9月28日

『手引』（行政経営課）では、指定管理者の「年度評価は、当該年度の年度内あるいは遅くとも次年度6月頃までに実施」することとしている。年々実施するタイミングが遅くなってきており、『手引』通りの運用ができていない理由について、担当課からは、「評価委員の辞任に伴い委員変更の手続を行ったこと、その後に日程調整を行ったが日程が合わず調整に時間を要したことから実施日が遅くなったため」との回答を得ている。

## (3) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 9 収支状況について

3施設合算の収支の状況は、次のとおり。

(単位：千円)

				27年度	28年度	29年度
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※	19,187	18,728	18,161
			利用料金収入	55,640	54,319	53,054
			その他	4,819	4,441	4,474
			収入計	79,647	77,489	75,689
		支出	人件費	31,167	32,175	31,471
			委託費	13,088	13,121	13,282
			修繕費	1,519	725	1,906
			その他	36,700	34,342	33,881
			支出計	82,474	80,364	80,541
		収支差額			△2,827	△2,874
	自主事業	収入	6,243	7,953	8,923	
		支出	2,387	4,166	4,687	
		収支差額	3,856	3,786	4,235	
	収支差額 計			1,028	911	△616
県	指定管理事業	収入		—	—	—
		支出	指定管理料 ※	19,187	18,728	18,161
			委託料	—	—	—
			修繕費	34,838	48,373	26,152
			その他	—	—	—
		支出計		54,024	67,100	44,311
収支差額 計			△54,024	△67,100	△44,311	
施設全体の収支差額合計				△52,996	△66,189	△44,927

(参考情報) 減価償却費

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
県/減価償却費	33,238	33,238	33,238

※「指定管理料」は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。

## 10 監査の結果

### (1) 指摘

なし。

### (2) 意見

#### ① 施設のあり方について

当該施設は、「労働者の福祉の増進に寄与すること（静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例）」を目的として、昭和 30 年頃に設置されている。

しかし、施設の主な事業内容は、ホール及び会議室の貸出、つまり、一定の時間、会議やイベントのスペースを貸し出しているだけで、他の公営・民間の貸会議室と比べて特徴的な設備があるわけでもない。労働関係者については、一般料金よりも割安に利用できるが、そのことをもって、“労働者の福祉の増進”に寄与する、とはいいいがたい。

平成 26 年度に実施された指定管理者評価委員会でも、評価委員から「設置目的と会館の現実に乖離が生じているのではないか」というコメントもある。各施設が設置された昭和 30 年頃と現代では、労働者に関する社会情勢も大きく異なっており、設置目的自体が社会的ニーズに合わなくなってきたのかもしれない。

肝心の労働関係者の利用状況はほぼ横ばいであるが、一般を含めた全体の利用者数は減少傾向にある。民間の貸会議室よりも割安な利用料金を実現するために、税金で維持費用を賄っている以上、直接的な目的対象である労働関係者に限らず、より多くの県民に利用されてこそ、施設の存在意義があると考えれば、利用者数の減少は施設の存在意義の低下とも受け止められる。

特に利用者数の減少が大きい静岡労政会館については、同じ県有施設の静岡県男女共同参画センター（通称あざれあ）が道路 1 つを挟んで設置されており、貸会議室の提供という機能については完全に重複している。貸会議室を割安な料金で提供することをもって、労働関係者や男女共同参画団体の福祉の増進や支援とするのであれば、1 つの施設で、それぞれの団体に対して料金を減免する仕組みを構築すれば足りるのではないだろうか。

施設の老朽化が進み修繕費も増加傾向にある中で、今後、本格的な長寿命化対策や建替等の検討をしていく時期が来ている。当該施設を将来にわたって現状のまま維持し続けることがよいのか、あるいは他の県有施設との統廃合に進むべきなのか、など長期的な視点での方向性の検討とそのスケジューリングを示すことが求められるのではないだろうか。

こうした、方向性の検討の前提として、指定管理の導入目的にある「会館の利用促進」に向け、施設の効用を最大限に発揮できる運営がなされているか、定期的に検証していく必要がある。

## ② 指定管理者の業務のモニタリングについて

担当課は、毎月、指定管理者（各館の館長を含む）と県担当課とで会議を開催し、設備管理の状況や運営上の疑義等についての確認を行い、内容を復命書に記録している。また、年に1回、各施設の再委託関係や帳簿類、記録等の書類の現地調査を実施しており、調査項目については毎年、担当課において定めた上で実施している。

6（1）や7（1）に記述したとおり、一部の確認事項については、県担当者の具体的な視察内容は不明瞭であり、数年で担当がローテーションすることを考慮すると、視察項目を網羅的に文書化しておくことが望ましいと考える。視察項目をチェックリスト化している部局もあるため、参考にして頂きたい。

## ③ 指定管理者の評価について

### ア. 外部評価委員会の評価結果について

評価委員会における評価委員のコメントは、評価票に集約されて指定管理者に提示されるが、その中には指定管理者の努力では解決できない設備の改善に関するものなども含まれていた。

外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。

重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかということであり、そのためには、まず、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものとに明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には、評価委員のコメントを、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。

### イ. 評価票による評価とコメントについて

評価票では、5人の評価委員が項目別に点数をつけて、最終的にはすべての項目の合計平均点が24点満点中12点以上であれば、総合評価が可となり、「改善を要する」にならない取扱いである。

総合評価	得点	摘要
優	20 点以上 (24 点満点)	大変評価できる
良	16 点以上、20 点未満	評価できる
可	12 点以上、16 点未満	努力を要する
要改善	12 点未満	改善を要する

平成 27 年度分評価も平成 28 年度分評価も、合計平均点は 17.4 点になっているが、項目別にみると、平成 27 年度に、「利用目標の達成に向けた経営努力が行われているか」という項目で、5 人の評価委員のうち 3 人が、3 点満点で 1 点と評価し、平均も 1.4 点となっていた。28 年度は 1.6 点に改善しているが、利用状況等の分析をするべきだというコメントが複数出ていた。

評価委員に項目別に評価を求めている趣旨からすると、総合評価のみならず項目別に今後の取扱いを検討すべきと考える。また、評価委員のコメントについては、PDCA サイクルの観点から、今後どのように対応するか、解決するまで継続的に検討し、履歴を残していくことが有益と考える。

#### ④ 施設の稼働状況のデータ分析について

当該施設は県営の貸会議室であり、民間の貸会議室よりもかなり割安な料金設定を実現するために税金で運営費を賄う以上、より多くの利用者に活用されなければ、当該施設の存在意義はないといえる。

その意味で、当該施設において、利用者数は非常に重要な意味があるが、その利用者数が減少している状況にもかかわらず、各会議室の稼働状況を時間帯別に分析するといった、貸会議室の運営上、当然に行われるべき基礎的な管理が行われていない。

貸会議室の利用は、事前予約が必要であり、ダブルブッキングを避けるために、部屋別、時間別に予約を把握することは当然の作業である。直前のキャンセルもあるが、基本的には、予約データをもとに実績を補正して集計するだけの作業に過ぎない。また、会議室の時間帯別の稼働状況は、新たに指定管理者に申請することを検討する業者・団体にとっても非常に重要な情報であり、実際に、26 年度の募集の際にも質問が寄せられているが、有効な回答ができていない。これは、本来、指定管理者制度が目指す、民間の活力の積極的な導入の阻害要因になりうるものであることを重く受け止めるべきである。(2) ①に既述した当該施設の長期的な方向性やスケジューリングを検討するうえでも、会議室別・時間帯別の稼働状況を把握する体制を早急に構築する必要がある。

## Ｊ 静岡県医療健康産業研究開発センター

### １ 施設の概要

担当課	経済産業部 商工業局 新産業集積課	
設置根拠	静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例	
設置目的	医療健康分野における県民の経済基盤を確立することにより、ファルマバレー（富士山麓先端健康産業集積）プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の一層の推進を図り、もって世界一の健康長寿県（県民が健康な生活及び長寿を享受することのできる世界に誇るべき社会をいう。）の形成に資すること	
設置年月日	平成 28 年 3 月（一部開所） 平成 28 年 9 月（全部開所）	
場所	駿東郡長泉町下長窪 1002-1	
施設内容概略	ファルマバレープロジェクト全体の研究開発を加速させる戦略拠点	
主な事業内容	プロジェクト支援体制の強化、研究開発（拠点）、地域企業の成長支援、人材育成、連携交流機能	
指定管理者	（公財）静岡県産業振興財団 ※	
	指定期間	3年間（H27年度～29年度）
	募集方法	非公募
	前任者	なし
指定管理料	29年度：54,707千円 ※	
	前指定期間の最終年度：－（前指定期間なし）	
利用料金制	採用	

※ 平成 29 年度のもの

なお、指定管理者は、平成 30 年度から（一財）ふじのくに医療城下町推進機構に変更した

### ２ 施設の利用状況と維持管理について

#### （１）利用状況（目標と実績）の推移

直近における製品開発完成数及び共同契約研究数の目標と実績の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

	目標	実績	
平成 27 年度	目標設定なし（平成 28 年 3 月 1 日供用開始）		
平成 28 年度	製品開発完成	2	2
	共同契約研究	2	2
平成 29 年度	製品開発完成	2	4
	共同契約研究	5	—

平成 29 年度の共同契約研究の実績は 0 件であったが、契約には至らなかったものの契約の前段階である秘密保持契約等は 7 件あった。

## (2) 安全・防災対策の取組状況

安全対策は、毎日巡回による施設の目視確認を行うとともに月 1 回、館内施設・設備の安全等現況点検を実施して、事故の未然防止に努めている。点検の結果、是正が必要なものは、指定管理者または県が対応している。

防災対策は、施設入居者による自衛消防隊を組織し、定期的な防災訓練を実施している。

## (3) 老朽化対策の取組状況

当該施設は、開所 2 年目であり、現状、老朽化対策の具体的取組はない。

施設の修繕については、30 万円以上の修繕については県が実施し、30 万円未満の修繕については指定管理者が実施する、という費用負担区分が設けられている。

なお、直近 3 年間の修繕費の実績は、下記のとおり、開所間もないため、ほとんど修繕費が生じていない。

(単位：千円)

負担	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
静岡県	—	—	—
指定管理者	—	—	128
合計	—	—	128

## (4) 今後の修繕計画

当該施設は開所 2 年目であり、現状、今後の修繕計画は策定されていない。

### (5) 担当課が認識している課題事項

当施設の開設にあたり既存施設（旧長泉高校）を転用した際、別棟の旧体育館 2 階部分は施設計画上転用することができなかった。

1 階部分は入居者が使用しており、旧体育館方式の床で階下に音が響くことから、騒音等の面で、2 階が使用可能なケースは限定的である。

## 3 指定管理者制度の導入について

### (1) 制度導入の経緯

当該施設は、医療健康分野における県民の経済基盤を確立することにより、ファルマバレー（富士山麓先端健康産業集積）プロジェクトの一層の推進を図り、もって世界一の健康長寿県の形成に資することを目的として、プロジェクトの中心地である静岡がんセンターに隣接する長泉高校跡地に施設が整備され、開所当初から指定管理者制度を導入している。

### (2) 他の制度への変更の検討状況

担当課は、プロジェクトの推進や連携交流の促進の観点から、民間事業者による施設運営である指定管理者制度が適切と判断しており、現時点では、直営化すること、及び P P P / P F I の手法を適用することは考えていない。

### (3) 担当課が認識している課題事項

指定管理期間が定められ指定管理者の変更があり得るため、入居者（最長許可 10 年間）支援の継続性、指定管理者の専門性の確保と維持を担保する方法が必要である。

## 4 指定管理者の選定について

### (1) 選定方法や応募状況

指定管理者制度導入後の指定管理者は、次のとおり。

	指定期間	募集方法	応募数	選定された者
第 1 期	平成 27～29 年度	非公募	—	(公財) 静岡県産業振興財団
第 2 期	平成 30～32 年度	非公募	—	(一財) ふじのくに医療城下町推進機構

指定管理者の選定方法は、指定管理者選定審査会による選定である。

審査委員は、選定審査会設置要綱に基づき、学識経験者、専門家、企業支援者及びその他の者の利用者から 5 人以内で構成されている。



第1期において募集方法を非公募とした理由は、医療健康産業の支援拠点となる施設の運営にあたって、医療現場のニーズや地域企業の保有技術、産学官金とのネットワーク、医薬品医療機器等法などの法規制、世界展開等の専門的な知識が必要であると判断したためである。

また、指定管理者の申請者として、(公財)静岡県産業振興財団を単独指名した理由は、施設の運営に県施策との一体性が必要であり、プロジェクトの中核支援機関ファルマバレーセンターとしての実績に基づく事業展開が求められることから、ファルマバレーを運営する同財団が最適であると判断したからである。

## (2) 指定管理者の変更の状況

平成27年度から平成32年度までの間、(公財)静岡県産業振興財団を指定管理者として指定していたが、同財団からプロジェクトの中核支援機関であるファルマバレーセンター部門を独立させ、新財団である(一財)ふじのくに医療城下町推進機構が設立された。

このため、(公財)静岡県産業振興財団からファルマバレーセンター部門の業務を引き継いだ(一財)ふじのくに医療城下町推進機構に対して、指定管理者の再指定を行った。

## (3) 指定管理料の算定の基礎

指定管理料の上限額は、前期募集時の上限額と直近の実績額との乖離要因について、「指定管理委託料実績分析表」を用いて指定管理者の経営努力によるものか、当然増減によるものか、などを分析し算定している。

指定管理委託料実績分析表 (一部抜粋)

各項目 (勘定科目)	指定管理 上限額 A	実績 B	差額 B - A	乖離比率 %	要因分析		
					当然 増減	経営 努力	その他

## (4) 担当課が認識している課題事項

該当なし。

## 5 指定管理者の業務について

### (1) 主な業務内容

- ・入居者支援及び連携交流事業の実施
- ・会議室の提供
- ・利用者サービス
- ・危機管理及び施設の維持管理

### (2) 指定管理者の職員構成

平成 29 年度の職員構成は、次のとおり。

担当		人数
理事長		1 名
副理事長兼専務理事		1 名
職員	事務局長	1 名
	正社員	29 名
	各種団体派遣	22 名
	その他	46 名
合計		100 名

### (3) 担当課が認識している課題事項

該当なし。

## 6 指定管理者との協定について

### (1) 指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況

申請要項において、指定管理者が「労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守する」ことを明記しており、基本協定書においても労働関係法規を遵守するよう記載している。

また、担当課は、毎月、指定管理者との意見交換・情報共有の際に、職員の勤務状況等（時間外勤務・休日勤務等）を確認している。

### (2) 再委託の状況

管理業務仕様書において再委託可能項目を明示しており、主に施設維持管理業務を再委託している。

## 7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について

### (1) 実施状況

月1回以上、担当課が施設へ視察し、指定管理者との意見交換や情報共有、ラボマネージャーとミーティング等を行い、入居者も含めた運営協議会の復命を記録するとともに、月次報告書並びに業務仕様書に基づく業務遂行の状況について、視察内容を業務日報で確認を行っている。

個人情報の管理状況について、指定管理者は、「個人情報保護方針」に基づき「個人情報保護に関する要綱」を定めて、当施設の利用者に係る個人情報を管理している。

担当課は、上記事項につき、毎月の実地調査で確認しているが、その内容・結果は文書化されていない。

### (2) 担当課が認識している課題事項

該当なし。

## 8 指定管理者の評価について

### (1) 利用者満足度調査の実施状況

すべての入居企業、及びアンケート実施期間内の貸館利用者に対して、アンケート調査を実施している。

29年度は、平成29年4月1日から30年3月31日までを実施期間とし、アンケートの回答数は下記のとおりである。

対象者	回答数	調査対象数	回答率
入居者	12	12	100.0%
貸館利用者 ※	91	111	81.9%

※ 指定管理者は、貸館利用者に対して、施設の使用に係る鍵貸し出しの際に、アンケート用紙を渡している。

### (2) 指定管理者評価委員会の実施状況

静岡県医療健康産業研究開発センター指定管理者評価委員会による評価による。評価委員は、評価委員会設置要領に基づき、有識者とセンターの施設利用者から5人以内で構成されている。

なお、実施結果は、県のホームページでも公表されているが、直近3年度分の評価の実施時期は次のとおりである。平成27年度は評価期間が1ヶ月のため、平成28年度と同時に実施している。

評価対象年度	実施日
平成 27 年度	平成 29 年 8 月 23 日
平成 28 年度	平成 29 年 8 月 23 日
平成 29 年度	平成 30 年 8 月 22 日

『手引』（行政経営課）では、指定管理者の「年度評価は、当該年度の年度内あるいは遅くとも次年度 6 月頃までに実施」することとしている。『手引』通りの運用ができていない理由について、担当課からは「平成 29 年度（平成 27 年度、28 年度評価分）については、前指定管理者である静岡県産業振興財団の指定管理者の指定取り消しを行った平成 29 年 7 月以降に指定管理全期間における評価と合わせて実施したものである。また、平成 30 年度（平成 29 年度評価分）については現指定管理者であるふじのくに医療城下町推進機構の事業開始に伴う引継ぎ業務等への影響を考慮し、8 月の実施となった」との回答を得ている。

### （3）担当課が認識している課題事項

該当なし。

## 9 収支状況について

各年度の開所期間は、次のとおり。

- ・平成 27 年度は、一部開所で 1 ヶ月間
- ・平成 28 年度は、一部開所で 5 ヶ月間、全部開所 7 ヶ月間
- ・平成 29 年度は、全部開所で 12 ヶ月間

(単位：千円)

				27 年度	28 年度	29 年度
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※	2,067	47,615	53,097
			利用者収入	-	1,822	5,938
			その他	967	44,993	61,852
			収入計	3,035	94,432	120,888
		支出	人件費	281	5,607	9,194
			委託費	1,601	39,557	48,346
			修繕費	135	6,665	7,221
			その他	1,016	42,602	54,957
	支出計	3,035	94,432	119,718		
	収支差額	-	-	1,170		
	自主事業	収入	-	-	-	
		支出	-	-	-	
		収支差額	-	-	-	
	収支差額 計	-	-	1,170		
県	指定管理事業	収入	8,991	57,214	61,398	
		支出	指定管理料 ※	2,067	47,615	53,097
			委託料	-	-	-
			修繕費	-	-	-
			その他	-	-	-
		支出計	2,067	47,615	53,097	
		収支差額 計	6,924	9,599	8,301	
施設全体の収支差額合計	6,924	9,599	9,471			

(参考情報) 減価償却費

(単位：千円)

	27 年度	28 年度	29 年度
県/減価償却費	-	42,302	67,526

※「指定管理料」は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。

## 10 監査の結果

### (1) 指摘

なし。

### (2) 意見

#### ① 施設の利用状況と維持管理について

当施設では、ファルマバレープロジェクト戦略計画に即した施設運営とオープンイノベーション促進の観点から、製品開発完成数（製品化）や共同契約研究数を目標にしている。

製品化は最終的な成果であり、その実現には、指定管理者よりも施設入居企業の努力が強く影響することを考えると、指定管理者の目標として直接的ではないと考える。

指定管理者の業務において最も専門的な業務はラボマネージャーによる入居者支援事業や連携交流事業であることを考慮すると、その活動（たとえば、ラボマネージャーが対応した相談や紹介の案件数や、交流イベントの開催数、施設の見学者数など）に沿った目標設定や評価を行うのが望ましいと考える。

#### ② 指定管理者の業務のモニタリングについて

担当課は、毎月2回、施設へ視察し、指定管理者から提出された月次報告書並びに業務仕様書に基づく業務遂行の状況について、業務日報の確認を行っている。

数年で担当者がローテーションすることを考慮すると、年次報告書による事業内容確認時の様に視察項目を文書化しておくことが望ましいと考える。視察項目をチェックリスト化している部局もあるため、参考にすべきである。

#### ③ 評価結果の公表について

評価委員会による評価は、評価項目ごとに評価し、その評価得点を用いて総合評価している。現状、外部公表の対象は総合評価のみであり、そのベースとなる各評価項目の評価は記載されていない。

各評価項目及び配点は公開されていることから、併せて評価点についても公開することが、総合評価の根拠を明確化する観点から望ましいと考える。また、委員コメントについても、現状、被評価者に対する通知では各評価項目と紐づけられているものの、公開の際には総合評価の後に箇条書きでまとめられているのみであるので、各評価項目と紐づけて表示すれば、評価根拠としても開示できると考える。

## K 静岡県富士山こどもの国

### 1 施設の概要

担当課	交通基盤部 都市局 公園緑地課	
設置根拠	都市公園法第2条の2、静岡県都市公園条例	
設置目的	次代を担う子ども達が、富士山麓の雄大な自然の中で、友達や家族と元気にのびのびと遊ぶことを通じて、生命の貴さや自然の豊かさを学び、夢や冒険心を育むことができる場として、また、地域や利用者が交流できる場としての公園運営を目指す。	
設置年月日	平成11年4月26日	
場所	富士市桑崎 1015	
施設内容概略	街（こどもセンター（鉄筋コンクリート造・2F）、ロジ、レストラン）、草原の国（草原の家、パオ集落、キャンプサイト）、水の国（水の家）	
主な事業内容	入園料の徴収、有料公園施設の貸出し、利用料金の受納、公園施設の管理、公園施設の利用調整 など	
指定管理者	小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)	※
	指定期間	5年間（H27年度～31年度）
	募集方法	公募（応募者数：4）
	前任者	なし
指定管理料	29年度：280,000千円 前指定期間の最終年度：288,000千円（26年度）	※
利用料金制	採用（但し、利用料金収入の10%を県に納入する）	

※ 平成29年度のもの

### 2 施設の利用状況と維持管理について

#### (1) 利用状況（目標と実績）の推移

直近5年間における利用者数の目標と実績の推移は、次のとおりである。

（単位：千人）

	目標	実績
平成25年度	330	309
平成26年度	330	271
平成27年度	330	280
平成28年度	340	269
平成29年度	340	252

年度によって若干の増減はあるが、緩やかに減少している傾向にあり、少子化により、今後、ますます利用数の低下が進んでいくことが予想される。

## (2) 安全・防災対策の取組状況

施設や設備の維持管理に必要となる建築基準法第 12 条点検、電気事業法第 42 条点検、都市公園法第 3 条、水道法第 34 条、消防法第 17 条等の法定点検を行っている。

また、園内に設置されている各種の施設のうち、特に遊具、建築物、工作物、通路、広場等の安全点検は、日常業務として実施している他、担当者を決めて週に 1 度各エリアの点検を実施している。さらに、入園者が多い日には、管理監督職が巡回点検を実施している。

利用客にけが等が発生した場合の対応及び、応急措置に関しては、看護師の資格を持った社員が対応する他、社員に「救急救命講習」を受講させる等緊急体制を整えている。

## (3) 老朽化対策の取組状況

平成 25 年 7 月に、25 年度から 34 年度までの 10 年間の公園施設長寿命化計画が策定され、この計画に基づいて、老朽化対策が実施されている。

また、原則、30 万円未満の修繕については指定管理者が行う。30 万円以上のものについては、指定管理者と県との協議の上、優先順位をつけて県が実施する。

なお、直近 3 年間の修繕費の実績は、下記のとおりである。27 年度における県支出の修繕費は、避難小屋改修 (39,821 千円) を含んでいる。

指定管理者支出の修繕費のうち、1 件 30 万円以上の修繕があるが、指定管理者の提案によって実施したものや、指定管理者が所有する車輛に係るものなどに限られる。

(単位：千円)

負担	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
静岡県	89,607	30,634	12,499
指定管理者	12,825	12,562	7,887
合計	102,432	43,196	20,386



#### (4) 今後の修繕計画

今後の修繕計画としては、(3)に既述した25年度から34年度までの10年間の公園施設長寿命化計画があり、その基本方針は、次の4点である。

- ・予防保全型管理に転換することにより、公園施設の長寿命化及び、修繕、撤去・更新に係る費用の低減を図り、ライフサイクルコストの縮減を図る。
- ・遊戯施設は、計画的に消耗部品の交換や取付金具の締まりなどを確認し、劣化・損傷による事故を未然に防ぐ。
- ・噴水等動力を使用している施設は、定期的にメンテナンスを行う。
- ・その他の施設は、安全点検等により異常の有無を確認し、迅速に必要な安全対策を講じるとともに、損傷の拡大を防ぐ措置をとる。

公園施設長寿命化計画における当年度以降の修繕費用の見積額は、下表のとおりである。

(単位：千円)

年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
修繕費用	113,675	216,925	6,612	80,929	11,870

#### (5) 担当課が認識している課題事項

定期的な安全点検を行うとともに、計画的に施設の修繕や設備の更新を行い、着実に施設の老朽化対策を進めることが重要と考えている。

### 3 指定管理者制度の導入について

#### (1) 制度導入の経緯

県営都市公園の整備が進み、維持管理経費の増大が見込まれたことから、より高いサービスを少ない経費で提供するため、平成17年度から指定管理者制度を導入することとした。

#### (2) 他の制度への変更の検討状況

利用者満足度、公園利用者数、及び管理コストについて、指定管理者制度を導入した直前年度(平成16年度)と直近の平成29年度を比較すると、下表のとおり、すべての面において改善している。

この結果を受けて、担当課では、指定管理者制度の効果があると認識しており、直営に戻すことやコンセッション方式(※1)の導入などは考えていない。

	平成 16 年度	平成 29 年度	増減
利用者満足度 注 1	3.89 点	4.38 点	0.49 点
利用者数	19 万人	25 万人	6 万人
県負担額 注 2	355,497 千円	267,895 千円	△87,602 千円

注 1 利用者満足度は、利用者へのアンケート結果に基づくもので、5 点満点で採点した平均点

注 2 県負担額は、平成 16 年度（管理委託制度）は「委託費」の額から、平成 29 年度（指定管理者制度）は「指定管理料」の額から、県の収入額を差し引いたものを集計している。

平成 29 年の都市公園法改正により、公募設置管理制度（※ 2）が設けられ、都市公園における民間資金を活用した整備・管理手法として「P a r k - P F I」の活用も可能となったが、当該施設は既存施設であり、施設等の再整備の予定もないため、導入メリットは低いと分析され、導入を検討していない。

（※ 1）コンセッション方式

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式のこと。

（※ 2）公募設置管理制度

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘致し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法のこと。

「P a r k - P F I」ともいう。

（3）担当課が認識している課題事項

特になし。

4 指定管理者の選定について

（1）選定方法や応募状況

指定管理者制度導入後の指定管理者は、次のとおり。

指定期間		募集方法	応募数	選定された者
第1期	平成17～21年度	公募	5	小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)
第2期	平成22～26年度	公募	1	小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)
第3期	平成27～31年度	公募	4	小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)

指定管理者選定委員会設置要領に基づく、指定管理者選定委員会による選定による。委員は、有識者及び県職員の5名。

## (2) 指定管理者の変更の状況

該当なし。

## (3) 指定管理料の算定の基礎

施設の管理運営のために必要な支出見込額から利用者から受け取る利用料金などの収入見込額を差し引いた金額を指定管理料の上限額として県が設定する。

支出見込額については、前指定管理期間（平成22年度～平成25年度（最終年度は含まない））における管理運営費の実績平均から、物価・人件費等の環境変化を加味して決定する。収入見込額については、前指定管理期間における利用料金収入の実績平均から目標利用率の伸び率を乗じるなどの調整を行って決定する。実際の指定管理料は、県が定めた上限額の範囲内で指定管理者からの提案による。

平成29年度（第3期指定管理期間）の指定管理料280,000千円であるが、第2期の最終年度である平成26年度の288,000千円に比べて、2.8%減少している。これは、県が設定した上限額286,000千円に対し、現指定管理者から280,000千円での応募があり、この金額が採用されたためである。

## (4) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 5 指定管理者の業務について

### (1) 主な業務内容

- ・施設の維持管理
- ・施設利用の承認
- ・利用料金の徴収

### (2) 指定管理者の職員構成

29年度の職員構成は、次のとおり。

担当	人数
園長	1名
副園長	1名
総務課	13名
営業・企画販促係	4名
サービス課	28名
合計	47名

### (3) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 6 指定管理者との協定について

### (1) 指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況

募集要項に、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法その他の労働関連法規への順守を記載し、申請者へ義務付けている。指定管理期間中も、「指定管理者制度導入施設における労働関係法令点検マニュアル」に基づき、必要な監督・指導を行っている。指定期間の2年目に該当する際に、労働関係法令調査票を活用して点検を実施している。

### (2) 再委託の状況

協定書において、指定管理者の責任において実施する旨を取り決めている。清掃業務等の施設管理業務や電気設備等の設備管理業務が専門業者へ再委託されており、29年度の再委託額は71,672千円である。なお、再委託の内容及び金額は、維持管理報告書により確認している。

## 7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について

### (1) 実施状況

事務点検・日常点検は年1回、その他必要に応じて随時視察を実施するとともに、指定管理者から月次報告・中間報告・年次報告を受けている。

県から指定管理者への貸与物品の保管状況については、貸与契約書に物品のリストと保管場所を記載し、問題が発生した都度（故障等）、随時報告を受ける（毎年2月に県職員が点検を行っている）。

指定管理者の個人情報の取り扱い（会員の情報はパスワードを設定した単体のパソコンで管理、書面に含まれる個人データは鍵のかかる書庫に保管）については、担当課が、事務点検の中で管理・保管状況を確認しているものの、事務点検項目として定められていない。担当課が使用している事務点検のチェックリストには明示されていないため、担当者の交代等によって手続が抜け落ちやすい状況にある。

指定管理者の財務状況については、指定管理者から法人全体の損益計算書・貸借対照表を提出させ、自己資本比率等により経営の健全性を分析している。

### (2) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 8 指定管理者の評価について

### (1) 利用者満足度調査の実施状況

公園緑地課では、当該施設を含めたすべての県営の都市公園施設について、毎年1回アンケート調査を行っている。調査方法は、施設利用者に対して、アンケート用紙を直接手渡して、その場で記入してもらって回収する方法をとっている。

当該施設では、29年度は、10月7日、9日及び11月3日に実施し、370件の回答を得た。総合満足度は4.38（満点5.00）となっている。

### (2) 指定管理者評価委員会の実施状況

静岡県都市公園懇話会規程に基づき、学識経験者、都市公園利用者等から交通基盤部長が委嘱する。県営都市公園懇話会を母体として、委員を選定している。

実施結果は、県のホームページでも公表されているが、直近3年度分の評価の実施時期は次のとおりである。

評価対象年度	実施日
平成27年度	平成28年3月
平成28年度	平成29年3月
平成29年度	平成30年3月

なお、委員の意見は3月に指定管理者に報告し、翌年5月には是正報告を求めている。

各年度終了前に評価を行うのは、いわゆる「時中評価」を重視することを前提として、評価結果を翌年度当初に素早く反映できるよう考慮しているためである。

### (3) 担当課が認識している課題事項

よりよい公園運営に向けた、より適切な公園利用者のニーズの把握を課題としている。

## 9 収支状況について

(単位：千円)

				27年度	28年度	29年度
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※1	280,000	280,000	280,000
			利用料金収入	78,712	70,407	69,022
			その他	-	-	-
			収入計	358,712	350,407	349,022
		支出	人件費	143,969	137,856	139,532
			委託費	71,416	70,958	71,672
			修繕費	12,825	12,562	7,887
			その他※2	178,056	178,853	179,889
	支出計	406,266	400,229	398,980		
	収支差額	△47,553	△49,821	△49,958		
	自主事業	収入	180,170	178,125	170,531	
		支出	132,567	133,158	130,260	
		収支差額	47,603	44,967	40,271	
	収支差額 計	50	△4,854	△9,687		
県	指定管理事業	収入※2	13,020	12,259	12,105	
		支出	指定管理料 ※	280,000	280,000	280,000
			委託料	-	-	-
			修繕費	89,607	30,634	12,499
			その他	-	-	-
		支出計	369,607	310,634	292,499	
		収支差額 計	△356,587	△298,375	△280,394	
施設全体の収支差額合計	△356,537	△303,229	△290,081			

(参考情報) 減価償却費

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
施設	270,304	204,110	202,185

※1：指定管理料

指定管理料は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。

※2：指定管理者のその他支出及び県の収入

利用料金の10%について、指定管理者から県に支払われているが、施設全体で見れば相殺される。

## 10 監査の結果

### (1) 指摘

なし。

### (2) 意見

#### ① 施設のあり方について

平成 16 年以降の利用数の推移を見ると、年度によって若干の増減はあるが、平成 25 年度以降は、利用者数は緩やかに減少している傾向にあり、少子化により、今後、ますます利用数の低下が進んでいくことが予想される。

一方、平成 27・28・29 年度の収支状況を見ると、指定管理業務については、県が負担する修繕費や施設の減価償却費を除いても、毎年、3 億円以上の赤字になっており、この赤字を指定管理料という名目で税金を使って補填しているという構造になっている。平成 29 年度について具体的に数字を示すと、指定管理業務については、392,078 千円の費用（県が負担する修繕費や施設の減価償却費を除く）に対して、利用者からの料金収入は 69,022 千円しかないので、利用者一人当たり 1,282 円の赤字、利用者負担率は 17.6%ということになる。

これらの状況から、当該施設については、利用者数を増加させ、収支の改善を図ることが課題であると考えるが、平成 26 年度の募集要項（資料編）から平成 22 年度から 25 年度の月別・利用者の属性別の入園数を見ると、利用者が、小学生以下の子供とその引率者・保護者に偏っていることと、冬の利用が少ないことから、中学生以上の若者や、高齢者などもターゲットにすることや冬の稼働を検討する余地があると言える。

利用者層の拡大については、施設の内容を見ると、必ずしも、小さな子供とその家族に限らず、中高生以上の若者や一般成人向けのキャンプ場や、高齢者向けの健康増進のためのアクティビティなどにも利用できるのではないかとと思われるが、当該施設の設置目的が、子供の育成のためとなっており、まずは、当該施設の設置目的の対象を子供に絞り込む必要があるのか、ということから見直す必要がある。また、「こどもの国」という施設名も、中学生以上には幼稚な印象を与えてしまって、敬遠されているのではないかとと思われる。

冬の稼働については、前述の利用者の拡大と合わせて、イベントの企画や施設内容の充実を図る積極的な見直しと、休業日を増やして経費の圧縮を図る消極的な見直しが考えられる。



また、現在の指定管理者を募集した際、指定管理者に選定された小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)と次点だった(株)フジヤマリゾートはいずれも、近くでレジャー施設を運営している(前者は富士サファリパーク、後者はぐりんぱ・イエティ)。これら、レジャー施設の運営について実績を有する事業者が意欲的に応募してきたことを鑑みると、有料のレジャー施設的な要素を有する当該施設の特性から、さらに民間のノウハウを発揮すべき余地はあると考えられる。

## ② 外部評価委員会の評価結果について

外部評価結果報告書を見ると、「公園の維持管理に係る協議の場の必要性」(27年)、といった項目が記載されているが、これは指定管理者と県との機能的な役割分担を明確にする上で重要であると考えられる。

外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。

重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかということであり、そのためには、まず、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものとに明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には、評価委員のコメントを、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。

## L 静岡県草薙総合運動場

### 1 施設の概要

担当課	交通基盤部 都市局 公園緑地課	
設置根拠	都市公園法第2条の2、静岡県都市公園条例	
設置目的	県中部地域のスポーツの拠点となるとともに、その立地、歴史を踏まえ、全県レベルの利用も視野に入れ、地域や利用者が交流できる場としての公園運営を目指す。	
設置年月日	昭和38年4月16日	
場所	静岡市駿河区栗原19-1	
施設内容概略	硬式野球場、軟式野球場、陸上競技場、補助競技場、球技場、庭球場、体育館、水泳場、屋内運動場等	
主な事業内容	運動施設の貸出し、利用調整等	
指定管理者	東京ドーム・東急・静鉄共同事業体 ※	
	指定期間	5年間（H28年度～32年度）
	募集方法	公募（応募者数：3）
	前任者	静岡県体育協会グループ
指定管理料	318,534千円 前指定期間の最終年度：430,067千円（27年度）	※
利用料金制	採用（但し、利用料金収入の10%を県に納入する）	

※ 平成29年度のもの

### 2 施設の利用状況と維持管理について

#### (1) 利用状況（目標と実績）の推移

直近5年間における利用者数の目標と実績の推移は、次のとおりである。  
（単位：千人）

	目標	実績
平成25年度	780	655
平成26年度	800	724
平成27年度	800	821
平成28年度	800	918
平成29年度	800	921

なお、利用者数は、有料の運動施設の利用者、野球場等の観客、無料公園施設でのイベント参加者及び公園内散歩者をカウントしている。他の公園施設では、公園内散歩者はカウントしていないところもあるが、草薙総合運動場ではカウントしている。

## (2) 安全・防災対策の取組状況

施設や設備の維持管理に必要となる建築基準法第12条点検、電気事業法第42条点検、都市公園法第3条、水道法第34条、消防法第17条等の法定点検を行っている。

また、園内に設置されている各種の施設のうち、遊具、建築物、工作物、通路、広場等の安全点検を日常業務として実施している他、各施設ごとと体育器具等の動作確認についても毎日実施している。さらに、入園者が多い日には、必要に応じて随時の巡回を実施している。

## (3) 老朽化対策の取組状況

平成25年7月に、25年度から34年度までの10年間の公園施設長寿命化計画が策定され、この計画に基づいて、老朽化対策が実施されている。

また、原則、30万円未満の修繕については指定管理者が行う。30万円以上のものについては、指定管理者と県との協議の上、優先順位をつけて県が実施する。

なお、直近3年間の修繕費の実績は、下記のとおりである。平成27年度については、指定管理者に対して委託費と修繕費を区分した報告を求めておらず、修繕費のみの金額は不明であるため、記載していない。

指定管理者支出の修繕費のうち、1件30万円以上の修繕があるが、指定管理者の提案によって実施したものである。

(単位：千円)

負担	平成27年度	平成28年度	平成29年度
静岡県	294,816	151,648	129,077
指定管理者	-	17,526	14,457
合計	294,816	169,174	143,534

## (4) 今後の修繕計画

今後の修繕計画としては、(3)に既述した25年度から34年度までの10年間の公園施設長寿命化計画があり、その基本方針は、次の4点である。

- ・予防保全型管理に転換することにより、公園施設の長寿命化及び、修繕、撤去・更新に係る費用の低減を図り、ライフサイクルコストの縮減を図る。
- ・遊戯施設は、計画的に消耗部品の交換や取付金具の締まりなどを確認し、劣化・損傷による事故を未然に防ぐ。
- ・噴水等動力を使用している施設は、定期的にメンテナンスを行う。

- ・その他の施設は、安全点検等により異常の有無を確認し、迅速に必要な安全対策を講じるとともに、損傷の拡大を防ぐ措置をとる。

公園施設長寿命化計画における当年度以降の修繕費用の見積額は、下表のとおりである。

(単位：千円)

年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
修繕費用	70,143	249,135	364,170	103,048	81,387

### (5) 担当課が認識している課題事項

定期的な安全点検を行うとともに、計画的に施設の修繕や設備の更新を行い、着実に施設の老朽化対策を進めることが重要と考えている。

## 3 指定管理者制度の導入について

### (1) 制度導入の経緯

県営都市公園の整備が進み、維持管理経費の増大が見込まれたことから、より高いサービスを少ない経費で提供するため、平成18年度から指定管理者制度を導入することとした。

### (2) 他の制度への変更の検討状況

利用者満足度、公園利用者数、及び管理コストについて、指定管理者制度を導入した直前年度(平成17年度)と直近の平成29年度を比較すると、下表のとおり、すべての面において改善している。

この結果を受けて、担当課では、指定管理者制度の効果があると認識しており、直営に戻すことやコンセッション方式(※1)の導入などは考えていない。

	平成17年度	平成29年度	増減
利用者満足度 注1	3.39点	3.97点	0.58点
利用者数	69万人	92万人	23万人
県負担額 注2	310,830千円	306,793千円	△4,037千円

注1 利用者満足度は、利用者へのアンケート結果に基づくもので、5点満点で採点した平均点

注2 県負担額は、平成17年度(管理委託制度)は「委託費」の額から、平成29年度(指定管理者制度)は「指定管理料」の額から、県の収入額を差し引いたものを集計している。

平成 29 年の都市公園法改正により、公募設置管理制度（※ 2）が設けられ、都市公園における民間資金を活用した整備・管理手法として「P a r k - P F I」の活用も可能となったが、当該施設は既存施設であり、施設等の再整備の予定もないため、導入メリットは低いと分析され、導入を検討していない。

（※ 1）コンセッション方式

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式のこと。

（※ 2）公募設置管理制度

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘致し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法のこと。「P a r k - P F I」ともいう。

（3）担当課が認識している課題事項

特になし。

4 指定管理者の選定について

（1）選定方法や応募状況

指定管理者制度導入後の指定管理者は、次のとおり。

指定期間		募集方法	応募数	選定された者
第 1 期	平成 18～22 年度	公募	3	静岡県体育協会グループ
第 2 期	平成 23～27 年度	公募	1	静岡県体育協会グループ
第 3 期	平成 28～32 年度	公募	3	東京ドーム・東急・静鉄共同事業体

指定管理者選定審査会による選定による。審査委員は、有識者及び県職員の 6 名。

## (2) 指定管理者の変更の状況

当該施設では、(1)の表の通り、第3期に指定管理者が変更している。

前指定管理者の応募もあったが、主に以下に示す理由によってより魅力的な管理運営が期待できるとの評価を受けたため、現指定管理者が選定された。

- ・草薙総合運動場の管理運営に意欲的な提案を複数提出するとともに、グループ構成企業それぞれが各地で十分な事業実績を有しており、お互いの得意分野を組み合わせるとさらに魅力的な管理運営が期待できること
- ・プロ野球開催試合数増、スポーツ振興イベントの実施、ジャイアンツアカデミーの誘致等多彩なイベント開催や全国への情報発信により利用者増が見込めること

## (3) 指定管理料の算定の基礎

施設の管理運営のために必要な支出見込額から利用者から受け取る利用料金などの収入見込額を差し引いた金額を指定管理料の上限額として県が設定する。

支出見込額については、前指定管理期間（平成23年度～平成26年度、最終年度は含まない）における管理運営費の実績平均から、物価・人件費等の環境変化を加味して決定する。収入見込額については、前指定管理期間における利用料金収入の実績平均から目標利用率の伸び率を乗じるなどの調整を行って決定する。実際の指定管理料は、県が定めた上限額の範囲内で指定管理者からの提案による。

平成29年度（第3期指定管理期間）の指定管理料は318,534千円であるが、第2期の最終年度である平成27年度の430,067千円に比べて、25.9%減少している。主な理由は、平成27年度は利用料金制度を取っておらず、指定管理料の中に利用者収入に相当する金額を含めていたためである。県が把握している利用者収入相当額は90,271千円であり、これを除外した指定管理料は339,796千円となる。この金額を平成29年度の指定管理料と比較すると、実質的には6.2%の減少である。なお、6.2%の減少の内訳であるが、第3期指定管理期間において県が定めた上限額は329,000千円となっており、上限額を下げたことによって平成27年度の実質的な指定管理料である339,796千円からの減少率は3.1%となった。残りの3.1%は、現指定管理者の提案による減少である。

(4) 担当課が認識している課題事項

特になし。

5 指定管理者の業務について

(1) 主な業務内容

- ・施設の維持管理
- ・施設利用の承認
- ・利用料金の徴収

(2) 指定管理者の職員構成

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日現在）の職員構成は、次のとおり。

雇用形態	人数
常勤職員	15 名
非常勤職員	65 名
合計	80 名

属性による構成は、次のとおり。

属性	常勤職員	非常勤職員 (常時配置人数)
総支配人	1 名	
副総支配人	2 名	
野球場	3 名	1～2 名
陸上競技場	1 名	1 名
体育館	2 名	2～3 名
テニスコート	2 名	1 名
水泳場	2 名	3 名
トレーニングルーム	—	1～2 名
設備責任者・設備担当	2 名	
合計	15 名	—

トレーニングルームの常勤職員は兼務の体制を採っている。非常勤職員はシフト制を採っており、1人当たりの平均勤務時間は、週2～3日、1日当たり4～5時間となっている。主な業務内容は、窓口・電話対応である。

### (3) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 6 指定管理者との協定について

### (1) 指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況

募集要項及び協定書に、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法その他の労働関連法規への順守を記載し、申請者へ義務付けている。指定管理期間中も、「指定管理者制度導入施設における労働関係法令点検マニュアル」に基づき、必要な監督・指導を行っている。指定期間の2年目に該当する際に、労働関係法令調査票を活用して点検を実施している。

### (2) 再委託の状況

協定書において、指定管理者の責任において実施する旨を取り決めている。清掃業務等の施設管理業務や電気設備等の設備管理業務が専門業者へ再委託されており、平成29年度の再委託額は234,427千円である。なお、再委託の内容及び金額は維持管理報告書により確認している。

## 7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について

### (1) 実施状況

事務点検・日常点検は年1回、その他必要に応じて随時視察を実施するとともに、指定管理者から月次報告・中間報告・年次報告を受けている。

県から指定管理者への貸与物品の保管状況については、貸与契約書に物品のリストと保管場所を記載し、問題が発生した都度（故障等）、随時報告を受ける（毎年2月に県職員が点検を行っている）。

指定管理者の財務状況については、指定管理者から法人全体の損益計算書・貸借対照表を提出させ、自己資本比率等により経営の健全性を分析している。

指定管理者が取り扱う個人情報、公園施設の利用承認、行為の許可に係る申請書類と、イベント参加者や運動教室の会員等に係る個人情報がある。申請書類についてはファイリングし、鍵のかけられる書庫に保管する。イベント参加者や運動教室の会員等に係る個人情報は単体のPCでデータを管理し、PCにパスワードを設定する方法によって管理している。これらの管理は指定管理者の個人情報保護規程に基づいて行われている。担当課は、事務点検の中で管理・保管状況を確認しているものの、事務点検項目として定められていない。担当課が使用し



ている事務点検のチェックリストには明示されていないため、担当者の交代等によって手続が抜け落ちやすい状況にある。

## (2) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 8 指定管理者の評価について

### (1) 利用者満足度調査の実施状況

公園緑地課では、当該施設を含めたすべての県営の都市公園施設について、毎年1回アンケート調査を行っている。調査方法は、施設利用者に対して、アンケート用紙を直接手渡して、その場で記入してもらって回収する方法をとっている。

当該施設では、平成29年度は9月23日から11月19日までの約8週間を実施期間とし、370件の回答を得た。総合満足度は3.97(満点5.00)となっている。

### (2) 指定管理者評価委員会の実施状況

静岡県都市公園懇話会規程に基づき、学識経験者、都市公園利用者等から交通基盤部長が委嘱し、県営都市公園懇話会を母体として、委員を選定している。

なお、実施結果は、県のホームページでも公表されているが、直近3年度分の評価の実施時期は次のとおりである。

評価対象年度	実施日
平成27年度	平成28年3月
平成28年度	平成29年3月
平成29年度	平成30年3月

なお、委員の意見は3月に指定管理者に報告し、翌年5月には是正報告を求めている。

各年度終了前に評価を行うのは、いわゆる「時中評価」を重視することを前提として、評価結果を翌年度当初に素早く反映できるよう考慮しているためである。

### (3) 担当課が認識している課題事項

より良い公園運営に向けた、より適切な公園利用者のニーズの把握を課題としている。

## 9 収支状況について

(単位：千円)

				27年度	28年度	29年度	
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※1	430,067	318,800	318,534	
			利用料金収入 ※2	—	105,615	117,951	
			その他	7,725	7,792	8,879	
			収入計	437,792	432,207	445,364	
		支出	人件費	94,518	89,856	91,972	
			委託費 ※3	237,574	235,128	234,427	
			修繕費 ※3		17,526	14,457	
			その他 ※4		92,884	115,261	109,328
			支出計	424,976	457,771	450,184	
		収支差額	12,816	△25,564	△4,820		
	自主事業	収入	49,972	58,282	60,795		
		支出	46,991	21,607	30,003		
		収支差額	2,981	36,675	30,792		
	収支差額 計				15,797	11,111	25,972
	県	指定管理事業	収入 ※4		91,417	11,092	11,741
支出			指定管理料 ※1	430,067	318,800	318,534	
			委託料	—	—	—	
			修繕費	294,816	151,648	129,077	
			その他	—	—	—	
支出計			724,883	470,448	447,611		
収支差額 計			△633,466	△459,356	△435,870		
施設全体の収支差額合計				△617,669	△448,245	△409,898	

(参考情報) 減価償却費

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
施設	202,157	340,251	339,166

※1：指定管理料

指定管理料は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。

※2：利用料金収入

平成27年度は利用料金制を採っていないため計上額はゼロである。これに相当する金額が指定管理料に含まれている。

※3：委託費及び修繕費

平成27年度時点では、指定管理者からの報告に委託費と修繕費の内訳を求めていなかったため、合算値のみの記載である。

※4：指定管理者のその他支出及び県の収入

利用料金の10%に相当する額について、指定管理者から県に支払われているが、施設全体で見れば相殺される。

## 10 監査の結果

### (1) 指摘

なし。

### (2) 意見

#### ① 外部評価委員会の評価結果について

外部評価結果報告書を見ると、改善事項として「施設の老朽化対策・安全性の確保」（平成29年度）や、機能別の評価として「ユニバーサルデザインの観点での施設改修」（平成29年度）といった項目が記載されているが、施設の改修についての課題は、指定管理者だけではなく県も対応すべき事項である。

外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。

重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかということであり、そのためには、まず、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものとに明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には、評価委員のコメントを、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。

## M 遠州灘海浜公園

### 1 施設の概要

担当課	交通基盤部 都市局 公園緑地課	
設置根拠	都市公園法第2条の2、静岡県都市公園条例	
設置目的	県西部地域における県民のスポーツ・レクリエーション需要に対応し、また、野鳥観察園等自然環境を生かした環境学習の場としての公園運営を目指す。	
設置年月日	昭和63年10月9日	
場所	浜松市南区江之島町1706	
施設内容概略	球技場、多目的広場、遊具広場、自然生態観察園、駐車場他	
主な事業内容	有料公園施設の貸出し、利用料金の受納、公園施設の管理、公園の利用調整等	
指定管理者	天龍造園建設グループ ※	
	指定期間	5年間（H28年度～32年度）
	募集方法	公募（応募者数：2）
	前任者	なし
指定管理料	85,000千円	※
	前指定期間の最終年度：86,400千円（27年度）	
利用料金制	採用（但し、利用料金収入の10%を県に納入する）	

※ 平成29年度のもの

### 2 施設の利用状況と維持管理について

#### (1) 利用状況（目標と実績）の推移

直近5年間における利用者数の目標と実績の推移は、次のとおりである。

（単位：千人）

	目標	実績
平成25年度	120	137
平成26年度	120	129
平成27年度	120	115
平成28年度	125	121
平成29年度	125	132

なお、利用者数は、有料施設の利用者及びイベント実施の無料施設の利用者のみをカウントし、無料施設の通常利用数についてはカウントしていない。

## (2) 安全・防災対策の取組状況

園内に設置されている各種の施設のうち、特に児童遊具の安全点検は日常業務として実施している。その他、施設や設備の維持管理に必要な建築基準法第12条点検、電気事業法第42条点検、都市公園法第3条、水道法第34条、消防法第17条等の法定点検を行っている。

施設の管理運営等に起因する重大事故が発生した場合は、県への報告を求め、的確な応急対策処置等を講ずることとしており、地震等の災害の注意情報、予知情報等が発せられた場合及び災害が発生した場合の利用者の安全確保、避難誘導等の対応に関する基準の作成を指定管理者に求めている。なお、東海地震等大規模災害が発生したときは、県が当該公園の一部を災害対策の拠点として使用できるほか、浜松市との取り決めにより、津波発生時等に住民が津波から避難するための避難施設としても使用できることとしている。

## (3) 老朽化対策の取組状況

平成25年7月に、25年度から34年度までの10年間の公園施設長寿命化計画が策定され、この計画に基づいて、老朽化対策が実施されている。

また、原則、30万円未満の修繕については指定管理者が行う。30万円以上のものについては、指定管理者と県との協議の上、優先順位をつけて県が実施する。

なお、直近3年間の修繕費の実績は、下記のとおりである。27年度における県支出の修繕費は、児童用遊具設置(75,080千円)を含んでいる。

指定管理者支出の修繕費のうち、1件30万円以上の修繕があるが、指定管理者と県との協議により実施された修繕に限られる。

(単位：千円)

負担	平成27年度	平成28年度	平成29年度
静岡県	95,716	15,998	34,598
指定管理者	1,586	2,228	2,139
合計	97,302	18,226	36,737

## (4) 今後の修繕計画

今後の修繕計画としては、(3)に既述した25年度から34年度までの10年間の公園施設長寿命化計画があり、その基本方針は、次の4点である。

- ・予防保全型管理に転換することにより、公園施設の長寿命化及び、修繕、撤去・更新に係る費用の低減を図り、ライフサイクルコストの縮減を図る。
- ・遊戯施設は、計画的に消耗部品の交換や取付金具の締まりなどを確認し、劣化・損傷による事故を未然に防ぐ。
- ・噴水等動力を使用している施設は、定期的にメンテナンスを行う。
- ・その他の施設は、安全点検等により異常の有無を確認し、迅速に必要な安全対策を講じるとともに、損傷の拡大を防ぐ措置をとる。

公園施設長寿命化計画における当年度以降の修繕費用の見積額は、下表のとおりであるが、これとは別に 30 年度に球技場修繕（65,723 千円）、31 年度に球技場受変電設備の更新（48,000 千円）が予定されている。

（単位：千円）

年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
修繕費用	11,552	16,684	769	28,776	3,423

#### （5）担当課が認識している課題事項

運動施設や遊戯施設等は、破損状況によっては重大な事故を引き起こす可能性があることから、定期的な安全点検を行うとともに、計画的に施設の修繕や設備の更新を行い、着実に施設の老朽化対策を進めることが重要と考えている。

### 3 指定管理者制度の導入について

#### （1）制度導入の経緯

県営都市公園の整備が進み、維持管理経費の増大が見込まれたことから、より高いサービスを少ない経費で提供するため、平成 18 年度から指定管理者制度を導入した。

#### （2）他の制度への変更の検討状況

利用者満足度、公園利用者数、及び管理コストについて、指定管理者制度を導入した直前年度（平成 17 年度）と直近の平成 29 年度を比較すると、下表のとおり、すべての面において改善している。

この結果を受けて、担当課では、指定管理者制度の効果があると認識しており、直営に戻すことやコンセッション方式（※1）の導入などは考えていない。

	平成 17 年度	平成 29 年度	増減
利用者満足度 注 1	3.25 点	4.13 点	0.88 点
利用者数	5 万人	13 万人	8 万人
県負担額 注 2	92,679 千円	84,629 千円	△8,050 千円

注 1 利用者満足度は、利用者へのアンケート結果に基づくもので、5 点満点で採点した平均点

注 2 県負担額は、平成 17 年度（管理委託制度）は「委託費」の額から、平成 29 年度（指定管理者制度）は「指定管理料」の額から、県の収入額を差し引いたものを集計している。

平成 29 年の都市公園法改正により、公募設置管理制度（※ 2）が設けられ、都市公園における民間資金を活用した整備・管理手法として「P a r k - P F I」の活用も可能となったが、当該施設は既存施設であり、施設等の再整備の予定もないため、導入メリットは低いと分析され、導入を検討していない。

（※ 1）コンセッション方式

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式のこと。

（※ 2）公募設置管理制度

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘致し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法のこと。「P a r k - P F I」ともいう。

（3）担当課が認識している課題事項

特になし。

4 指定管理者の選定について

（1）選定方法や応募状況

指定管理者制度導入後の指定管理者は、次のとおり。

指定期間		募集方法	応募数	選定された者
第1期	平成18～22年度	公募	6	天龍造園建設グループ
第2期	平成23～27年度	公募	1	天龍造園建設グループ
第3期	平成28～32年度	公募	2	天龍造園建設グループ

指定管理者選定委員会による選定による。選定委員は、有識者及び県職員の6名。

第3期の選定では応募が2者あったが、うち1者は事業計画書の記載内容から受託能力に疑義が認められたこと等により、2次審査の対象とならなかった。

## (2) 指定管理者の変更の状況

該当なし。

## (3) 指定管理料の算定の基礎

施設の管理運営のために必要な支出見込額から利用者より受け取る利用料金などの収入見込額を差し引いた金額を指定管理料の上限額として県が設定する。

支出見込額については、前指定管理期間（平成23年度～平成26年度（最終年度は含まない））における管理運営費の実績平均から、物価・人件費等の環境変化を加味して決定する。収入見込額については、前指定管理期間における利用料金収入の実績平均から目標利用率の伸び率を乗じるなどの調整を行って決定する。実際の指定管理料は、県が定めた上限額の範囲内で指定管理者からの提案による。

平成29年度（第3期指定管理期間）の指定管理料は85,000千円であるが、第2期の最終年度である平成27年度の86,400千円に比べて、1.6%減少している。これは、県が設定した上限額85,000千円に対し、現指定管理者から同額での応募があり、この金額が採用されたためである。

## (4) 担当課が認識している課題事項

特になし。



## 5 指定管理者の業務について

### (1) 主な業務内容

- ・施設の維持管理
- ・施設利用の許可
- ・利用料金の徴収

### (2) 指定管理者の職員構成

29年度の職員構成は、次のとおり。

雇用形態	人数
正規	8名
非正規	11名
合計	19名

属性による構成は、次のとおり。

属性	職員	所属
所長	1名	(株)ニューテック
専門員	2名	天龍造園建設(株)、(株)ニューテック
業務スタッフ	2名	天龍造園建設(株)
作業員	10名	天龍造園建設(株)
分担業務担当者	3名	天龍造園建設(株)、(株)八ヶ代造園、ALSOKビルサービス(株)
事務員	1名	天龍造園建設(株)
合計	19名	

各職員はグループ構成員の4法人からなっている。それぞれの職員が担当業務を持ち、兼務の状況はない。

### (3) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 6 指定管理者との協定について

### (1) 指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況

募集要項に、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法他その他の労働関連法規への順守を記載し、申請者へ義務付けている。指定管理期間中も、「指定管理者制度導入施設における労働関係法令点検マニュアル」に基づき、必要な監督・指導を行っている。指定期間の2年目に該当する際に、労働関係法令調査票を活用して点検を実施している。

## (2) 再委託の状況

協定書において、指定管理者の責任において実施する旨を取り決めているが、複数法人がグループで指定を受けているため再委託の対象業務は少ない。電気設備保守点検、自家用電気工作物保安、一般廃棄物処理のみであり、29年度の再委託額は501,174円である。なお、再委託の内容及び金額は、維持管理報告書により確認している。

グループ構成員	担当業務
天龍造園建設(株)	緑地管理・園地維持管理
(株)ハヶ代造園	運動施設芝生地管理・循環型公園管理
ALSOKビルサービス(株)	警備業務・清掃業務・建築物衛生環境確保他

## 7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について

### (1) 実施状況

事務点検・日常点検は年1回、その他必要に応じて視察を随時実施するとともに、指定管理者から月次報告・中間報告・年次報告を受けている。

県から指定管理者への貸与物品の保管状況については、貸与契約書に物品のリストと保管場所を記載し、問題が発生した都度（故障等）、随時報告を受ける（毎年2月に県職員が点検を行っている）。

指定管理者の財務状況については、指定管理者から法人全体の損益計算書・貸借対照表を提出させ、自己資本比率等により経営の健全性を分析している。

指定管理者が取り扱う個人情報、公園施設の利用承認、行為の許可に係る申請書類と、イベントや体験教室の参加者等に係る個人情報がある。申請書類についてはファイリングし、鍵のかけられる書庫に保管する。イベント参加者や運動教室の会員等に係る個人情報は単体のPCでデータを管理し、PCにパスワードを設定する方法によって管理している。これらの管理は県との協定に定めた個人情報取扱特記事項に基づいて行われている。担当課から、事務点検の中で管理・保管状況を確認しているとの回答があったものの、事務点検項目として定められておらず、確認内容、結果は文書化されていなかった。担当課が使用している事務点検のチェックリストには明示されていないため、担当者の交代等によって手続が抜け落ちやすい状況にある。

### (2) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 8 指定管理者の評価について

### (1) 利用者満足度調査の実施状況

公園緑地課では、当該施設を含めたすべての県営の都市公園施設について、毎年1回アンケート調査を行っている。調査方法は、施設利用者に対して、アンケート用紙を直接手渡して、その場で記入してもらって回収する方法をとっている。

当該施設では、29年度は、9月23日から11月19日までの約8週間を実施期間とし、350件の回答を得た。総合満足度は4.13(満点5.00)となっている。なお、アンケートの結果は12月に指定管理者に報告している。

### (2) 指定管理者評価委員会の実施状況

静岡県都市公園懇話会規程に基づき、学識経験者、公園利用者等から交通基盤部長が委嘱した県営都市公園懇話会を母体として、委員を選定している。また、選定と評価にあたる委員には一部異なるメンバーを入れる等の対応をしている。

実施結果は、県のホームページでも公表されているが、直近3年度分の評価の実施時期は次のとおりである。

評価対象年度	実施日
平成27年度	平成28年3月
平成28年度	平成29年3月
平成29年度	平成30年3月

なお、委員の意見は3月に指定管理者に報告し、翌年5月には是正報告を求めている。

### (3) 担当課が認識している課題事項

より良い公園運営に向けた、より適切な公園利用者のニーズの把握を課題としている。

## 9 収支状況について

(単位：千円)

				27年度	28年度	29年度
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※1	86,400	85,000	85,000
			利用料金収入	3,249	2,990	2,903
			その他	1,301	1,333	926
			収入計	90,951	89,324	88,829
		支出	人件費	23,487	19,195	20,601
			委託費	55,061	58,945	57,098
			修繕費	1,586	2,228	2,139
	その他※2		11,853	12,853	11,892	
	支出計	91,988	93,224	91,732		
	収支差額	△ 1,036	△ 3,899	△ 2,902		
	自主事業	収入	7,803	7,301	6,983	
		支出	6,767	2,860	4,063	
		収支差額	1,036	4,441	2,920	
収支差額 計				0	541	18
県	指定管理事業	収入※2		425	394	371
		支出	指定管理料 ※1	86,400	85,000	85,000
			委託料	-	-	-
			修繕費	95,716	15,998	34,598
			その他	-	-	-
		支出計	182,116	100,998	119,598	
	収支差額 計	△ 181,691	△ 100,604	△ 119,227		
施設全体の収支差額合計				△ 181,691	△ 100,063	△ 119,209

(参考情報) 減価償却費

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
建物・工作物・樹木	26,644	26,130	22,657

※1：指定管理料

指定管理料は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。

※2：指定管理者のその他支出及び県の収入

利用料金の10%相当額について、指定管理者から県に支払われているが、施設全体で見れば相殺される。

## 10 監査の結果

### (1) 指摘

なし。

### (2) 意見

#### ① 無料利用者数の把握について

公園緑地課では、当該施設の他にも複数の公園を所管しており、公園によって施設内容や指定管理者が異なることから、管理運営のやり方も多少異なるのは当然であるが、監査の結果、無料公園施設の利用者数のカウント方法も施設によってかなり差があることがわかった。

当該施設では、競技会での有料施設の利用者や、フリーマーケットなどのイベントの利用者数だけを集計しており、公園内を散策している人などはカウントしていないが、同じ公園緑地課所管の草薙総合運動場では、公園内を散策している人についてもカウントしている。施設内容や立地に違いがあるとは言え、2(1)に示した当該施設の利用者数が少ない理由の1つには、こうしたカウント方法の影響も少なくないと考える。

都市公園は、基本的に利用者から利用料金を徴収できない施設であり、公益性の観点から税金を使って維持管理されるものである。利用者数はその公益性を図るうえで最も重要な要素であるから、担当課は、利用者数のカウント方法について、ある程度統一的な考え方を検討し、各指定管理者に示すべきである。

#### ② 指定管理者によるプロポーザルの実行状況の評価について

現指定期間(28年度～32年度)の募集・選定の際に、現在の指定管理者から、上水から井水への切り替えや植物性廃棄物の園外搬出処分に係る経費の削減等のプロポーザルがあり、それが選定時の評価ポイントにもなっている。

しかし、外部評価委員会における評価項目には、当該項目の設定がなく、上記プロポーザルの実行状況に対して明確に評価が行われた形跡を確認できない。

選定時の評価ポイントにもなっているプロポーザルについては、より確実に評価されるように、評価委員会での評価項目に明確に加えておく必要がある。

## N 愛鷹広域公園

### 1 施設の概要

担当課	交通基盤部 都市局 公園緑地課	
設置根拠	都市公園法第2条の2、静岡県都市公園条例	
設置目的	県東部地域を代表する野球場、多目的競技場を有する公園として、当地域のスポーツの拠点として、また、自然と親しむ場としての公園運営を目指す。	
設置年月日	平成元年7月16日	
場所	沼津市足高202	
施設内容概略	野球場、多目的競技場、スポーツ広場、多目的広場、駐車場など	
主な事業内容	有料公園施設の貸出し、公園の利用調整など	
指定管理者	(株)日産クリエイティブサービス ※	
	指定期間	5年間（H28年度～32年度）
	募集方法	公募（応募者数：2）
	前任者	なし
指定管理料	114,829千円 前指定期間の最終年度：121,166千円（27年度）	※
利用料金制	採用（但し、利用料金収入の10%を県に納入する）	

※ 平成29年度のもの

### 2 施設の利用状況と維持管理について

#### (1) 利用状況（目標と実績）の推移

直近5年間における利用者数の目標と実績の推移は、次のとおりである。  
（単位：千人）

	目標	実績
平成25年度	230	263
平成26年度	240	270
平成27年度	240	244
平成28年度	240	255
平成29年度	240	272

なお、利用者数は、有料の運動施設の利用者、野球場等の観客、及び無料公園施設でのイベント参加者をカウントしているが、公園内散歩者はカウントしていない。他の施設（草薙総合運動場）では公園内散歩者をカウントしているが、当該施設ではこれをカウントはしていない。

## (2) 安全・防災対策の取組状況

施設や設備の維持管理に必要となる建築基準法第 12 条点検、電気事業法第 42 条点検、水道法第 34 条、消防法第 17 条等の法定点検を行っている。

また、園内に設置されている各種の施設のうち、建築物、工作物、通路、広場等の安全点検は、日常業務として実施している他、担当者を決めて週に 1 度各施設の点検を実施している。さらに、入園者が多い日には、必要に応じて随時の巡回を実施している。

## (3) 老朽化対策の取組状況

平成 25 年 7 月に、25 年度から 34 年度までの 10 年間の公園施設長寿命化計画が策定され、この計画に基づいて、老朽化対策が実施されている。

また、原則、30 万円未満の修繕については指定管理者が行う。30 万円以上のものについては、指定管理者と県との協議の上、優先順位をつけて県が実施する。

なお、直近 3 年間の修繕費の実績は、下記のとおりである。

指定管理者支出の修繕費のうち、1 件 30 万円以上の修繕に該当するものはない。

(単位：千円)

負担	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
静岡県	511,459	210,682	16,211
指定管理者	3,486	4,345	6,057
合計	514,945	215,027	22,268

## (4) 今後の修繕計画

今後の修繕計画としては、(3) に既述した 25 年度から 34 年度までの 10 年間の公園施設長寿命化計画があり、その基本方針は、次の 4 点である。

- ・予防保全型管理に転換することにより、公園施設の長寿命化及び、修繕、撤去・更新に係る費用の低減を図り、ライフサイクルコストの縮減を図る。
- ・遊戯施設は、計画的に消耗部品の交換や取付金具の締まりなどを確認し、劣化・損傷による事故を未然に防ぐ。
- ・噴水等動力を使用している施設は、定期的にメンテナンスを行う。

- ・その他の施設は、安全点検等により異常の有無を確認し、迅速に必要な安全対策を講じるとともに、損傷の拡大を防ぐ措置をとる。

公園施設長寿命化計画における当年度以降の修繕費用の見積額は、下表のとおりである。

(単位：千円)

年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
修繕費用	104,677	55,627	136,521	75,753	115,975

### (5) 担当課が認識している課題事項

定期的な安全点検を行うとともに、計画的に施設の修繕や設備の更新を行い、着実に施設の老朽化対策を進めることが重要と考えている。

## 3 指定管理者制度の導入について

### (1) 制度導入の経緯

県営都市公園の整備が進み、維持管理経費の増大が見込まれたことから、より高いサービスを少ない経費で提供するため、平成18年度から指定管理者制度を導入することとした。

### (2) 他の制度への変更の検討状況

利用者満足度、公園利用者数、及び管理コストについて、指定管理者制度を導入した直前年度(平成17年度)と直近の平成29年度を比較すると、下表のとおり、すべての面において改善している。

この結果を受けて、担当課では、指定管理者制度の効果があると認識しており、直営に戻すことやコンセッション方式(※1)の導入などは考えていない。

	平成17年度	平成29年度	増減
利用者満足度 注1	3.68点	3.85点	0.17点
利用者数	17万人	27万人	10万人
県負担額 注2	138,786千円	112,034千円	△26,752千円

注1 利用者満足度は、利用者へのアンケート結果に基づくもので、5点満点で採点した平均点

注2 県負担額は、平成17年度(管理委託制度)は「委託費」の額から、平成29年度(指定管理者制度)は「指定管理料」の額から、県の収入額を差し引いたものを集計している。



平成 29 年の都市公園法改正により、公募設置管理制度（※ 2）が設けられ、都市公園における民間資金を活用した整備・管理手法として「P a r k - P F I」の活用も可能となったが、当該施設は既存施設であり、施設等の再整備の予定もないため、導入メリットは低いと分析され、導入を検討していない。

（※ 1）コンセッション方式

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式のこと。

（※ 2）公募設置管理制度

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘致し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法のこと。

「P a r k - P F I」ともいう。

（3）担当課が認識している課題事項

特になし。

4 指定管理者の選定について

（1）選定方法や応募状況

指定管理者制度導入後の指定管理者は、次のとおり。

指定期間		募集方法	応募数	選定された者
第 1 期	平成 18～22 年度	公募	4	(株)日産クリエイティブサービス
第 2 期	平成 23～27 年度	公募	3	(株)日産クリエイティブサービス
第 3 期	平成 28～32 年度	公募	2	(株)日産クリエイティブサービス

指定管理者選定審査会による選定による。審査委員は、有識者及び県職員の 6 名。

## (2) 指定管理者の変更の状況

指定管理者の変更はない。

## (3) 指定管理料の算定の基礎

施設の管理運営のために必要な支出見込額から利用者から受け取る利用料金などの収入見込額を差し引いた金額を指定管理料の上限額として県が設定する。

支出見込額については、前指定管理期間（平成 23 年度～平成 26 年度、最終年度は含まない）における管理運営費の実績平均から、物価・人件費等の環境変化を加味して決定する。収入見込額については、前指定管理期間における利用料金収入の実績平均から目標利用率の伸び率を乗じるなどの調整を行って決定する。実際の指定管理料は、県が定めた上限額の範囲内で指定管理者からの提案による。

平成 29 年度（第 3 期指定管理期間）の指定管理料は 114,829 千円であるが、第 2 期の最終年度である平成 27 年度の 121,166 千円に比べて、5.2%減少している。これは第 3 期指定管理期間において県が設定した上限額 121,000 千円に対して、現指定管理者から年額 114,829 千円での応募があり、この金額が採用されたためである。

## (4) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 5 指定管理者の業務について

### (1) 主な業務内容

- ・施設の維持管理
- ・施設利用の承認
- ・利用料金の徴収

### (2) 指定管理者の職員構成

平成 29 年 4 月 1 日時点の職員構成は、次のとおり。

雇用形態	人数
所長	1 名
副所長	1 名
専門員	3 名
スポーツアドバイザー	2 名
事務	2 名
合計	9 名

### (3) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 6 指定管理者との協定について

### (1) 指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況

募集要項及び協定書に、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法その他の労働関連法規への順守を記載し、申請者へ義務付けている。指定管理期間中も、「指定管理者制度導入施設における労働関係法令点検マニュアル」に基づき、必要な監督・指導を行っている。指定期間の2年目に該当する際に、労働関係法令調査票を活用して点検を実施している。

### (2) 再委託の状況

協定書において、指定管理者の責任において実施する旨を取り決めている。清掃業務等の施設管理業務や電気設備等の設備管理業務が専門業者へ再委託されており、平成29年度の再委託額は63,543千円である。なお、再委託の内容及び金額は、維持管理報告書により確認している。

## 7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について

### (1) 実施状況

事務点検・日常点検は年1回、その他必要に応じて随時視察を実施するとともに、指定管理者から月次報告・中間報告・年次報告を受けている。

県から指定管理者への貸与物品の保管状況については、貸与契約書に物品のリストと保管場所を記載し、問題が発生した都度（故障等）、随時報告を受ける（毎年2月に県職員が点検を行っている）。

指定管理者の財務状況については、指定管理者から法人全体の損益計算書・貸借対照表を提出させ、自己資本比率等により経営の健全性を分析している。

指定管理者が取り扱う個人情報、公園施設の利用承認、行為の許可に係る申請書類と、イベント参加者や運動教室の会員等に係る個人情報がある。申請書類についてはファイリングし、鍵のかけられる書庫に保管する。イベント参加者や運動教室の会員等に係る個人情報は単体のPCでデータを管理し、PCにパスワードを設定する方法によって管理している。これらの管理は指定管理者の個人情報保護規程に基づ

いて行われている。担当課は、事務点検の中で管理・保管状況を確認しているものの、事務点検項目として定められていない。担当課が使用している事務点検のチェックリストには明示されていないため、担当者の交代等によって手続が抜け落ちやすい状況にある。

## (2) 担当課が認識している課題事項

特になし。

## 8 指定管理者の評価について

### (1) 利用者満足度調査の実施状況

公園緑地課では、当該施設を含めたすべての県営の都市公園施設について、毎年1回アンケート調査を行っている。調査方法は、施設利用者に対して、アンケート用紙を直接手渡して、その場で記入してもらって回収する方法をとっている。

当該施設では、平成29年度は、9月23日から11月19日までの約8週間を実施期間とし、370件の回答を得た。総合満足度は3.85（満点5.00）となっている。

### (2) 指定管理者評価委員会の実施状況

静岡県都市公園懇話会規程に基づき、学識経験者、都市公園利用者等から交通基盤部長が委嘱し、県営都市公園懇話会を母体として、委員を選定している。

なお、実施結果は、県のホームページでも公表されているが、直近3年度分の評価の実施時期は次のとおりである。

評価対象年度	実施日
平成27年度	平成28年3月
平成28年度	平成29年3月
平成29年度	平成30年3月

なお、委員の意見は3月に指定管理者に報告し、翌年5月には是正報告を求めている。

各年度終了前に評価を行うのは、いわゆる「時中評価」を重視することを前提として、評価結果を翌年度当初に素早く反映できるよう考慮しているためである。

### (3) 担当課が認識している課題事項

より適切な公園ニーズの把握を課題としている。

## 9 収支状況について

(単位：千円)

				27年度	28年度	29年度
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※1	121,166	114,829	114,829
			利用料金収入	13,199	14,541	22,841
			その他	—	—	—
			収入計	134,365	129,370	137,670
		支出	人件費	35,215	33,910	30,618
			委託費	61,401	62,020	63,543
			修繕費	3,486	4,345	6,057
			その他 ※2	30,838	26,450	28,106
			支出計	130,940	126,725	128,324
		収支差額			3,425	2,645
	自主事業	収入	14,084	14,067	17,241	
		支出	9,992	11,568	13,427	
		収支差額	4,092	2,499	3,814	
	収支差額 計			7,517	5,144	13,160
県	指定管理事業	収入 ※2		1,878	1,963	2,795
		支出	指定管理料 ※1	121,166	114,829	114,829
			委託料	—	—	—
			修繕費	511,459	210,682	16,211
			その他	—	—	—
		支出計		632,625	325,511	131,040
		収支差額 計			△630,747	△323,548
施設全体の収支差額合計			△623,230	△318,404	△115,085	

(参考情報) 減価償却費

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
施設	107,366	107,444	107,368

※1：指定管理料

指定管理料は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。

※2：指定管理者のその他支出及び県の収入

利用料金の10%に相当する額について、指定管理者から県に支払われているが、施設全体で見れば相殺される。

## 10 監査の結果

### (1) 指摘

なし。

### (2) 意見

なし。

○ 静岡県立朝霧野外活動センター

1 施設の概要

担当課	教育委員会 社会教育課		
設置根拠	静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例		
設置目的	団体宿泊訓練又は野外活動その他の自然に親しむ活動を通じた青少年の健全な育成、社会教育の振興		
設置年月日	昭和 44 年 9 月		
場所	富士宮市根原 1		
施設内容概略	本館棟、多目的体育館棟、キャンプ場、キャンプセンター、体育館、プラネタリウム、スケートリンク		
主な事業内容	利用団体の受入（学校の集団宿泊訓練など）、主催事業の実施		
指定管理者	日本キャンプ協会グループ		※
	指定期間	年間（H27 年度～31 年度）	
	募集方法	公募（応募者数：1）	
	前任者	なし	
指定管理料	117,000 千円 前指定期間の最終年度：114,055 千円（26 年度）		※
利用料金制	採用		

※ 平成 29 年度のもの

2 施設の利用状況と維持管理について

(1) 利用状況（目標と実績）の推移

直近 5 年間における利用者数の目標と実績の推移は、次のとおりである。

(単位：千人)

	本館棟		キャンプ場		合計	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
25 年度	48	52	18	22	66	75
26 年度	48	51	18	22	66	73
27 年度	49	52	19	22	68	75
28 年度	49	53	19	19	68	73
29 年度	49	53	19	20	68	73

なお、上記の人数は、延べ利用人数であり、たとえば、1泊2日で利用した場合には2人とカウントされている。

全体としては大きな変化が見られないが、少子化の影響により、学校の利用人数が減少傾向にある一方で、少年団体や家族等、一般団体の利用が増加傾向にある。

## (2) 安全・防災対策の取組状況

法定点検指摘事項改善状況確認表を作成し、建築基準法に基づく法定点検とその他の法定点検について、確認を行っている。

## (3) 老朽化対策の取組状況

当該施設は、法令点検等での指摘事項を解消するための修繕を行うのにとどまっているのが現状である。そのため、開所以来、改修等をしていない設備が多く、特に給排水設備の老朽化が顕著な状況にある。また、施設の長寿命化のためには、屋根や外壁の塗装等にも着手しなければならない時期に来ている。さらに、トイレ洋式化など、時代にあった設備への改修も求められている。

施設の修繕については、30万円以上の修繕については県が実施し、30万円未満の修繕については指定管理者が実施する、という費用負担区分が設けられている。

なお、直近3年間の修繕費の実績は、下記のとおりである。

(単位：千円)

負担	平成27年度	平成28年度	平成29年度
静岡県	16,930	3,277	4,061
指定管理者	9,541	8,007	7,958
合計	26,471	11,284	12,019

直近3年間の指定管理者の修繕費の内訳をみると、30万円以上の修繕が、28年度と29年度に各2件ずつ行われていた。このうち、29年度の2件については、指定管理者が同種の修繕をまとめて実施したことによって30万円以上になったものであったが、28年度の2件は下表に示した落雷によって故障した電気系統と火災報知器等の基盤を修繕したものである。

内容	金額(円)
高圧機中開閉器取替	926,100
自動火災報知設備、防災盤内基板交換	518,400

上表2件の修繕を指定管理者が負担した経緯について、担当課と指定管理者との協議記録及び担当課へのヒアリングで確認したところ、修



繕対応しなければ消防法上、宿泊利用者の受入れができなくなるが、県が修繕しようとするれば手続等に時間がかかるので1・2ヵ月間は施設を閉鎖して、すでに予約されている団体のキャンセルをせざるを得ないという状況のもとで、指定管理者が速やかに修繕対応をするために負担を承認したものであることがわかった。

なお、指定管理者の代表団体である、(公社)日本キャンプ協会の28年度の事業報告書を見ると、当該施設の指定管理業務の説明部分において、「9月の落雷被害により、復旧のための修繕費用が施設運営を大きく圧迫したため、その他の修繕をできる限り職員の手で行い、運営費の捻出に努めた。」との記述があり、指定管理者にとっては予定外に重い負担になっていたことがうかがえる。

#### (4) 今後の修繕計画

担当課は、当該施設が建築後22年(平成8年築)経過しており、長期的に施設を存続させていくには、長寿命化工事などを計画的に実施していく必要があることを認識しているが、現在、具体的な計画はなく、31年度中に個別施設計画を策定する予定である。

#### (5) 担当課が認識している課題事項

上記2(4)のとおり。

### 3 指定管理者制度の導入について

#### (1) 制度導入の経緯

多様化する利用者のニーズに対応し、民間能力を活用しつつサービスの向上と経費削減等を図るために、本制度を導入した。

当施設の利用促進として、①主催事業の充実、②指定管理者の人脈の活用(人脈を活かした専門性の高い事業の実施、広報の充実)、③開所日の増加があげられるが、その導入効果は下記のとおりである。

	直営最終(18年度)	平成29年度
① 主催事業の充実	14事業	18事業
② 指定管理者の人脈の活用	—	NPO法人と連携した主催事業「オリエンテーリング in 朝霧」
③ 開所日の増加	314日	335日

また、当施設の県費節減として、管理運営費の削減があげられるが、その導入効果は下記のとおりである。

	直営最終(18年度)	平成29年度	節減効果
物件費	77,550千円	86,251千円	8,701千円
人件費	98,562千円	47,768千円	△50,794千円
合計	176,112千円	134,019千円	△42,093千円

## (2) 他の制度への変更の検討状況

施設の改築予定はなく、上記(1)のとおり指定管理者制度の導入による成果も出ているため、他の制度への変更は検討していない。

## (3) 担当課が認識している課題事項

- ・応募者が減少していること。
- ・指定管理上限額は前期の金額、内容を上限に調整されるため、新規の取組みなど、民間の創意工夫によるサービスの向上の余地がない。

## 4 指定管理者の選定について

### (1) 選定方法や応募状況

指定管理者制度導入後の指定管理者は、次のとおり。

指定期間		募集方法	応募数	選定された者
第1期	平成19～21年度	公募	5	日本キャンプ協会グループ
第2期	平成22～26年度	公募	1	日本キャンプ協会グループ
第3期	平成27～31年度	公募	1	日本キャンプ協会グループ

第3期の選定では、現地説明会には2者が参加したものの、最終的な応募者は1者(現指定管理者)のみで、有識者4名・利用者代表1名・県職員1名、計6名から構成される選定委員会によって2回の審査(書面と面談)を経て、選定されている。

なお、指定管理者の業務を評価する外部評価委員会については「指定管理者外部評価委員会設置要領」によって委員の人数や専門性が定められているが、指定管理者を選定する選定委員会の設置要綱は作成されていない。

### (2) 指定管理者の変更の状況

該当なし。

### (3) 指定管理料の算定の基礎

指定管理料の上限額の算定は、直近では、平成 26 年度に行われている。当時の算定資料を見ると、下記のとおり、概ね過去 4 年間の実績平均に基づいて算定されており、指定管理者の経営努力分などの分析は行われていなかった。

区分		積算方法
収入	利用料金	過去実績から目標利用者数を算定したうえで算定
支出	光熱水費・燃料費	直近単価を採用
	修繕費	過去実績を精査して算定
	その他（人件費を含む）	過去 4 年間の実績平均

### (4) 担当課が認識している課題事項

担当課では、応募者が少ないことに課題意識を持っており、次回（来年度）の募集に向けて、行政経営課が主催する「施設紹介フェア」において、施設の PR を実施するなど、応募者の確保に努めている。

その一方で、応募者が少ない原因については、現在の指定管理者が野外活動の世界ではかなりメジャーな存在であることと、過去の予算協議において人件費が低めに設定され、それを前提に現在の指定管理料も上限設定されているため、対抗馬が出にくい状況になっていると分析している。

指定管理上限額の運用について、人件費等の積算方法が前期の実績ベースとされており、複数期にわたって受託する指定管理者は職員の昇給が難しく、ノウハウが蓄積されても職員を入替えなければならなかったり、指定管理者自体が交代せざるを得なくなったりすることが懸念される。

また、施設の老朽化により修繕費が増大しており、その費用を指定管理料の中から生み出すために、人件費を圧縮せざるを得ない状況となっており、施設運営の質や安全性が低下する恐れがある。

## 5 指定管理者の業務について

### (1) 主な業務内容

#### ① 施設管理

- ・ 青少年教育施設としての安全面、衛生面、機能面の確保と管理
- ・ 日常及び定期的な施設点検と補修、保守管理

## ② 施設運営

- ・ 宿泊施設・キャンプ場の運営
- ・ スケートリンク、プラネタリウム等の運営
- ・ 使用申請の受付、利用料金の徴収
- ・ 食事などの必要なサービスの提供

## ③ 事業運営

- ・ 利用者への指導
- ・ 青少年の団体宿泊訓練、野外活動の指導及び助言
- ・ 青少年団体の指導者の育成及び指導
- ・ 県からの委託事業の実施、自主事業の開催
- ・ 利用者の安全確保

## (2) 指定管理者の職員構成

雇用形態	人数
常勤	7名
非常勤	2名
アルバイト	3名
合計	12名

## (3) 担当課が認識している課題事項

- ・ 指定管理者に対し、協定書や仕様書等に定められていない新たな取り組みをお願いしにくいこと。
- ・ 減免対象の利用割合が大きいため、利用者が増えるほど、指定管理者が負担する運営コストが上がる。

## 6 指定管理者との協定について

### (1) 指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況

『手引』（行政経営課）により、指定管理者の募集要項に労働基準法等労働関係法令を遵守する旨を具体的に明記するよう定められており、当該施設についても、これに従っている。

また、指定管理期間内に1回、労働関係法令の遵守状況を点検することとしており、平成28年6月に実施し、問題ないことを確認している。

なお、当該施設の休所日は、設置根拠である条例により、教育委員会が特に必要があると認めた場合を除き、月曜日（祝日の場合は翌日）と年末年始（12月28日から1月5日まで）と定められている。この条例に従えば、年間約60日が休所日になるが、当該施設では、指定管理者ができるだけ利用者のニーズに応えようという姿勢が強く、指定管理

者制度導入以降、月曜日も受入れをするケースが増えたとのことである。

実際に、指定管理者の29年度の「行事予定・勤務割り」を入手してみると、休所日は年間33日、特に野外活動のハイシーズンとなる初夏から秋にかけては、下表のように、ほぼ連続して開所していた。

開所日	連続日数
5月9日～5月28日	20日間
5月30日～8月27日	90日間
8月30日～10月9日	41日間
10月11日～10月29日	19日間
10月11日～10月29日	19日間
10月31日～11月19日	20日間

当該施設では、このような状況で、5（2）に既述した11・12名の職員が交替で宿直をしながら運営管理をしており、職員の勤務状況に留意する必要があるが、指定管理者から担当課には、月次報告資料で開所日数が報告されているだけで職員の勤務表などは特に提出されていない。

今回の監査では、29年度の「行事予定・勤務割り」をもとに、連続勤務が12日以上になっていたケースが数件あったことを確認した。

## （2）再委託の状況

清掃や消防法点検等が専門業者へ再委託されているが、これらは年度当初に指定管理者から提出される「年次計画書」において報告され、県からその内容に対し承認を出している。

なお、委託費の内訳については、「9 収支状況について」の※5を参照。

## 7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について

### （1）実施状況

施設管理状況の確認は、四半期ごとに業務履行確認を実施し、施設・設備・備品の管理状態については、定期的に訪問し確認している。

また、安全体制の確認は、マニュアルの整備状況、訓練の実施状況、利用者への対応状況を確認するとともに、安全対策委員会や所長会・主席会などを定期的に行うことにより担保している。

視察時の記録は、指定管理者が自ら実施する業務だけでなく、再委託している業務も含めて1つのチェックシートに記録されている。指定

管理者が自ら実施する業務と再委託業務を別々にチェックすると、指定期間の途中で区分が見直された場合に、チェックが漏れやすいので、当該施設のように1つにまとめておく方法は有効である。

また、個人情報の管理状況について、指定管理者は当該施設の運営にあたり、宿泊者名簿、使用承認申請書、主催事業申込書などを取り扱っており、これらには氏名、住所、生年月日などが含まれている。

指定管理者は、個人情報の取扱いに関する明文化した規定を整備しておらず、担当課もこれに関する確認・指導ができていなかった。

また、実際の運用状況については、担当課から、次のような回答を得ているが、記録が残されていないため、事後検証ができない。

<指定管理者による管理>

- ・電子データは、ネットに繋がらないPCで管理し、ファイルにはパスワードを設定する
- ・紙の書類は、鍵のかかる書庫で保管する
- ・主催事業申込書において、広報のために事業の様子を撮影する可能性があること、許可をいただいた参加者の写真のみ使用することを説明する

<担当課によるチェック>

定期的な業務履行確認（29年度分は10月13日、1月26日、5月18日に実施）の際に、次の確認を行っている。

- ・個人情報の含まれる書類等が適切に保管されているか
- ・利用申込時にその取扱いを説明できているか

上記の状況を踏まえて、あらためて担当課に当該施設における個人情報の漏洩リスクについての見解を確認し、次のような回答を得た。

年間延べ7万人余に利用される施設のため、利用申込書や利用者名簿など、取り扱う個人情報も多く、漏洩リスクは高いと考えます。確実に適切な管理が行われるよう、所内での取り扱いルールを改めて検討し、規定化するような措置を進めていく必要があります。

## （2）担当課が認識している課題事項

- ・指定管理者に対し、協定書や仕様書等に定められていない新たな取組みをお願いしにくいこと。
- ・現場でのトラブル等、県と協議（相談）してもらいたい事案について、指定管理者の認識が県と一致していないことで情報が共有されないことがあること。

- ・施設管理の専門家がおらず（構成企業が入っていない）、予防保全ができていないこと。

## 8 指定管理者の評価について

### (1) 利用者満足度調査の実施状況

指定管理者が行う「利用アンケート」と県が利用者に対して直接行う「モニター調査」の2つを実施している。後者については、施設、食事、職員、活動プログラムについて14の個別質問項目があるが、28・29年度ともに、全項目で5段階評価の4以上、総合評価で、同施設をまた利用したいかどうかという質問に4.8という評価を得ている。

### (2) 指定管理者評価委員会の実施状況

当該施設については、同じく教育委員会が所管している「三ヶ日青年の家」と合わせて指定管理者外部評価委員会による評価が行われている。

実施結果は、県のホームページでも公表されているが、委員会は、まず、それぞれの施設に行き、ヒアリングや資料確認を行ったうえで、後日、評価決定を行っている。

評価は、施設の運営や管理、活動など6つの個別項目と総合評価に、それぞれ9段階（A：十分満足、B：概ね満足、C：要努力に、それぞれ＋の付加記号をつける）で各委員が採点し、その平均をとるようになっているが、まず、ABCで大きく評価をしたうえで、さらにプラス、マイナス、フラットの3段階の微調整をするというやり方は、採点する委員にとっては採点がしやすいのではないと思われる。

また、公表されている評価結果も結果項目別の採点結果と委員からのコメントがまとめられていて、わかりやすい内容になっており、28年度分からは、評価委員の立場や専門性、評価の視点、委員会の開催状況についても追加されている。

また、評価の実施時期は、下表のように、評価対象年度終了後ではなく、監査対象年度内に実施されている。

評価対象年度	実施日（評価決定）
平成27年度	平成28年2月12日
平成28年度	平成29年2月15日
平成29年度	平成30年1月30日

### (3) 担当課が認識している課題事項

担当課は、指定管理者の評価について、指定管理者が複数期にわたり受託した場合、利用者満足度等の評価が高止まりすることがあり、指定管理者に対し継続的な努力等を促すのが難しくなることを課題として認識している。



## 9 収支状況について

(単位：千円)

				27年度	28年度	29年度
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※1	117,000	117,000	117,000
			利用者収入 ※2	9,268	8,732	8,682
			県委託事業収入 ※3	2,264	2,936	2,608
			その他	18	19	1
			収入計	128,550	128,687	128,291
		支出	人件費 ※4	47,005	48,036	47,768
			委託費 ※5	37,342	37,340	37,170
			修繕費	9,541	8,007	7,958
			県委託事業指導費 ※3	3,211	4,252	4,505
			その他	29,091	29,125	30,052
	支出計	126,190	126,760	127,453		
	収支差額	2,360	1,927	838		
	自主事業	収入 ※6	7,499	7,872	7,673	
		支出(指導費) ※6	6,460	6,786	6,566	
収支差額		1,039	1,086	1,107		
収支差額 計	3,399	3,013	1,945			
県	指定管理事業	収入	—	—	—	
		支出	指定管理料 ※1	117,000	117,000	117,000
			委託料	503	203	516
			修繕費	16,930	3,277	4,061
			その他	623	2,713	4,537
		支出計	135,056	123,193	126,114	
	収支差額 計	△135,056	△123,193	△126,114		
施設全体の収支差額合計	△131,657	△120,180	△124,169			

(参考情報) 減価償却費

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
	79,785	75,123	71,674

※1：指定管理料

指定管理料は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。

※2：利用者収入

当該施設の利用者収入は、下表のとおり、宿泊施設の利用料金である。

施設	利用者の区分	金額（円）	
		1泊	日帰り
本館棟	中学生以下	200	100
	高校生・大学生・専門学校	820	410
	26歳未満の勤労青年		
	青少年団体の引率者・指導者		
	その他（一般）	1,440	720
キャンプ場	中学生以下	100	50
	高校生以上	250	125

また、減免基準が下表のとおり設けられている。

ア	県または県教育委員会が主催し、または共催する事業に参加する者	全額減免
イ	義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者	全額減免
ウ	その他教育委員会が特別の理由があると認める者	別途定める額を免除
エ	指定管理者が公益上特に必要があると認めるとき、その他特別な理由があると認めるとき	減額可能

当該施設は、教育委員会所管の施設であり、学校行事で利用されることが多い。また、単なる宿泊施設ではなく、野外活動や自然に親しむことを行うことを目的にした施設であるが、利用する1か月以上前に施設での活動計画を提出することが求められるなど、一般のファミリーやグループがレジャー目的で気軽に利用するのは難しい。さらに、指定管理者が実施する自主事業もすべて減免対象（基準のエに該当）になっている。

その結果、下表の29年度の実績のとおり、減免対象の利用割合が大きくなる。

施設	使用者数	減免対象者
本館棟	53,414人	30,912人 (57.8%)
キャンプ場	20,231人	12,287人 (60.7%)
合計	73,645人	43,199人 (58.6%)

※3：県委託事業収入と県委託事業指導費

県が指定管理者に委託して行われるイベントの参加料（収入）と指導費（講師への謝金や食材費などの支出）である。

27年度から29年度の収入と支出をあらためて下記に示すと、下表のとおり、連続して収支赤字が発生しているが、県では、あらかじめ、この赤字の補填も見込んで指定管理料の上限額を設定している。

	27年度	28年度	29年度
県委託事業収入	2,264	2,936	2,608
県委託事業指導費	3,211	4,253	4,505
収支差額	△947	△1,317	△1,897

なお、県委託事業は、前述※2の減免基準のアに該当するため、収入には施設利用料分が含まれていない。

※4：人件費

当該施設では、平成19年度から指定管理者制度を導入して以降、人件費が大きく減少し、最後に県が直営した18年度と29年度を比較すると、下表左側のように50%以上減少していることになる。

また、下表右側には、現在の指定期間（第3期）の指定管理料の上限額を見直す際の検討資料からこれまでの指定管理料の上限額を算定する際の人件費見積額を併記している。

	実績			指定管理料上限額の算定基礎		
	18年度	29年度	増減	第1期 19年度～	第2期 22年度～	第3期 27年度～
人件費	98,562	47,768	△50,794	62,324	46,484	46,669

指定管理者制度が導入された第1期の上限額は62,324千円と、県が直営していた18年度の実績に比べて、36%も低く設定されたことになる。この制度変更時の人件費の減少は、下表のように、非常勤職員の割合の増加と平均年齢の低下によって給与単価を実現したものである。

見直し項目	県の直営	指定管理者制度
人工・職員構成	常勤：9.70 人工 非常勤：1.94 人工 合計：11.64 人工	常勤：6.58 人工 非常勤：4.69 人工 合計：11.27 人工
職員の平均年齢	46.2 歳	40.8 歳

しかし、4（4）にも記載したように、人件費を極端に減少させたことによって、過去実績に基づき算定される指定管理料の上限額がキャップになっていて、指定管理者の職員の昇給を困難にし、新たな指定管理者候補者も参入しにくい状況を生んでいる。つまり、当該施設は、将来、だれも指定管理者を引き受けなくなり、事業を継続できなくなるリスクを抱えていることになる。

※5：委託費

29年度の委託費の内訳は、次のとおり。

(単位：千円)

業務区分	内容	金額
施設管理	清掃・一般廃棄物処理	9,418
	保安警備	363
	浄化槽・汚水処理施設維持管理、水道管理、受水槽清掃、燃料タンク漏洩検査	2,197
設備管理	自家用電気工作物保安管理	454
	消防用設備点検	432
	空調設備保守	5,562
	特定建築物環境衛生管理	1,052
	構内電話交換設備等保守	189
	ろ過装置保守点検	867
	昇降機保守管理	609
	プラネタリウム保守点検	1,566
	スケートリンク保守管理（設備保守含む）	14,796
	その他	227
合計		37,732

上記の内訳を見ると、スケートリンク保守管理費用14,796千円が突出しているが、これは、指定管理料117,000千円の12.6%、県側が支出する修繕費なども含めた施設全体のコスト（＝収支差額総額＝税金による維持コスト）でみても10%を超えている。

一方で、スケートリンクは、11月から3月までの5か月間だけに利用され、29年度の利用者数は、11,865人（うち4,729人は指定管理者の自主事業参加者、差引7,136人が指定管理事業による利用者）なので、利用者1人当たりの保守コストは1,247円、本来の指定管理事業による利用者だけでみると1人当たり2,073円ということに

なる。

なお、前述※2のとおり、当該施設の利用料金は宿泊施設の利用料だけで、スケートリンクの利用料は特に設定されていない。また、自主事業も減免対象なので、イベント参加料にも利用料部分は含まれていない。つまり、スケートリンクは100%税金で維持されていて、限られた利用者が追加負担ゼロで利用していることになる。

この点について、担当課からは「スケートリンクは冬期においても天候に左右されることなく取組める活動であり、閑散期の稼働率向上に寄与している。その一方で、運営管理には多額のコストを要しており、また設備導入から約20年経ち今後設備修繕等コストの増大が予想されるため、今後、そのあり方を検討する必要があると考えている」という回答を得ている。

#### ※6：自主事業

自主事業は、指定管理者がイベントを企画して参加者から受け取る参加料を収入とし、講師の謝金などイベント運営費用（支出）との差額を自らの利益とするものである。

指定管理者は、自主事業において、当該施設を利用して収益事業を行うので、通常は、施設の利用料を支払うべきであり、その分を加味してイベントの参加料を設定し、イベント参加者から徴収する一方、イベント運営費用として施設利用料を支払うことになる。指定管理者が支払った利用料は、収支表で指定管理事業の収入に計上され、指定管理事業の収支が改善する分、指定管理料を減らすことができる。指定管理者にとっては、プラスマイナスゼロであるが、施設利用料（それによって賄われる施設の管理運営コスト）をイベント参加者に負担させるのか、税金で負担するのか、という点で大きな違いがある。この違いを29年度の収支表をベースにして単純な設例モデルで示すと、下表のようになる。

モデルA：29年度のまま

モデルB：自主事業の施設の利用料（3,000千円と仮定）をイベント参加料に含めて徴収し、指定管理者が支払うケース

(単位：千円)

				モデルA	モデルB	増減
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料	117,000	114,000	△3,000
			利用者収入	8,682	11,682	3,000
			その他	2,609	2,609	—
		収入計	128,291	128,291	—	
		支出	127,453	127,453	—	
	収支差額	838	838	—		
	自主事業	収入	7,673	10,673	3,000	
		支出（指導費）	6,566	9,566	3,000	
		収支差額	1,107	1,107	—	
	収支差額 計	1,945	1,945	—		
県	指定管理事業	収入	—	—	—	
		支出	126,114	126,114	—	
		収支差額 計	△126,114	△126,114	—	
施設全体の収支差額合計				△124,169	△124,169	—

なお、当該施設では、※2に既述したとおり、すべての自主事業について、減免対象（エに該当）にしている。そのため、モデルBのような処理を検討するには、まず、自主事業が、指定管理者業務仕様書に示されている減免基準の要件「公益上特に必要があると認めるとき、その他特別な理由があると認めるとき」に当てはまるのかどうか、また、こうした判断を指定管理者に任せるべきなのかどうかを整理する必要がある。

これについて、担当課に実際の運用状況を確認したところ、減免の判断は、指定管理者が作成する年次計画書に対して、担当課が一括承認をしているとの回答を得た。

## 10 監査の結果

### (1) 指摘

#### ① 休所日の取扱いの見直しと職員の勤務状況のモニタリングについて

当該施設は、条例で教育委員会が特に必要があると認めた場合を除き、月曜日（祝日の場合は翌日）は休所日とすることになっているが、29年度の実績を見ると、祝日だったものを除き、49日中、27日が開所している。

こうした状況を生んでいる最大の要因は、5・6・7・9・10月の5ヶ月間の平日に学校の野外活動行事が集中し、8月は各種民間団体の利用も多いため、この期間は月曜日も開所日とし申込者へ提示（前年度の9月に一斉受付）していることにあり、これについては、担当課と指定管理者との協議や連携によって利用促進を図っている成果と言える。しかし、上記のハイシーズンにおける月曜日の開所日は21日で、それ以外の時期にも6日開所しており、うち4日は主催事業もなく、1つ2つの団体を受け入れているだけの非効率な運営になっている。

現在の指定管理者は、元々、当該施設の利用者だったこともあり、利用者の目線から利用機会の増加などに熱心に取り組んでいる。その結果、3（1）に既述したように、開所日が県直営時代より21日も増加し、担当課も、開所日の増加を指定管理者制度導入によるプラス効果と評価している。しかし、そのことが逆に、6（1）に既述した職員の連続勤務につながり、人件費の問題とあわせて、新規の業者団体の参入障壁になり、ひいては、施設存続のリスクになっていることにも目を向ける必要がある。また、担当課は、開所日の承認をする時点で、休所日が少なく、職員の勤務状況の悪化が懸念できたはずであるが、十分なモニタリングをしていなかった。

担当課は、まずハイシーズンとオフシーズンの休所日の扱いを明確にしたうえで、オフシーズンについては、主催事業の開催日と月曜日の利用を要望する団体の受入れについて厳密に対応する必要がある。そのうえで、今後、指定管理者からの月次報告に翌月の勤務予定と当月の勤務実績を提出させ、職員の勤務状況を確認するべきである。

## （2）意見

### ① 個人情報の管理方法の見直しについて

7（1）に既述したとおり、個人情報の取扱いに関する管理方法が十分に整備・運用できていない。担当課も個人情報の漏洩リスクを認識しており、今後、担当課と指定管理者が連携して、次の対応をしていく必要がある。

- ・指定管理者による個人情報の取扱い方法の総点検
- ・指定管理者によるチェック（方法・時期等）の総点検
- ・個人情報取扱規程の整備
- ・担当課によるチェック（方法・時期等）の総点検
- ・チェック記録の整備

## ② 収支計算の見直しについて

9 収支状況についての※4に既述したように、当該施設では、指定管理者制度導入以降に人件費が大きく減少し、このままでは、将来、だれも指定管理者を引き受けなくなって、事業を継続できなくなるリスクがある。

これに対して、単純に指定管理料を増額して、人件費の増額をすればいいのではなく、収支計算について総合的に見直していくべきである。具体的に見直すポイントとしては、次のような点が考えられる。

### ア. 利用料金と自主事業の利用料減免の見直しについて

下表は、施設全体の維持コストと利用者による施設の維持コストの負担状況と、利用者1人当たりの負担金額を示しているが、利用者負担額に比べて施設全体の維持コストが大きいことがわかる。なお、施設全体の維持コストは、前述の9 収支状況についての表の末尾にある「施設全体の収支差額」と捉えている。

		27年度	28年度	29年度
施設全体の維持コスト	千円	131,657	120,180	124,169
利用者収入	千円	9,268	8,732	8,682
利用者人数	人	75,149	73,335	73,645
利用者1人当たり維持コスト	円	1,751	1,638	1,686
利用者1人当たり利用者収入	円	123	119	117

当該施設で利用者収入が少ない要因は、料金設定の低さと減免対象の割合が大きいことにある。

利用料金については、担当課によって26年度に見直しの要否が検討されていて、他の都道府県にある同様の施設の料金との比較も行われているが、利用者収入を増やすためにはどこを見直すべきか、といったアプローチではなく、今の料金設定を見直さなくてもいいとする理由付けに終わっている。しかし、9 収支状況についての※5に既述したように、スケートリンクの利用料金の設定など再度検討すべき余地があると考えられる。たとえば、他の施設との比較であれば、利用者1人当たり指定管理料や利用者負担率といった全体の収支計算から当該施設の状況を把握することや、料金区分別の利用者数をもとに利用者収入のシミュレーションをすることも考えられる。



減免については、9 収支状況についての※2に既述した自主事業における利用料負担を見直すべきである。

#### **イ. 支出項目の見直し**

9 収支状況についての※5に既述したように、スケートリンクの保守管理費用が多額で、かつ限られた利用者が追加負担ゼロで利用していることについて、スケートリンクを存続する意義について検討すべきである。

#### **ウ. 指定管理料の上限額の算定方法**

4（3）に既述したとおり、当該施設では、これまで、指定管理料の上限額の算定は、概ね過去4年間の実績平均に基づいて算定されており、指定管理者の経営努力分などの分析は行われていなかった。

次の指定期間（32年度から）の上限額の算定には、『手引』に従って、指定管理者の経営努力分の分析を行い、特に、人件費については、将来にわたって持続可能な体制を維持するために積極的に見直しを行う必要がある。

P 静岡県立三ヶ日青年の家

1 施設の概要

担当課	教育委員会 社会教育課	
設置根拠	静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例	
設置目的	団体宿泊訓練又は野外活動その他の自然に親しむ活動を通じた青少年の健全な育成、社会教育の振興	
設置年月日	昭和 36 年 4 月	
場所	浜松市北区三ヶ日町都築 523 - 1	
施設内容概略	本館棟、ログハウス、体育館、艇庫、ハーバー	
主な事業内容	利用団体の受入、主催事業の実施	
指定管理者	三ヶ日フィールドパートナーズ ※	
	指定期間	5 年間（H29 年度～33 年度）
	募集方法	公募（応募者数：2）
	前任者	㈱小学館集英社プロダクション（25 年度まで）
指定管理料	117,700 千円 前指定期間の最終年度：115,098 千円（28 年度）	※
利用料金制	採用	

※ 平成 29 年度のもの

2 施設の利用状況と維持管理について

(1) 利用状況（目標と実績）の推移

直近 5 年間における利用者数の目標と実績の推移は、次のとおりである。

(単位：千人)

	目標	実績
平成 25 年度	26.5	23.5
平成 26 年度	28.0	30.9
平成 27 年度	35.0	38.0
平成 28 年度	42.5	36.3
平成 29 年度	40.0	38.2

なお、上記の人数は、延べ利用人数であり、たとえば、1泊2日で利用した場合には2人とカウントされている。

全体としては大きな変化が見られないが、平成 28 年度は目標を大きく下回る実績となっている。これは、平成 28 年度から海洋活動を再開したが、想定したよりも施設利用者が増えなかったことによるものである。また、目標値は、平成 25 年度に当時新規参入の現指定管理者から提案されたものであり、見込みが立てにくかったこともあると考えられる。

## (2) 安全・防災対策の取組状況

施設・設備面の安全対策では、毎日 2 回以上日直職員と総務担当職員が館内施設・設備の安全等現況点検を実施して、事故の未然防止に努めている。点検の結果、是正が必要なものは、指定管理者または県が対応している。また、建築基準法第 12 条点検及びその他の法定点検については、点検結果に基づき、改善状況確認表に要是正及び既存不適格事項を記載し、備考欄に対応状況を記載することで進捗管理も行っている。また、団体の活動における安全対策については、毎月、訓練日を設定し、救助訓練、緊急時対応訓練、エリア点検等を実施している。特に、海洋活動については、全体訓練のほかに、個人訓練も行っている。

防災対策については、有事には所内で対策本部を組織して事態に対応するほか、平時には所員のみでの防災訓練と、消防と合同の防災訓練をそれぞれ年 1 回実施している。

## (3) 老朽化対策の取組状況

当該施設は、法令点検等での指摘事項を解消するための修繕を行うのにとどまっているのが現状である。そのため、開所以来、改修等をしていない設備が多く、特に給排水設備の老朽化が顕著な状況にある。また、施設の長寿命化のためには、屋根や外壁の塗装等にも着手しなければならない時期に来ている。さらに、トイレ洋式化など、時代にあった設備への改修も求められている。

施設の修繕については、30 万円以上の修繕については県が実施し、30 万円未満の修繕については指定管理者が実施する、という費用負担区分が設けられている。

なお、直近 3 年間の修繕費の実績は、下記のとおりである。

(単位：千円)

負担	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
静岡県	34,169	3,067	2,255
指定管理者	1,419	2,298	1,091
合計	35,588	5,365	3,346

修繕内容により金額が異なるため、修繕費は年度においてばらつきがある。平成 27 年度に静岡県の修繕費が増加したのは、外壁工事 34,169 千円を実施したためである。

また、直近 3 年間では、指定管理者が 30 万円以上の修繕を負担しているケースは見当たらなかった。

#### (4) 今後の修繕計画

担当課は、当該施設が建築後 27 年（平成 3 年築）経過しており、長期的に施設を存続させていくには、長寿命化工事などを計画的に実施していく必要があることを認識しているが、現在、具体的な計画はなく、31 年度中に個別施設計画を策定する予定である。

#### (5) 担当課が認識している課題事項

上記 2 (4) のとおり。

### 3 指定管理者制度の導入について

#### (1) 制度導入の経緯

多様化する利用者のニーズに対応するため、指定管理者制度により民間活力の有効利用や業務の簡素化が図られ、当施設の利用促進、県費節減が直営の場合より期待されることから導入を決定している。

当施設の利用促進として、①主催事業の充実、②指定管理者の人脈の活用（人脈を活かした専門性の高い事業の実施、広報の充実）、③開所日の増加があげられるが、その導入効果は下記のとおりである。

	直営最終年	平成 28 年度
④ 主催事業の充実	11 事業	13 事業
⑤ 指定管理者の人脈の活用	—	全日本カッター競技大会の誘致
⑥ 開所日の増加	308 日	317 日

また、当施設の県費節減として、管理運営費の削減があげられるが、その導入効果は下記のとおりである。

	直営最終年	平成 28 年度	節減効果
物件費	46,224 千円	58,061 千円	11,837 千円
人件費	87,310 千円	74,348 千円	△12,962 千円
合計	133,534 千円	132,409 千円	△1,125 千円

## (2) 他の制度への変更の検討状況

担当課は、指定管理者制度の導入に伴い、利用促進や経費削減等が適切に行われていると判断しているため、現時点では、直営化すること、及びPPP/PFIの手法を適用することは考えていない。

## (3) 担当課が認識している課題事項

担当課は、以下を指定管理者制度の限界や課題と考えている。

- ・指定管理料は、前期の金額や内容を上限に調整されるため、新規の取組みなど、民間の創意工夫によるサービスの向上の余地がない。

## 4 指定管理者の選定について

### (1) 選定方法や応募状況

指定管理者制度導入後の指定管理者は、次のとおり。

	指定期間	募集方法	応募数	選定された者
第1期	平成22～24年度	公募	5	㈱小学館集英社プロダクション
延長	平成25年度	非公募	—	㈱小学館集英社プロダクション
第2期	平成26～28年度	公募	3	三ケ日フィールドパートナーズ
第3期	平成29～33年度	公募	2	三ケ日フィールドパートナーズ

指定管理者の選定方法は、指定管理者候補者選定委員会による選定である。

審査委員は、選定委員会設置要綱ではなく、担当課が前期の委員構成を基に、学識経験者及び利用者代表、危機管理専門家、野外活動専門家、海洋活動専門家、財務専門家、県職員から構成されている。

### (2) 指定管理者の変更の状況

当該施設では、(1)の表の通り、第2期に指定管理者が変更している。指定管理者の変更理由は、次のとおり。

- ・青少年教育施設としての目的に沿った事業計画であり、三ケ日地域の特性を取り入れるなど、施設の魅力を高める主催事業や青少年健全育成のための効果的な研修プログラム提案であること。
- ・施設の状況を把握し、海洋型青少年教育施設として安全安心な活動実施を実現するための具体的な提案であること。
- ・海洋活動に関する専門知識・技術を持つ者、団体指導の実績がある者を的確に配置し、組織的な安全管理体制が取られ、利用者の安全が確保できる提案であること。

### (3) 指定管理料の算定の基礎

指定管理料の上限額は、下記のとおり、2段階を踏んで算定している。

- ① 前期の指定管理上限額と実績額の乖離要因について、指定管理者の経営努力によるものか、当然増減によるものか、などを、「指定管理委託料実績分析表」を用いて、分析する。

指定管理委託料実績分析表（一部抜粋）

各項目 (勘定 科目)	指定管理 上限額 A	H●-H● 平均 B	差額 B-A	乖離率 %	要因分析		
					当然 増減	経営 努力	その他

- ② 上記を踏まえ、次期指定管理料上限額を、項目ごとに、前回並とするか、利用人数見込にあわせて計上するか、などを整理する。具体的な確認項目は、次のとおり。

区分		積算方法
収入	利用料金	利用見込人数（過去実績から算定）に基づく積算
支出	人件費	直近実績に海洋指導員 4 名分を加算して算定
	委託料	平成 20 年度実績に建築基準法第 12 条点検業務を加算して算定
	需用費	海洋活動回数及び利用見込人数に基づく積算
	その他	平成 20 年度実績に基づく積算

### (4) 担当課が認識している課題事項

担当課は、以下を指定管理者制度の限界や課題と考えている。

- ・指定管理者の応募者が、減少している。

## 5 指定管理者の業務について

### (1) 主な業務内容

#### ① 施設管理

- ・青少年教育施設としての安全面、衛生面、機能面の確保と管理
- ・日常及び定期的な施設点検と補修、保守管理

## ② 施設運営

- ・ 宿泊施設の運営
- ・ 海洋活動に係る設備の保守
- ・ 使用申請の受付、利用料金の徴収
- ・ 食事などの必要なサービスの提供

## ③ 事業運営

- ・ 利用者への指導
- ・ 青少年の団体宿泊訓練、野外活動の指導及び助言
- ・ 青少年団体の指導者の育成及び指導
- ・ 県からの委託事業の実施、自主事業の開催
- ・ 利用者の安全確保

## (2) 指定管理者の職員構成

29年度の職員構成は、次のとおり。

雇用形態	人数
常勤職員	11名
非常勤職員	3名
合計	14名

## (3) 担当課が認識している課題事項

担当課は、以下の2点を指定管理者制度の限界や課題と考えている。

- ・ 県は指定管理者に対し、協定書や仕様書等に定められていない新たな取組みを依頼しにくい。
- ・ 減免対象の利用割合が大きいいため、利用者が増えるほど、指定管理者が負担する運営コストが上がる。

## 6 指定管理者との協定について

### (1) 指定管理者の労働条件への配慮や確認の状況

『手引』（行政経営課）により、指定管理者の募集要項に労働基準法等労働関係法令を遵守する旨を具体的に明記するよう定められており、当該施設についても、募集要項において、指定管理者が「労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守する」ことを明記している。また、協定書においても「指定管理者は、労働安全衛生法その他関係法令に従って、本施設において就労する労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を推進するほか、作業行動の安全を図り、労働災害の発生を防止するものとする」と記載している。

また、指定管理期間内に1回、労働関係法令の遵守状況を点検することとしており、平成30年7月に実施し、問題ないことを確認している。

## (2) 再委託の状況

庁舎清掃や消防法点検等が専門業者へ再委託されているが、これらは年度当初に指定管理者から提出される「年次計画書」において報告され、県からその内容に対し承認を出している。

## 7 指定管理者の業務のモニタリングや協議について

### (1) 実施状況

施設管理状況の確認は、四半期ごとに業務履行確認を実施し、施設・設備・備品の管理状態については、定期的に訪問し確認している。

また、安全体制の確認は、マニュアルの整備状況、訓練の実施状況、利用者への対応状況を確認するとともに、安全対策委員会や所長会・主席会などを定期的に開催することで担保している。

視察時の記録は、指定管理者が自ら実施する業務だけでなく、再委託している業務も含めて1つのチェックシートに記録されている。

また、個人情報の管理状況について、指定管理者は当該施設の運営にあたり、宿泊者名簿、使用承認申請書、主催事業申込書などを取り扱っており、これらには氏名、住所、生年月日などが含まれている。

指定管理者は、個人情報の取扱いに関する明文化した規定を整備しておらず、担当課もこれに関する確認・指導ができていなかった。

また、実際の運用状況については、担当課から、次のような回答を得ているが、記録が残されていないため、事後検証ができない。

#### <指定管理者による管理>

- ・電子データは、ネットに繋がらないPCで管理し、ファイルにはパスワードを設定する
- ・紙の書類は、鍵のかかる書庫で保管する
- ・主催事業申込書において、広報のために事業の様子を撮影する可能性があること、許可をいただいた参加者の写真のみ使用することを説明する

#### <担当課によるチェック>

四半期ごとに行う定期的な業務履行確認の際に、次の確認を行っている。

- ・個人情報の含まれる書類等が適切に保管されているか
- ・利用申込時にその取り扱いを説明できているか



上記の状況を踏まえて、あらためて担当課に当該施設における個人情報  
の漏洩リスクについての見解を確認し、次のような回答を得た。

年間延べ約4万人に利用される施設のため、利用申込書や利用者名  
簿など、取り扱う個人情報も多く、漏洩リスクは高いと考えます。確  
実に適切な管理が行われるよう、所内での取り扱いルールを改めて  
検討し、規定化するような措置を進めていく必要があります。

## (2) 担当課が認識している課題事項

担当課は、以下の2点を指定管理者制度の限界や課題と考えている。

- ・現場でのトラブル等、県と協議（相談）してもらいたい事案につ  
いて、指定管理者の認識が県と一致していないことで情報が共有され  
ないことがある。
- ・指定管理者の構成企業には施設管理の専門家がおらず、予防保全が  
できていない

## 8 指定管理者の評価について

### (1) 利用者満足度調査の実施状況

指定管理者が行う「利用アンケート」と、県が利用者に対して直接行  
う「モニター調査」の2つを実施している。

「利用者アンケート」は、通年の利用団体に対し、施設が作成した紙  
面アンケートを利用後に施設に提出してもらっている。平成29年度の  
対象団体数は280団体、回答団体数は123団体で、回答率は43.9%と  
なっている。

「モニター調査」は、3月末の年度評価に間に合わせるため、12月末  
までの利用団体に対し、社会教育課が作成した紙面アンケートを利用  
後に封筒に入れて施設に提出、もしくは社会教育課へのFAXで提出  
してもらっている。平成29年度の対象団体数は280団体、回答団体数  
は127団体で、45.4%となっている。

### (2) 指定管理者評価委員会の実施状況

静岡県青少年教育施設指定管理者外部評価委員会の評価による。評価  
委員は、外部評価委員会設置要綱に基づき、学識経験者や利用団体代表  
者、危機管理専門家、野外・海洋活動専門家、施設経営精通者で構成さ  
れている。

実施結果は、県のホームページでも公表されているが、委員会は、ま  
ず、それぞれの施設に行って、ヒアリングや資料確認を行ったうえで、

後日、評価決定を行っている。

評価は、施設の運営や管理、活動など6つの個別項目と総合評価に、それぞれ9段階（A：十分満足、B：概ね満足、C：要努力に、それぞれ＋の付加記号をつける）で各委員が採点し、その平均をとるようになっているが、まず、ABCで大きく評価をしたうえで、さらにプラス、マイナス、フラットの3段階の微調整をするというやり方は、採点する委員にとっては採点がしやすいのではないかと思われる。

また、公表されている評価結果も結果項目別の採点結果と委員からのコメントがまとめられていて、わかりやすい内容になっており、28年度分からは、評価委員の立場や専門性、評価の視点、委員会の開催状況についても追加されている。

また、評価の実施時期は、下表のように、評価対象年度終了後ではなく、監査対象年度内に実施されている。

評価対象年度	実施日
平成27年度	平成28年2月10日
平成28年度	平成29年2月15日
平成29年度	平成30年1月30日

担当課の考えは、次のとおり。

- ・評価結果を次年度の運営や指導に生かすために、年度内に評価し、伝達できるようにしている。
- ・指定管理期間最終年度の6月頃には次期指定管理者の選定を行うため、それまでに（翌年度当初すぐに）評価を実施することは難しく、現在の評価時期としている。
- ・外部評価委員の任期は3月31日までとなっているため、評価終了後に、大きな事故等があれば、外部評価委員に伝え、指定管理者に対してコメントを追加している。なお、1月から3月の事故事例等の資料については、次年度の外部評価委員会で参考資料として提示している。

### （3）担当課が認識している課題事項

担当課は、以下を指定管理者制度の限界や課題と考えている。

- ・利用者満足度等の資料を参考に評価しているが、指定管理者が複数期にわたり受託した場合、評価が高止まりすることがあり、指定管理者に対し継続的な努力等を促すのが難しくなること。

## 9 収支状況について

(単位：千円)

				27年度	28年度	29年度
指定管理者	指定管理事業	収入	指定管理料 ※1	104,915	115,098	117,700
			利用者収入 ※2	6,852	8,387	9,117
			その他	1,954	1,832	1,907
			収入計	113,721	125,317	128,724
		支出	人件費	67,679	70,875	74,348
			委託費	18,394	20,995	23,157
			修繕費	1,419	2,298	1,091
			その他	28,157	31,418	30,088
	支出計	115,649	125,586	128,684		
	収支差額	△1,928	△269	40		
	自主事業	収入 ※3	3,659	3,227	3,541	
		支出 ※3	3,710	3,320	3,725	
		収支差額	△51	△93	△184	
	収支差額 計		△1,979	△362	△144	
県	指定管理事業	収入		—	—	—
		支出	指定管理料 ※1	104,915	115,098	117,700
			委託料	285	130	372
			修繕費	34,169	3,067	2,255
			その他	1,371	8,326	3,981
		支出計	140,740	126,621	124,308	
		収支差額 計	△140,740	△126,621	△124,308	
施設全体の収支差額合計		△142,719	△126,983	△124,452		

(参考情報) 減価償却費

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度
県/減価償却費	50,882千円	50,795千円	50,794千円

※1：指定管理料

指定管理料は、指定管理者では収入として、県では支出として、それぞれ計上されるが、施設全体の収支で見れば相殺される。

※2：利用料収入

当該施設の利用者収入は、下表のとおり、主として宿泊施設の利用料金である。

施設	利用者の区分	金額 (円)
		1泊
本館等	勤労青少年	820
	学生・生徒	820
	生徒・児童・幼児	200
	指導者・引率者	820
	その他の者	1,440

当該施設は、教育委員会所管の施設なので学校行事で利用されることが多い。また、単なる宿泊施設ではなく、野外活動や自然に親しむことを行うことを目的にした施設であるが、利用する1か月以上前に施設での利用計画案を提出することが求められるなど、一般のファミリーやグループがレジャー目的で気軽に利用するのは難しい。

その結果、下表の29年度の実績のとおり、減免対象の利用割合が大きくなる。

施設	使用者数	減免対象者
本館等	38,258人	18,159人 (47.4%)

### ※3：自主事業

自主事業は、指定管理者がイベントを企画して参加者から受け取る参加料等を収入とし、飲食代や保険料などイベント運営費用（支出）との差額を自らの利益とするものである。

各年度の自主事業は次のとおりであり、平成27年度から29年度の自主事業の収支を見ると、赤字が増加している。

主たる赤字事業は、下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	27年度 収支差	28年度 収支差	29年度 収支差
スタッフ養成研修	△249	△254	△268
青年の家祭り	△49	△49	△16
三ヶ日フェスティバル	0	△35	△178

## 10 監査の結果

### (1) 指摘

なし。

### (2) 意見

#### ① 個人情報の管理方法の見直しについて

7 (1) に既述したとおり、個人情報の取扱いに関する管理方法が十分に整備・運用できていない。担当課も個人情報の漏洩リスクを認識しており、今後、担当課と指定管理者が連携して、次の対応をしていく必要がある。

- ・ 指定管理者による個人情報の取扱い方法の総点検
- ・ 指定管理者によるチェック（方法・時期等）の総点検
- ・ 個人情報取扱規程の整備
- ・ 担当課によるチェック（方法・時期等）の総点検
- ・ チェック記録の整備

#### ② 外部評価委員の評価結果について

評価委員会における評価結果は、評価の総括、要望項目、項目別評価に区分されHPで公開されるが、その中には指定管理者の努力では解決できない設備の改善に関するものなども含まれていた。

外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。

重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかということであり、そのためには、まず、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものとに明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には、評価委員のコメントを、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。

#### ③ 収支計算の見直しについて

9 収支状況についてに既述したように、施設全体の収支差額合計は1億円を超える赤字で推移しており、継続的に、収支の見直しを検討すべきである。具体的に見直すポイントとしては、利用料金の利用料減免の見直しが考えられる。

下表は、施設全体の維持コストと利用者による施設の維持コストの負担状況と、利用者1人当たりの負担金額を示しているが、利用者負担額に比べて施設全体の維持コストが大きいことがわかる。なお、施設全体

の維持コストは、前述の9 収支状況についての表の末尾にある「施設全体の収支差額」と捉えている。

		27年度	28年度	29年度
施設全体の維持コスト	千円	142,719	126,983	124,452
利用者収入	千円	6,852	8,387	9,117
利用者人数	人	38,046	36,396	38,258
利用者1人当たり維持コスト	円	3,751	3,488	3,252
利用者1人当たり利用者収入	円	180	230	238

当該施設で利用者収入が少ない要因は、料金設定の低さと減免対象の割合が大きいことにある。

利用料金については、担当課によって28年度に見直しの要否が検討されていて、他の都道府県にある同様の施設の料金との比較も行われているが、利用者収入を増やすためにはどこを見直すべきか、といったアプローチではなく、今の料金設定を見直さなくてもいいとする理由付けに終わっている。たとえば、他の施設との比較であれば、利用者1人当たり指定管理料や利用者負担率といった全体の収支計算から当該施設の状況を把握することや、料金区分別の利用者数をもとに利用者収入のシミュレーションをすることも考えられる。

## 第5 結び

今年度の監査のテーマは、「指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について」であるが、平成15年に地方自治法が改正に伴い指定管理者制度が導入されて10年以上が経過したことになる。その間、コンセッション方式などの新たな手法が導入されており、施設の管理方法も多様になってきている。

静岡県においては、『手引』において、公の施設の管理運営について、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本として、利用者の安全を最優先に配慮しながら、県民サービスの質の向上と適正かつ能率的な運営を図る観点から指定管理者制度の活用を図ることとしている。今回の監査において指定管理者制度の導入効果を確認する限りでは、概ね、導入前より改善している事項が多かった。担当課や指定管理者等の努力によるものであり、今後も連携して施設運営に取り組んで頂きたい。

また、同様に『手引』において、各施設について設置目的を達成するために最も効果的で能率的な管理運営方法をゼロベースで検討する必要があるとしている。今後、多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎えることになるが、県の予算には限りがあることから、コンセッション方式などの新たな管理運営方法についても、ゼロベースで検討することが重要であろう。静岡県においては、平成31年度から富士山静岡空港の管理運営にコンセッション方式が採用される予定であることから、今後のために、導入に当たっての知識・経験を内部で情報共有しておくことも非常に重要と考える。

今回の包括外部監査が、住民の福祉を増進するために設置された公の施設の管理運営の更なる推進に役立てば幸いである。

<監査結果一覧>

A 総論

結果	項目	内容
意見	① 『手引』のあり方について [行政経営課]	<p>一般に「手引」という言葉は、新たに始める人到手ほどきするための書物を指し、英訳すると、ガイドブックやマニュアルとなる。『手引』も強制力を持った規定集やルールブックといったものではなく、文字通り、手引であって、各担当課が参考にする程度のもので捉えるのであれば、準拠性を強く求めることはできない。</p> <p>しかし、この『手引』が県のホームページにおいて、指定管理者制度を説明する参考資料としてではあるが、広く一般に開示されている以上、県民は、この『手引』に従って指定管理者制度導入施設の適切な管理運営が行われていることを期待するであろう、と考えるのであれば、準拠性はある程度強く求めていくべきである。</p> <p>この点について、指定管理者制度が導入から10年以上が経過し、制度としてはかなり成熟化していることや、制度導入施設もほぼ固定化していることを考えれば、いわゆる、初心者向けのガイドブックといったものよりも、静岡県におけるルールブックといったものとして、位置付けていくべきではないだろうか。</p> <p>また、ルールの中にも重要性の程度があって、適切な管理運営をするうえで外してはならないもの（厳守すべきルール）と、よりよい管理運営をするためにできるだけ取り組んだ方がいいもの（努力目標的なルール）があるとすれば、重要性の高いものについて確実な運用を図るための点検チェックシートを作成し、各担当課によるセルフチェックと行政経営課への報告の仕組みを検討すべきである。</p>
	② ホームページの管理（募集期間など） [行政経営課]	<p>県のホームページで、指定管理者制度導入施設に関する情報は行政経営課がまとめて所管し、『手引』とともに、施設ごとに指定管理者の募集状況や、指定管理者の選定や評価の結果が掲載されている。このホームページを見れば、指定管理者の募集期間(募</p>



		<p>集要項の配布から申請受付終了日まで) が短い施設や評価委員会の実施時期が遅い施設、また、評価委員会の議事録を公表していない施設など、『手引』の運用状況がよくわかる。</p> <p>行政経営課は、こうした『手引』通りの運用ができていない施設が多い状況がそのまま情報発信されていることに問題意識をもって、ホームページの掲載にあたり、『手引』の運用状況をチェックし、適切に指導助言すべきである。</p>
	<p>③ 指定管理者の年度評価の実施時期について [行政経営課]</p>	<p>『手引』では、指定管理者の「年度評価は、当該年度の年度内あるいは遅くとも次年度6月頃までに実施」することとしている。</p> <p>年度評価という以上、指定管理業務の収支状況も含め年度末までの状況の評価すべきであり、対象年度の年度内に実施するというのは、理論的にもおかしい。PDCAサイクルを徹底するために、年度評価をできるだけ早い時期に実施すべきであることを明記するとともに、「次年度6月頃まで」といった曖昧な表現をやめて、「次年度の6月末までに実施すること」と表現を見直すべきである。</p> <p>さらに、年度評価の実施時期に対する準拠性が低い点については、年度評価が形骸化している表れとして深刻に受け止めてほしい。行政経営課は、各担当課に周知徹底するとともに、各担当課から行政経営課への報告の仕組みを検討すべきである。</p>
	<p>④ 指定管理者の評価の公表について [行政経営課]</p>	<p>『手引』では、議事録も公表することになっているが、実際に公表している施設・担当課は少ない。議事録を公表する意義を再検討し、場合によっては、評価結果の記載内容を充実させることで、議事録の公表を不要とするルールの見直しを検討すべきである。</p> <p>また、評価結果のまとめ方(点数・ランクのつけ方や、外部評価委員からのコメントや提言の記載方法)も、担当課によってバラバラで統一感が全くないが、評価結果を公表する目的を考えれば、県民がより理解しやすいように、以下の見直しを求めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公表する評価結果の様式・記載項目の統一</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価（点数・ランク）のつけ方の統一</li> <li>・指定管理期間と評価対象年度・期間の明示</li> <li>・外部評価委員会の実施状況の明示</li> <li>・外部評価委員の氏名・職業・専門性と委員会への出欠状況の明示</li> <li>・全体だけでなく、審査項目別の評価（点数・ランク）の明示</li> <li>・全体だけでなく、審査項目別の外部評価委員からのコメントの明示</li> <li>・外部評価委員からのコメントや提言は、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものを明確に分けて、後者は、直接的には指定管理者の業務評価ではないが補足情報として表示すること</li> </ul>
⑤ 独立性について [行政経営課]	『手引』において、独立性の要件定義が弱く、運用上も確実にチェックされたかどうかの事後検証ができない。行政経営課はチェックリストや委員への確認状のひな型を用意して、各担当課に作成・保存を徹底させるべきである。
⑥ 指定管理者の申請者を増やすための取組みについて [行政経営課]	<p>行政経営課では「ふじのくに施設紹介フェア」を開催し、県内市町の施設も含めてPRを図ろうとしているものの、直近3年度の状況は下表のとおり、ほとんどの市町が参加していない。参加市町をもっと積極的に増やしていくことで、市町を通じて、市町の指定管理者や過去の申請企業・団体へのアナウンスを拡大させるべきである。</p> <p>また、指定管理業務に関心のありそうな企業・団体を探す方法としては、(一社)指定管理者協会の会員への呼びかけも有効に思えるが、同協会の会員数は平成30年8月時点で49団体とあまり多くない。申請者の少ない施設の担当課が、近隣の都道府県や市町の同種施設で指定管理業務を行っている企業・団体を調べ、「ふじのくに施設紹介フェア」の案内先に加えることも必要である。</p>
⑦ モニタリングや視察時のチェックリストの整備	モニタリングや視察時のチェックリストの整備を進めるべきであり、それを円滑に進めるために、まず、行政経営課に、既に整備・運用されている施

	備について [行政経営課]	<p>設のチェックリストを参考に標準的なチェック項目をまとめたひな型を作り、各担当課に展開することを求めたい。</p> <p>なお、指定管理業務には、指定管理者が自ら実施するものと、他の専門業者に再委託するものに分けられるが、上記のチェックリストは、指定管理者が交代した場合などに、その境界線が変わってもチェックすべき項目が抜け落ちないように、指定管理業務全体を網羅するように作成しておくべきである。</p>
	⑧ 修繕計画の策定について [行政経営課]	<p>静岡県のおよそ半分の指定管理者制度導入施設における修繕費の負担区分は、原則として、1件30万円未満の修繕は指定管理者、30万円以上の修繕については県が負担することが協定により定められている。今回、指定管理者の修繕の実施状況を確認したところ、施設の安全性や施設利用者への影響などから緊急対応が必要な修繕につき、基本協定では、県が修繕を行うことが定められているが、指定管理者が県に協議を行い、修繕を実施している事案が発見された。</p> <p>施設の運営に当たって、このような緊急対応事案が発生することは理解できるが、あらかじめ協定に定めた負担区分と異なる例外的な対応として位置づけられるべきものであり、定期的な修繕の実施等により事案の発生を抑制していくことが可能と考える。</p> <p>今後、施設の老朽化により、同様な事案の増加が懸念されることから、各施設の現況を反映するための調査を実施し、修繕計画を策定の上、修繕計画に基づいた定期修繕を行うべきである。</p>

## B 静岡県男女共同参画センター

結果	項目	内容
意見	① 指定管理者の選定について [男女共同参画課]	<p>指定期間の第1期は3者が応募したが、第2～4期は1者応募の状況にある。あざれあ貸会議室の運営は副次的な業務であり、あくまで県男女共同参画センターとしての運営が主な業務であることから、応募者は男女共同参画事業に関する運営ノウハウを</p>

		<p>もつ者に限られてしまう傾向にあることから、やむを得ない面もあると考えられる。</p> <p>しかしながら、募集要項の配布から申請受付終了日までの期間が、第2期（42日間）、第3期（17日間）、第4期（26日間）となっており、新たに応募しようとする者にとって十分な検討期間が確保されているとはいえず、参入障壁となっている可能性があると考えられる。</p> <p>指定管理料の決定と議会日程の関係で、募集要項の配布から申請受付終了日までの期間が決定されるとはいえ、新たに応募しようとする者にとって十分な検討期間が確保されるよう配慮すべきである。</p>
	<p>② 指定管理者の業務のモニタリングについて [男女共同参画課]</p>	<p>現在のところ視察（県による施設点検）マニュアルは公式のものではなく、数年で担当がローテーションすることを考慮すると、視察項目を網羅的に文書化しておくことが望ましい。視察項目をチェックリスト化している部局もあるため、参考にして頂きたい。</p>
	<p>③ 個人情報の管理方法の見直しについて [男女共同参画課]</p>	<p>個人情報の取扱いに関する管理方法が十分に整備・運用できていない。担当課も個人情報の漏洩リスクを認識しており、今後、担当課と指定管理者が連携して、次の対応をしていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者による個人情報の取扱い方法の総点検</li> <li>・ 指定管理者によるチェック（方法・時期等）の総点検</li> <li>・ 個人情報取扱規程の整備</li> <li>・ 担当課によるチェック（方法・時期等）の総点検</li> <li>・ チェック記録の整備</li> </ul>
	<p>④ 指定管理者の目標指標について [男女共同参画課]</p>	<p>指定管理者の主な業務内容は、県男女共同参画事業であり、貸会議室の運営は副次的な業務であるところ、指定管理者の目標指標を「施設の全体利用率75%以上、利用者満足度95%以上」のみとしている。第2次県男女共同参画基本計画の中で、「県男女共同参画センター「あざれあナビ」へのアクセス件数」を行政活動指標としていることから、貸会議室の運営に関する指標のみを目標指標とするのは、指標として適合していないと考えられる。施設の設置目</p>

		的や指定管理者の業務に適合した目標指標を設定することが望ましいと考える。
	⑤ 外部評価委員会の評価結果について[男女共同参画課]	現在のところ、指定管理者外部評価委員会において、県の管理に関する指摘等があった場合は、県が対応する案件である旨を委員に説明し、講評には含めていない。本来的には指定管理者の評価が目的であるため、指定管理者に対する講評のみで足りるが、県の管理に対する講評を掲載し、県としての取組姿勢を県民に示すことも有益と考えられる。

### C 静岡県県民の森施設

結果	項目	内容
意見	① 利用者数の目標について [環境ふれあい課]	<p>当該施設は、利用者数ではなく、利用料金収入を目標に設定している。また、利用者数は宿泊客のみをカウントし、日帰り客は対象となっていない。しかし、設置目的や施設内容に照らせば、施設そのものの存在価値や、施設を管理運営する指定管理者の業務を評価するうえで、どれだけ多くの収入を獲得したのかということよりも、どれだけ多くの県民に利用されているのかということの方が、より重要なポイントではないかと思われる。</p> <p>したがって、担当課は、利用者数のカウント対象に日帰り客も加えると共に、利用者数についても目標を設定し、指定管理者とともに利用者数の増加を図る努力をするべきである。</p>
	② 施設のあり方について [環境ふれあい課]	<p>当該施設は、利用予定者を特に限定することなく、広く一般県民が野外活動に利用することを目的にしているが、利用者数は、毎年 4,000 人前後にとどまっている。</p> <p>一方、「施設全体の収支差額合計」は、最終的に税金で賄われている維持管理コストであるが、毎年約 40,000 千円が経常的に費やされ、29 年度の実績に顕著に示されているように、修繕費が膨らむと、税金負担はさらに重くなる。</p> <p>この結果、当該施設は、利用者 1 人当たりの税金負担が割高な施設になっている。</p> <p>公の施設には、障害者のための施設のように公共</p>

		<p>の利益や存在価値を単純に利用者数や利用者 1 人当たりの税金負担で測るべきではないものもあるが、当該施設に関していえば、野外レクリエーション施設であるため、ある程度割り切って、限られた利用者のためにどれだけ税金が使われているのか、ということを経験しても問題ないと考える。</p> <p>当該施設は、平成 22 年度に実施された事業仕分けで静岡県県民の森施設管理運営費が「要改善」の結果を受け、施設の存続の要否が検討されたが、当時は、野外レクリエーションの場として今後も宿泊施設として運営することが望ましいとの結論となった経緯がある。</p> <p>当該施設は、建物木造部の腐食や各種設備の経年劣化が進んでおり、今後、修繕費が増加することが予想される。担当課も中長期的な修繕計画の策定が必要であるという認識を持っているが、まず、どれだけ多くの県民に当該施設が有する価値を提供することができるのかといった視点で、施設のあり方をもう一度議論すべきと考える。</p>
--	--	--

#### D 静岡県コンベンションアーツセンター

結果	項目	内容
意見	① 施設の利用状況（稼働率）の把握について [文化政策課]	<p>直近 5 年間における施設全体の稼働率は、概ね 8 割を確保している。</p> <p>しかしながら、当該稼働率の算定は、施設ごとの利用可能日に 1 コマでも利用実績があれば実績日数 1 日としてカウントしており、実際にはすべての施設において午前・午後・夜間の 3 コマが利用できることを考えると、実態を表した正確な稼働率の算定となっていない。利用前後の準備や清掃のため利用できないコマもあるが、これらも含め利用と考えれば、コマ数での稼働率算定ができるのではないかと考える。</p> <p>施設稼働率は、指定管理業務の評価にあたって数値目標として参照されるものでもあり、より実態に即した正確な稼働率の算定と情報提供が望まれる。</p>
	② 指定管理者による労働関係法	<p>指定管理者の労働条件への配慮規定については、指定管理者が作成する事業計画書に記載があるもの</p>

<p>令の遵守について [文化政策課]</p>	<p>の、指定管理者を募集する際に示す募集要項や県と指定管理者とで締結する協定書には記載がない。</p> <p>労働環境の悪化は県民サービスの質や利用者の安全確保にも影響しかねない重大な問題であることから、県としても募集要項及び協定書の中において、労働基準法等の労働関係法令を遵守する旨を具体的に定め、予め指定管理者に明示する対応が望まれる。</p>
<p>③ 指定管理者の業務のモニタリングについて [文化政策課]</p>	<p>当該施設の担当課による視察に関して、チェック項目等を定めるなど視察によるモニタリング方法を定めた基準等は特に設けられていない。また、指定管理者が個人情報を適切に取り扱っていることを確認した記録も残っていない。</p> <p>一方で、例えば、指定管理者による再委託に関して、県では、当該施設での打合せ等の際に、再委託業者からの報告書等を確認するなど、現に視察によるモニタリングは実施されている。</p> <p>数年で担当がローテーションすることを考慮すると、視察項目を網羅的に文書化しておくことが望ましい。視察項目をチェックリスト化している部局もあるため、参考にして頂きたい。</p>
<p>④ 外部評価委員会の評価結果への対応について [文化政策課]</p>	<p>外部評価委員会の評価結果の伝達にあたっては、評価点とともに「評価に関する意見」が示される。当該意見は、評価結果の根拠を示すばかりか、指定管理者に対する様々な意見や提案がなされており、今後どのように対応するか、解決するまで継続的に検討し、履歴を残していくことが有益と考える。</p> <p>現状は、次回の評価委員会において対応状況を口頭で報告する方法に留まっているため、文書で報告するなど改善が望まれる。</p>
<p>⑤ 指定管理者評価委員会による年度評価の実施時期について [文化政策課]</p>	<p>直近3年間の年度評価は、いずれも翌年度がスタートしてから約5ヶ月以上経過しており、平成29年度に至っては約9ヶ月後に実施されている。</p> <p>「手引」では、年度評価に基づき、運営上の課題を洗い出し、年度計画の修正や改善の実施など、次年度の運営において課題の解決に必要な措置を講じるとされ、遅くとも次年度6月頃までに実施することを求めているが、直近の年度評価は遅すぎると言</p>

		<p>わざるを得ない。</p> <p>担当課によれば、例えば、直近の平成 29 年度は、評価委員の候補者が 7 月に決定し、そこから各委員への承諾と日程調整を行ったため、評価の実施が 12 月になったとのことであるが、評価委員の選定期間も含め、外部評価に期待される P D C A サイクルが有効に機能させるように、体制を見直す必要がある。</p>
--	--	--

## E 静岡県舞台芸術公園

結果	項目	内容
意見	① 施設の活用方法の検討 [文化政策課]	<p>当該施設は、端的に言えば、S P A C が芸術活動を行うために税金を使って維持管理している特殊な施設であり、一般的な都市公園などと比べても一般利用者数は非常に少ない。しかも、肝心の専用使用者である S P A C も年間の半分以上を使用していない施設もある。</p> <p>一方で、当該施設は、S P A C の公演が行われるグランシップの劇場からも、日本平山頂の展望施設からも近く、劇場公演の観客や日本平山頂の展望施設の観光客をうまく呼び込むことができれば、かなり有効な活用も期待できる場所に立地している。</p> <p>設置から 20 年以上が経過し、施設の老朽化も進んできており、今後、施設の改修費用も増加していくことが予想される中で、現状の活用方法のままでは、県民の理解は得にくいであろう。</p> <p>S P A C は、公益財団法人という形態にはなっているが、実質的に静岡県の劇団であり、その S P A C の芸術活動の場が当該施設であるとすれば、S P A C の活動はもっと積極的に県民に還元されるべきであるし、当該施設は S P A C の活動を県民に還元するための場としてもっと積極的に活用できるものにしていくべきである。</p> <p>担当課は、当該施設の本来の目的である S P A C の芸術活動の場としての機能を維持することを考慮しながらも、より積極的な一般利用の方法、県民への還元の方法を検討すべきである。</p> <p>また、現状では、S P A C の専用使用を前提とし</p>



		<p>ていることから、公園の使用者であるSPACが当該施設の指定管理業務を担うという特殊な状況にある。今後、公園の一般利用が進み、公園の位置づけの見直しが必要となる場合には、指定管理者についても、必ずしもSPACでなくてもよくなることも考えられるため、その際には、指定管理者の選定方法についても見直すべきである。</p>
	<p>② 警備に関する支出内容の見直しについて [文化政策課]</p>	<p>当該施設では、365日、24時間体制で警備員を配置しており、施設正面入口から外部に対する一定の牽制効果が期待できるほか、SPACのスタッフ・宿泊者・園地散策者等を含めた施設利用者からの様々な連絡を受け付ける第一の窓口になっている。</p> <p>しかし、その反面、監視カメラもなく、樹木も多い見通しの悪い広い園内で本当に必要としているレベルの警備ができているのか、という疑問もある。</p> <p>担当課は、警備体制のあり方と警備に関する費用対効果について再検証すべきである。</p>
	<p>③ 評価委員会による年度評価の実施時期について [文化政策課]</p>	<p>外部評価委員会が翌年度の後半に実施されている。「手引」では、年度評価に基づき、運営上の課題を洗い出し、年度計画の修正や改善の実施など、次年度の運営において課題の解決に必要な措置を講じるとされ、遅くとも次年度6月頃までに実施することを求めているが、直近の年度評価は遅いと言わざるを得ない。外部評価に期待されるPDCAサイクルが有効に機能させるように体制を見直す必要がある。</p>

#### F 静岡県立水泳場・G 静岡県富士水泳場

結果	項目	内容
意見	<p>① 選定基準及び審査項目・配点について [スポーツ振興課]</p>	<p>『手引』によれば、募集要項には、選定に係る審査項目及び配点を記載する必要がある。第4期（平成30～34年度）の募集（平成29年9月実施）において、現指定管理者の管理実績が優秀な場合に「期間評価」として加点する旨が記載されているが、当該加点配分の明記がなかった。</p> <p>「期間評価」の加点配分実績は10点であり、その他の配点合計（100点）の1割相当となっている。選</p>

		<p>定における事務の透明性を確保するためにも、「期間評価」の加点配分については、あらかじめ募集要項に明記しておくことがのぞましい。</p>
	<p>②施設のあり方の検討について [スポーツ振興課]</p>	<p>県立水泳場は高校総体（平成3年開催）、富士水泳場は国体（平成15年開催）における競技会場として整備された施設であり、いずれも50mと25mの競泳用プール及び飛込プールという同スペックの設備を有している（すべて公認プール）。</p> <p>施設の設置目的は、第一に「競技力の向上」があり、二次的に「県民一般の健康増進とスポーツ振興」がある。そのため、利用においては競技者の利用が優先されている。また、一般開放分を含めると、平成29年度にはいずれの施設も年間10万人を超える利用があるが、減免利用者が多いため、収支の改善に結びつかない特徴がある。9の収支表のとおり、平成29年度における施設全体の収支（県と指定管理者の連結収支）は、県立水泳場で158,736千円、富士水泳場で204,886千円、合計363,622千円の支出超過で、同様の機能を持つ施設を重複して保有することで県の負担は2倍になっている。</p> <p>県立水泳場は建設から約30年、富士水泳場も16年が経過し、各所に経年劣化が見られ、今後、さらなる修繕費用や設備更新等が必要と見込まれる。現在のかたちで施設を維持していくのか、あるいは設置目的を見直して施設の集約やダウンサイジングを図っていくのか、静岡県スポーツ推進審議会等を活用し、長期的な視野で今後の方向性を慎重に検討していく必要がある。</p>
	<p>③コンセッション事業の導入可能性の検討について [スポーツ振興課]</p>	<p>当該施設では、制度の標準期間である5年を採用していることから、指定期間が短く、長期的な視野に立った提案を受けにくいことが課題である。</p> <p>第4期（平成30～34年度）募集において、応募者（現指定管理者）から施設整備に関する提案を受け、トレーニング室のリニューアルやWi-Fiの整備等が進められ、施設の利便性が図られてきたところであるが、指定期間が今よりも長く設定されれば、より長期的な投資提案を受けられることも期待される。</p>

		<p>指定管理者制度以外の官民連携制度にコンセッション方式があるが、コンセッションによれば、数十年という長期契約も可能となることから事業者の裁量は広がり、中長期の設備更新という行政課題についても、民間ノウハウを生かした提案を受けられる可能性が出てくる。</p> <p>文部科学省の「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」最終報告でも、スポーツ施設におけるコンセッション制度導入のメリット等が示されており、たとえ独立採算が見込めない施設であっても、公的負担の抑制効果が出れば有用であることから、当該施設に最も適合する官民連携制度を研究し、効率的な経営の仕組みを構築していくことを検討されたい。</p>
	<p>④ネーミングライツ等の他の収益獲得施策の立案について [スポーツ振興課]</p>	<p>スポーツ庁では、スポーツ施設の収益拡大施策についての各自治体の取組事例を紹介しており、ネーミングライツによりスポンサーを募る公共施設等の例も散見される。</p> <p>安全なスポーツ施設を持続的に運営していくためには、何よりも安定した財源の確保が課題であり、コンセッション事業の導入等の官民連携による効率的な経営の仕組みを考えるとともに、施設の設置者である県が、施設が潜在的に有する収益性を見出して、これを活用していく施策を立案していくことも重要である。</p> <p>ネーミングライツのように施設そのものに係るもののほか、施設内外の看板設置による広告収入策や、寄付金の募集、基金の創設等の一層の財源確保に取り組まされたい。</p> <p>スポーツ競技は、官民間問わず、企業広告や協賛の対象となることが多いことからさまざまな事例があるため、これらを検証し、当該施設にふさわしい方法を研究する必要がある。</p>
	<p>⑤評価委員会による年度評価の実施時期について</p>	<p>外部評価委員会が翌年度の後半に実施されている。「手引」では、年度評価に基づき、運営上の課題を洗い出し、年度計画の修正や改善の実施など、次年度の運営において課題の解決に必要な措置を講じ</p>

	[スポーツ振興課]	るとされ、遅くとも次年度6月頃までに実施することを求めているが、直近の年度評価は遅いと言わざるを得ない。外部評価に期待されるPDCAサイクルが有効に機能させるように、体制を見直す必要がある。
--	-----------	---

#### H 静岡県立富士見学園

結果	項目	内容
意見	① 施設のあり方について [障害者政策課]	<p>当該施設では、社会環境の変化により、入所者の障害程度が重度化し、施設に求められる役割が変化する中、定員数や提供サービスの見直しなどで対応している。</p> <p>しかしながら、入所者の障害程度の重度化が進む中で、施設機能が建具等の破壊や漏便に備えた仕様になっていないことや、入所者の重度化に対応した支援を行うために人員を配置することによって、指定管理料収入を含めても、施設単体での運営収支が赤字になっていることなどの課題が認識されている。</p> <p>そのため、当該施設は、「今後維持すべき施設の機能（施設のあり方）」という根本的な部分について、見直しの必要性が生じている状況にある。</p> <p>今後のあり方としては、大きく分けると、県有施設として継続するのか、民営化するのかの2つの選択肢が考えられる。</p> <p>県有施設として指定管理者制度を継続する場合には、利用期間の見直しなどのニーズ変化へのさらなる対応だけでなく、個室化などの環境整備を実施して施設機能の不適合を解消する必要がある。そのためには、大規模な改修・改築工事が想定されるが、現時点で不適合になっている部分を直すだけでなく、将来にわたって長期的に県有施設として維持していく計画のもと、施設を再設計し、多額の改修費用の財源確保が必要となる。</p> <p>一方、民営化する場合には、まず収支の改善を図らなければ、引受先が現れないという問題がある。富士見学園は、施設としての特殊性により、人件費</p>

		<p>率が高くなっていることが赤字の主な要因と考えられる。これを解消するためには、施設の運営方法・機能の見直しが必要になるが、その場合には、これまでの施設の目的や役割を維持することができなくなることも想定される。</p> <p>いずれにしても、施設のあり方について、幅広い合意形成を図りながら、引き続き検討することが必要と考える。</p>
--	--	---

### I 静岡県沼津労政会館・静岡県静岡労政会館・静岡県浜松労政会館

結果	項目	内容
意見	① 施設のあり方について [労働政策課]	<p>当該施設は、「労働者の福祉の増進に寄与すること（静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例）」を目的として、昭和 30 年頃に設置されている。</p> <p>しかし、施設の主な事業内容は、ホール及び会議室の貸出、つまり、一定の時間、会議やイベントのスペースを貸し出しているだけで、他の公営・民間の貸会議室と比べて特徴的な設備があるわけでもない。労働関係者については、一般料金よりも割安に利用できるが、そのことをもって、“労働者の福祉の増進”に寄与する、とはいいがたい。</p> <p>平成 26 年度に実施された指定管理者評価委員会でも、評価委員から「設置目的と会館の現実に乖離が生じているのではないか」というコメントもある。各施設が設置された昭和 30 年頃と現代では、労働者に関する社会情勢も大きく異なっており、設置目的自体が社会的ニーズに合わなくなっているのかもしれない。</p> <p>肝心の労働関係者の利用状況はほぼ横ばいであるが、一般を含めた全体の利用者数は減少傾向にある。民間の貸会議室よりも割安な利用料金を実現するために、税金で維持費用を賄っている以上、直接的な目的対象である労働関係者に限らず、より多くの県民に利用されてこそ、施設の存在意義があると考えれば、利用者数の減少は施設の存在意義の低下とも受け止められる。</p> <p>特に利用者数の減少が大きい静岡労政会館につ</p>

		<p>いては、同じ県有施設の静岡県男女共同参画センター(通称あざれあ)が道路1つを挟んで設置されており、貸会議室の提供という機能については完全に重複している。貸会議室を割安な料金で提供することをもって、労働関係者や男女共同参画団体の福祉の増進や支援とするのであれば、1つの施設で、それぞれの団体に対して料金を減免する仕組みを構築すれば足りるのではないだろうか。</p> <p>施設の老朽化が進み、修繕費も増加傾向にある中で、今後、本格的な長寿命化対策や建替等の検討をしていく時期が来ている。当該施設を将来にわたって現状のまま維持し続けることがよいのか、あるいは他の県有施設との統廃合に進むべきなのか、など長期的な視点での方向性の検討とそのスケジューリングを示すことが求められるのではないだろうか。</p> <p>こうした、方向性の検討の前提として、指定管理の導入目的にある「会館の利用促進」に向け、施設の効用を最大限に発揮できる運営がなされているか、定期的に検証していく必要がある。</p>
	<p>② 指定管理者の業務のモニタリングについて [労働政策課]</p>	<p>担当課は、毎月、指定管理者(各館の館長を含む)と県担当課とで会議を開催し、設備管理の状況や運営上の疑義等についての確認を行い、内容を復命書に記録している。また、年に1回、各施設の再委託関係や帳簿類、記録等の書類の実地調査を実施しており、調査項目については毎年、担当課において定めた上で実施している。</p> <p>一部の確認事項については、県担当者の具体的な視察内容は不明瞭であり、数年で担当がローテーションすることを考慮すると、視察項目を網羅的に文書化しておくことが望ましいと考える。視察項目をチェックリスト化している部局もあるため、参考にして頂きたい。</p>
	<p>③ 外部評価委員会の評価結果について [労働政策課]</p>	<p>ア. 評価票による評価委員のコメントについて</p> <p>評価委員会における評価委員のコメントは、評価票に集約されて指定管理者に提示されるが、その中には指定管理者の努力では解決できない設備の改善に関するものなども含まれていた。</p>

		<p>外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。</p> <p>重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかということであり、そのためには、まず、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものとに明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には、評価委員のコメントを、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。</p> <p>イ. 評価票による評価とコメントについて</p> <p>評価票では、5人の評価委員が項目別に点数をつけて、最終的にはすべての項目の合計平均点が24点満点中12点以上であれば、総合評価が可となり、「改善を要する」にならない取扱いである。</p> <p>平成27年度も28年度も、合計平均点は17.4点になっているが、項目別にみると、27年度に、「利用目標の達成に向けた経営努力が行われているか」という項目で、5人の評価委員のうち3人が、3点満点で1点と評価し、平均も1.4点となっていた。28年度は1.6点に改善しているが、利用状況等の分析をするべきだというコメントが複数出ていた。</p> <p>評価委員に項目別に評価を求めている趣旨からすると、総合評価のみならず項目別に今後の取扱いを検討すべきと考える。また、評価委員のコメントについては、PDCAサイクルの観点から、今後どのように対応するか、解決するまで継続的に検討し、履歴を残していくことが有益と考える。</p>
	<p>④施設の稼働状況のデータ分析について [労働政策課]</p>	<p>当該施設は県営の貸会議室であり、民間の貸会議室よりもかなり割安な料金設定を実現するために税金で運営費を賄う以上、より多くの利用者に活用されなければ、当該施設の存在意義はないといえる。</p> <p>その意味で、当該施設において、利用者数は非常に重要な意味があるが、その利用者数が減少している状況にもかかわらず、各会議室の稼働状況を時間</p>

		<p>帯別に分析するといった、貸会議室の運営上、当然に行われるべき基礎的な管理が行われていない。</p> <p>貸会議室の利用は、事前予約が必要であり、ダブルブッキングを避けるために、部屋別、時間別に予約を把握することは当然の作業である。直前のキャンセルもあるが、基本的には、予約データをもとに実績を補正して集計するだけの作業に過ぎない。</p> <p>また、会議室の時間帯別の稼働状況は、新たに指定管理者に申請することを検討する業者・団体にとっても非常に重要な情報であり、実際に、26年度の募集の際にも質問が寄せられているが、有効な回答ができていない。これは、本来、指定管理者制度が目指す、民間の活力の積極的な導入の阻害要因になっていることを重く受け止めるべきである。</p> <p>当該施設の長期的な方向性やスケジューリングを検討するうえでも、会議室別・時間帯別の稼働状況を把握する体制を早急に構築する必要がある。</p>
--	--	---

## Ｊ 静岡県医療健康産業研究開発センター

結果	項目	内容
意見	①施設の利用状況と維持管理について [新産業集積課]	<p>当施設では、ファルマバレープロジェクト戦略計画に即した施設運営とオープンイノベーション促進の観点から、製品開発完成数（製品化）や共同契約研究数を目標にしている。</p> <p>製品化は最終的な成果であり、その実現には、指定管理者よりも施設入居企業の努力が強く影響することを考えると、指定管理者の目標として直接的ではないと考える。</p> <p>指定管理者の業務において最も専門的な業務はラボマネージャーによる入居者支援事業や連携交流事業であることを考慮すると、その活動（たとえば、ラボマネージャーが対応した相談や紹介の案件数や、交流イベントの開催数、施設の見学者数など）に沿った目標設定や評価を行うのが望ましいと考える。</p>
	②指定管理者の	担当課は、毎月２回、施設へ視察し、指定管理者



	<p>業務のモニタリングについて [新産業集積課]</p>	<p>から提出された月次報告書並びに業務仕様書に基づく業務遂行の状況について、業務日報の確認を行っている。</p> <p>数年で担当者がローテーションすることを考慮すると、年次報告書による事業内容確認時の様に視察項目を文書化しておくことが望ましいと考える。視察項目をチェックリスト化している部局もあるため、参考にすべきである。</p>
	<p>③評価結果の公表について [新産業集積課]</p>	<p>評価委員会による評価は、評価項目ごとに評価し、その評価得点を用いて総合評価している。</p> <p>現状、外部公表の対象は総合評価のみであり、そのベースとなる各評価項目の評価は記載されていない。</p> <p>各評価項目及び配点は公開されていることから、併せて評価点についても公開することが、総合評価の根拠を明確化する観点から望ましいと考える。また、委員コメントについても、現状、被評価者に対する通知では各評価項目と紐づけられているものの、公開の際には総合評価の後に箇条書きでまとめられているのみであるので、各評価項目と紐づけて表示すれば、評価根拠としても開示できると考える。</p>

## K 静岡県富士山こどもの国

結果	項目	内容
意見	<p>①施設のあり方について [公園緑地課]</p>	<p>平成 16 年以降の利用数の推移を見ると、年度によって若干の増減はあるが、平成 25 年度以降は、利用者数は緩やかに減少している傾向にあり、少子化により、今後、ますます利用数の低下が進んでいくことが予想される。</p> <p>一方、平成 27・28・29 年度の収支状況を見ると、指定管理業務については、県が負担する修繕費や施設の減価償却費を除いても、毎年、3 億円以上の赤字になっており、この赤字を指定管理料という名目で税金を使って補填しているという構造になっている。平成 29 年度について具体的に数字を示すと、指定管理業務については、392,078 千円の費用（県が負</p>

		<p>担する修繕費や施設の減価償却費を除く)に対して、利用者からの料金収入は69,022千円しかないので、利用者一人当たり1,282円の赤字、利用者負担率は17.6%ということになる。</p> <p>これらの状況から、当該施設については、利用者数を増加させ、収支の改善を図ることが課題であると考え、平成26年度の募集要項(資料編)から平成22年度から25年度の月別・利用者の属性別の入園数を見ると、利用者が、小学生以下の子供とその引率者・保護者に偏っていることと、冬の利用が少ないことから、中学生以上の若者や、高齢者などもターゲットにすることや冬の稼働を検討する余地があると言える。</p> <p>利用者層の拡大については、施設の内容を見ると、必ずしも、小さな子供とその家族に限らず、中高生以上の若者や一般成人向けのキャンプ場や、高齢者向けの健康増進のためのアクティビティなどにも利用できるのではないかとと思われるが、当該施設の設置目的が、子供の育成のためとなっており、まずは、当該施設の設置目的の対象を子供に絞り込む必要があるのか、ということから見直す必要がある。また、「こどもの国」という施設名も、中学生以上には幼稚な印象を与えてしまって、敬遠されているのではないかとと思われる。</p> <p>冬の稼働については、前述の利用者の拡大と合わせて、イベントの企画や施設内容の充実を図る積極的な見直しと、休業日を増やして経費の圧縮を図る消極的な見直しが考えられる。</p> <p>また、現在の指定管理者を募集した際、指定管理者に選定された小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)と次点だった(株)フジヤマリゾートはいずれも、近くでレジャー施設を運営している(前者は富士サファリパーク、後者はぐりんぱ・イエティ)。これら、レジャー施設の運営について実績を有する事業者が意欲的に応募してきたことを鑑みると、有料のレジャー施設的な要素を有する当該施設の特長から、さらに民間のノウハウを発揮すべき余地はあると考え</p>
--	--	---

		られる。
	② 外部評価委員会の評価結果について [公園緑地課]	<p>外部評価結果報告書を見ると、「公園の維持管理に係る協議の場の必要性」(27年)、といった項目が記載されているが、これは指定管理者と県との機能的な役割分担を明確にする上で重要であると考えられる。</p> <p>外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。</p> <p>重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかということであり、そのためには、まず、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものとに明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には、評価委員のコメントを、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。</p>

#### L 静岡県草薙総合運動場

結果	項目	内容
意見	① 外部評価委員会の評価結果について [公園緑地課]	<p>外部評価結果報告書を見ると、改善事項として「施設の老朽化対策・安全性の確保」(平成29年度)や、機能別の評価として「ユニバーサルデザインの観点での施設改修」(平成29年度)といった項目が記載されているが、施設の改修についての課題は、指定管理者だけではなく県も対応すべき事項である。</p> <p>外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。</p> <p>重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかということであり、そのためには、まず、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものとに明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には、</p>

		評価委員のコメントを、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。
--	--	--

#### M 遠州灘海浜公園

結果	項目	内容
意見	①無料利用者数の把握について [公園緑地課]	<p>公園緑地課では、当該施設の他にも複数の公園を所管しており、公園によって施設内容や指定管理者が異なることから、管理運営のやり方も多少異なるのは当然であるが、監査の結果、無料公園施設の利用者数のカウント方法も施設によってかなり差があることがわかった。</p> <p>当該施設では、競技会での有料施設の利用者や、フリーマーケットなどのイベントの利用者数だけを集計しており、公園内を散策している人などはカウントしていないが、同じ公園緑地課所管の草薙総合運動場では、公園内を散策している人についてもカウントしている。施設内容や立地に違いがあるとは言え、当該施設の利用者数が少ない理由の1つには、こうしたカウント方法の影響も少なくないと考えられる。</p> <p>都市公園は、基本的に利用者から利用料金を徴収できない施設であり、公益性の観点から税金を使って維持管理されるものである。利用者数はその公益性を図るうえで最も重要な要素であるから、担当課は、利用者数のカウント方法について、ある程度統一的な考え方を検討し、各指定管理者に示すべきである。</p>
	②指定管理者によるプロポーザルの実行状況の評価について [公園緑地課]	<p>現指定期間（28年度～32年度）の募集・選定の際に、現在の指定管理者から、上水から井水への切り替えや植物性廃棄物の園外搬出処分に係る経費の削減等のプロポーザルがあり、それが選定時の評価ポイントにもなっている。</p> <p>しかし、外部評価委員会における評価項目には、当該項目の設定がなく、上記プロポーザルの実行状況に対して明確に評価が行われた形跡を確認できない。</p> <p>選定時の評価ポイントにもなっているプロポー</p>

		ザルについては、より確実に評価されるように、評価委員会での評価項目に明確に加えておく必要がある。
--	--	--

## N 愛鷹広域公園

結果	項目	内容
なし		

## O 静岡県立朝霧野外活動センター

結果	項目	内容
指摘	① 休所日の取扱いの見直しと職員の勤務状況のモニタリングについて [社会教育課]	<p>当該施設は、条例で教育委員会が特に必要があると認めた場合を除き、月曜日（祝日の場合は翌日）は休所日とすることになっているが、29年度の実績を見ると、祝日だったものを除き、49日中、27日が開所している。</p> <p>こうした状況を生んでいる最大の要因は、5・6・7・9・10月の5ヶ月間の平日に学校の野外活動行事が集中し、8月は各種民間団体の利用も多いため、この期間は月曜日も開所日とし申込者へ提示（前年度の9月に一斉受付）していることにあり、これについては、担当課と指定管理者との協議や連携によって利用促進を図っている成果と言える。しかし、上記のハイシーズンにおける月曜日の開所日は21日で、それ以外の時期にも6日開所しており、うち4日は主催事業もなく、1つ2つの団体を受け入れているだけの非効率な運営になっている。</p> <p>現在の指定管理者は、元々、当該施設の利用者だったこともあり、利用者の目線から利用機会の増加などに熱心に取り組んでいる。その結果、3（1）に既述したように、開所日が県直営時代より21日も増加し、担当課も、開所日の増加を指定管理者制度導入によるプラス効果と評価している。しかし、そのことが逆に、職員の連続勤務につながり、人件費の問題とあわせて、新規の業者団体の参入障壁になり、ひいては、施設存続のリスクになっていることにも目を向ける必要がある。また、担当課は、開所日の承認をする時点で、休所日が少なく、職員の勤務状</p>

		<p>況の悪化が懸念できたはずであるが、十分なモニタリングをしていなかった。</p> <p>担当課は、まずハイシーズンとオフシーズンの休所日の扱いを明確にしたうえで、オフシーズンについては、主催事業の開催日と月曜日の利用を要望する団体の受入れについて厳密に対応する必要がある。そのうえで、今後、指定管理者からの月次報告に翌月の勤務予定と当月の勤務実績を提出させ、職員勤務状況を確認すべきである。</p>
意見	<p>①個人情報の管理方法の見直しについて [社会教育課]</p>	<p>個人情報の取扱いに関する管理方法が十分に整備・運用できていない。担当課も個人情報の漏洩リスクを認識しており、今後、担当課と指定管理者が連携して、次の対応をしていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者による個人情報の取扱い方法の総点検</li> <li>・指定管理者によるチェック（方法・時期等）の総点検</li> <li>・個人情報取扱規程の整備</li> <li>・担当課によるチェック（方法・時期等）の総点検</li> <li>・チェック記録の整備</li> </ul>
	<p>②収支計算の見直しについて [社会教育課]</p>	<p>当該施設では、指定管理者制度導入以降に人件費が大きく減少し、このままでは、将来、だれも指定管理者を引き受けなくなると、事業を継続できなくなるリスクがある。</p> <p>これに対して、単純に指定管理料を増額して、人件費の増額をすればいいのではなく、収支計算について総合的に見直していくべきである。具体的に見直すポイントとしては、次のような点が考えられる。</p> <p>ア. 利用料金と自主事業の利用料減免の見直しについて</p> <p>県（税金）と利用者による施設の維持管理コストの負担状況と、利用者1人当たりの負担金額からすると、利用者負担額に比べて税金負担額が大きいことがわかる。</p> <p>当該施設で利用者収入が少ない要因は、料金設定の低さと減免対象の割合が大きいことにある。</p> <p>利用料金については、担当課によって 26 年度に</p>

		<p>見直しの要否が検討されていて、他の都道府県にある同様の施設の料金との比較も行われているが、利用者収入を増やすためにはどこを見直すべきか、といったアプローチではなく、今の料金設定を見直さなくてもいいとする理由付けに終わっている。しかし、スケートリンクの利用料金の設定など再度検討すべき余地があると考え。たとえば、他の施設との比較であれば、利用者1人当たり指定管理料や利用者負担率といった全体の収支計算から当該施設の状況を把握することや、料金区分別の利用者数をもとに利用者収入のシミュレーションをすることも考えられる。</p> <p>減免については、自主事業における利用料負担を見直すべきである。</p> <p>イ. 支出項目の見直し</p> <p>スケートリンクの保守管理費用が多額で、かつ限られた利用者が追加負担ゼロで利用していることについて、スケートリンクを存続する意義について検討すべきである。</p> <p>ウ. 指定管理料の上限額の算定方法</p> <p>当該施設では、これまで、指定管理料の上限額を算定は、概ね過去4年間の実績平均に基づいて算定されており、指定管理者の経営努力分などの分析は行われていなかった。</p> <p>次の指定期間(32年度から)の上限額の算定には、『手引』に従って、指定管理者の経営努力分の分析を行い、特に、人件費については、将来にわたって持続可能な体制を維持するために積極的に見直しを行う必要がある。</p>
--	--	--

**P 静岡県立三ヶ日青年の家**

結果	項目	内容
意見	①個人情報の管理方法の見直しについて	個人情報の取扱いに関する管理方法が十分に整備・運用できていない。担当課も個人情報の漏洩リスクを認識しており、今後、担当課と指定管理者が

[社会教育課]	<p>連携して、次の対応をしていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者による個人情報の取扱い方法の総点検</li> <li>・指定管理者によるチェック（方法・時期等）の総点検</li> <li>・個人情報取扱規程の整備</li> <li>・担当課によるチェック（方法・時期等）の総点検</li> <li>・チェック記録の整備</li> </ul>
<p>②外部評価委員会の評価結果について [社会教育課]</p>	<p>外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。</p> <p>重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかということであり、そのためには、まず、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものとに明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には、評価委員のコメントを、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。</p>
<p>③収支計算の見直しについて [社会教育課]</p>	<p>施設全体の収支差額合計は1億円を超える赤字で推移しており、継続的に、収支の見直しを検討すべきである。具体的に見直すポイントとしては、利用料金の利用料減免の見直しが考えられる。</p> <p>県（税金）と利用者による施設の維持管理コストの負担状況と、利用者1人当たりの負担金額からすると、利用者負担額に比べて税金負担額が大きいことがわかる。当該施設で利用者収入が少ない要因は、料金設定の低さと減免対象の割合が大きいことにある。</p> <p>利用料金については、担当課によって28年度に見直しの要否が検討されていて、他の都道府県にある同様の施設の料金との比較も行われているが、利用者収入を増やすためにはどこを見直すべきか、といったアプローチではなく、今の料金設定を見直さなくてもいいとする理由付けに終わっている。たとえば、他の施設との比較であれば、利用者1人当たり指定管理料や利用者負担率といった全体の収支計算から当該施設の状況を把握することや、料金区分</p>



		別の利用者数をもとに利用者収入のシミュレーションをすることも考えられる。
--	--	--------------------------------------